

平成 30 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

社会福祉推進事業

# 災害福祉広域支援ネットワークの推進方策に関する

## 調査研究事業

### 報告書

### (データ版)

平成 31 (2019) 年 3 月

株式会社 富士通総研



災害福祉広域支援ネットワークの推進方策に関する調査研究事業報告書(データ版)

目 次

第 1 章	都道府県における災害時の福祉支援体制構築の取り組み状況.....	1
1.	調査の目的と概要.....	1
(1)	調査の目的.....	1
(2)	設問の構成.....	1
(3)	調査方法及び調査期間.....	2
(4)	回収結果(2019 年 3 月末時点).....	2
(5)	報告書を見る際の注意事項.....	2
2.	調査結果の概要.....	3
3.	調査結果.....	7
(1)	都道府県内における災害時の福祉支援体制の構築状況について.....	7
(2)	他都道府県との広域的な災害時の福祉支援体制の構築状況について.....	98
(参考)	調査票.....	120



# 第1章 都道府県における災害時の福祉支援体制構築の取り組み状況

## 1. 調査の目的と概要

### (1) 調査の目的

本調査は、全国の各都道府県における、災害時の福祉支援体制の構築とその実施に係る人材育成について把握することを目的とする。なお、本調査は、厚生労働省の「災害時の福祉支援体制について」（平成30年5月31日 社援発 0531 第1号）で示された「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）にて、災害福祉支援ネットワークの構築、一般避難所への福祉支援のあり方提示後、初めての都道府県調査となる。

なお、今年度は44団体からの回答であり、さらにガイドライン発出で取組内容の見直しを行っている状況もみられる。そのため、平成29年度よりも実施数が少ない場合もある。

### (2) 設問の構成

設 問		備考
問	内 容	
<b>I 都道府県内における災害時の福祉支援体制の構築状況</b>		
問 1	都道府県内における災害時の福祉支援体制の構築状況	
問 2-1	「1.既に構築している」「2.現在構築中である」都道府県のみ回答	
①	自都道府県内で活動する名称・内容	
②	体制の稼動開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期	
③	体制構築に関わっている団体	
④	現在の協議会、協定等への参加団体以外で連携を想定している団体	
⑤	体制の事務局	
⑥	災害時の事務局のバックアップ機能	
⑦	体制の担当部署	
⑧	体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	
⑨	現在の参加団体以外で連携を検討している団体	
⑩	支援の対象	
⑩-1	支援の主な対象先	
⑩-2	支援の主な対象者	
⑪	派遣人員の確保や育成状況	
⑪-1	人員確保の方法	
⑪-2	研修や訓練の実施状況	
⑫	活動に際しての資機材等の確保状況	
⑬	対応を想定している「災害」	
⑭	都道府県の地域防災計画における体制の位置づけ	
⑮	体制に関する各市区町村への働きかけ状況	
⑯	災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	
問 2-2	「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」「4.未定」都道府県のみ回答	
①	自都道府県内で活動する体制構築検討の開始予定時期	
②	その時期とした理由	
③	体制の事務局に想定する者	
④	都道府県地域防災計画と災害時の福祉支援体制との関係（想定）	
⑤	体制構築に際しての課題	
⑥	体制構築に際して望まれる支援	
問 2-3	「5.予定はない」都道府県のみ回答 ※該当する自治体なし	
①	自都道府県内で活動する体制の構築を予定していない理由	

設 問		備考
問	内 容	
	② 体制の事務局に想定する者	
	③ 都道府県地域防災計画における当該体制の機能の確保状況	
	④ 体制構築に際しての課題	
	⑤ 体制構築に際して望まれる支援	
<b>Ⅱ 他都道府県との災害時の福祉支援体制の構築状況(広域)</b>		
問 3	他都道府県との災害時の福祉支援体制の構築状況	
問 4	問 4-1 「1.既に構築している」「2.現在構築中である」都道府県のみ回答	
	① 問 2 の災害時の福祉支援体制によって行うことを想定しているか	
	② 共同での検討や協定等を結んでいる都道府県の有無	
	③ 広域の体制構築に際しての課題	
	④ 広域の体制構築に際して望まれる支援	
	問 4-2 「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」、「4.未定」都道府県のみ回答	
	① 広域の体制構築の検討開始予定時期	
	② その時期とした理由	
	③ 広域の場合も自都道府県で活動する体制による実施を想定しているか	
	④ 広域の体制構築に際しての課題	
	⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援	
	問 4-3 「5.予定はない」、「6.その他」都道府県のみ回答	
	① 広域の体制構築を予定していない理由	
② 広域の体制構築に際しての課題		
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援		
<b>Ⅲ 災害時の福祉支援体制の構築に必要な支援や意見等について</b>		
問 5	災害時の福祉支援体制の構築に際し、必要な支援	
問 6	災害時の福祉支援体制の構築に関するご意見等	

### (3) 調査方法及び調査期間

調査対象	全 47 都道府県
配布と回収	メールによる調査票の配布及び回収
調査期間	2019（平成 31）年 3 月 9 日～3 月 25 日

### (4) 回収結果(2019 年 3 月末時点)

回収数	44 都道府県
回収率	93.6%

### (5) 報告書を見る際の注意事項

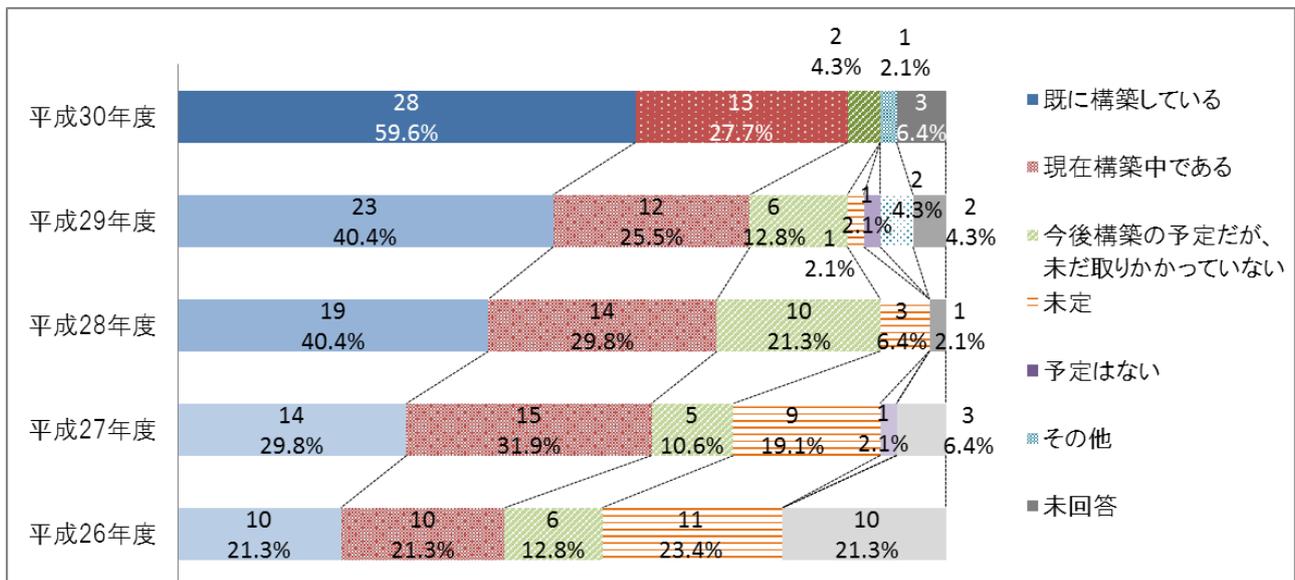
- 単一回答（問 1、問 3）の設問は、全 47 都道府県に対する割合を算出し、小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって、数値の合計が 100.0%にならない場合がある。
- 問 2、問 4 では集計を行わず、各都道府県の実態が分かるよう、回答を個別に掲載した。
- 本文や図表中の選択肢表記は、場合によって語句を短縮・簡略化している場合がある。
- 回答欄に「別添参照」等の記載があった箇所については、回答票と合わせて提出があった別添資料から、回答に該当する箇所のみを転載した。
- 自由回答については、明らかな誤字を除き、原文のまま記載した。

## 2. 調査結果の概要

### 【都道府県内の体制】

都道府県内において災害が発生した場合、被災地での福祉支援の機能を確保するため、当該都道府県内の被災市町村に要配慮者支援を実施する人員派遣等を行う、災害時の福祉支援体制を構築している都道府県は、全 47 都道府県中「既に構築している」(28 団体・59.6%)、「現在構築中である」(13 団体・27.7%)、「今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」(2 団体・4.3%)であり、体制の構築もしくは構築を目指している都道府県の計は昨年度より 2 団体増え、43 団体・91.5%である。(問 1)

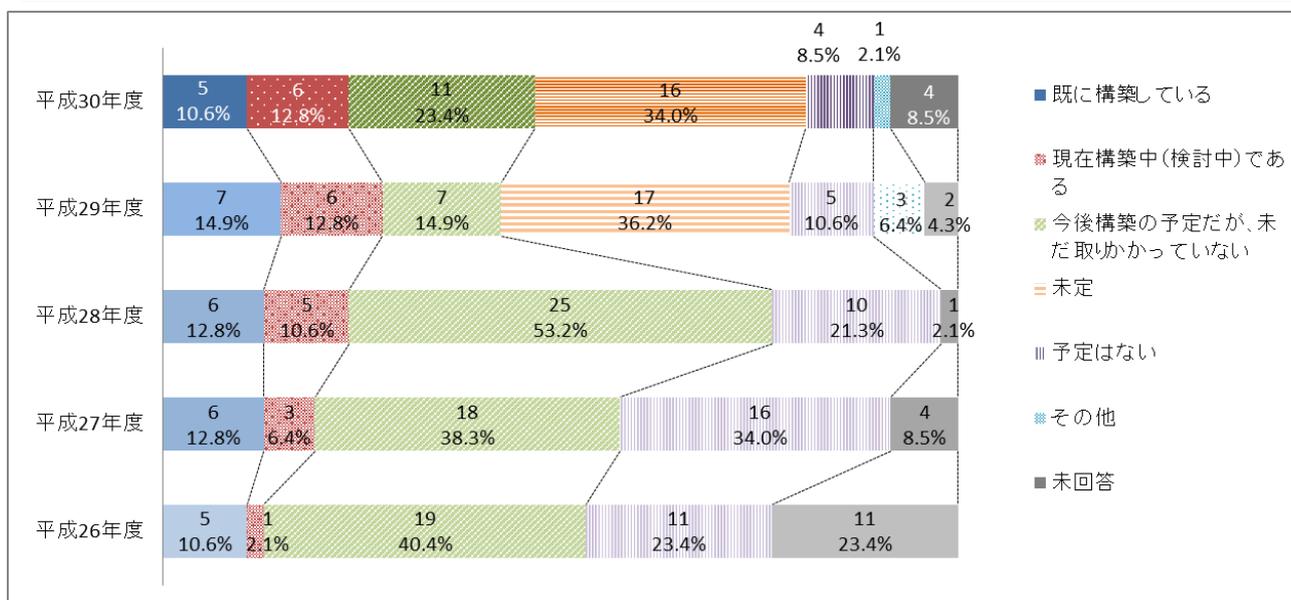
平成 30 年度調査結果		平成 29 年度末調査結果
既に構築している (28 団体・59.6%)	青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県	23 団体・48.9%
現在構築中である (13 団体・27.7%)	宮城県、茨城県、富山県、福井県、山梨県、三重県、兵庫県、奈良県、和歌山県、香川県、高知県、鹿児島県、沖縄県	12 団体・25.5%
今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない (2 団体・4.3%)	千葉県、宮崎県	6 団体・12.8%
未定 (0 団体・0.0%)		1 団体・2.1%
予定はない (0 団体・0.0%)		1 団体・2.1%
その他 (1 団体・2.1%)	広島県	2 団体・4.3%
未回答 (3 団体・6.4%)	北海道、石川県、滋賀県	2 団体・4.3%



### 【広域間の支援体制】

大規模災害下でも福祉支援によって要配慮者支援を実施できるよう、自都道府県と他都道府県のような広域間での災害時の福祉支援体制を構築している都道府県は、全 47 都道府県中「既に構築している」(5 団体・10.6%)、「現在構築中(検討中)である」(6 団体・12.8%)、「今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」(11 団体・23.4%)であり、体制の構築もしくは構築を目指している都道府県の計は 22 団体・46.8%である。なお、「既に構築している」、「現在構築中である」の計が平成 29 年度より減少しているが、これはガイドライン発出を受け、その内容を勘案しての見直しによるものと考えられる。(問 3)

既に構築している (5 団体・10.6%)	東京都、京都府、島根県、広島県、佐賀県
現在構築中である (6 団体・12.8%)	栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、鹿児島県
今後構築の予定だが、 未だ取りかかっていない (11 団体・23.4%)	岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、静岡県、三重県、鳥取県、 香川県、熊本県、沖縄県



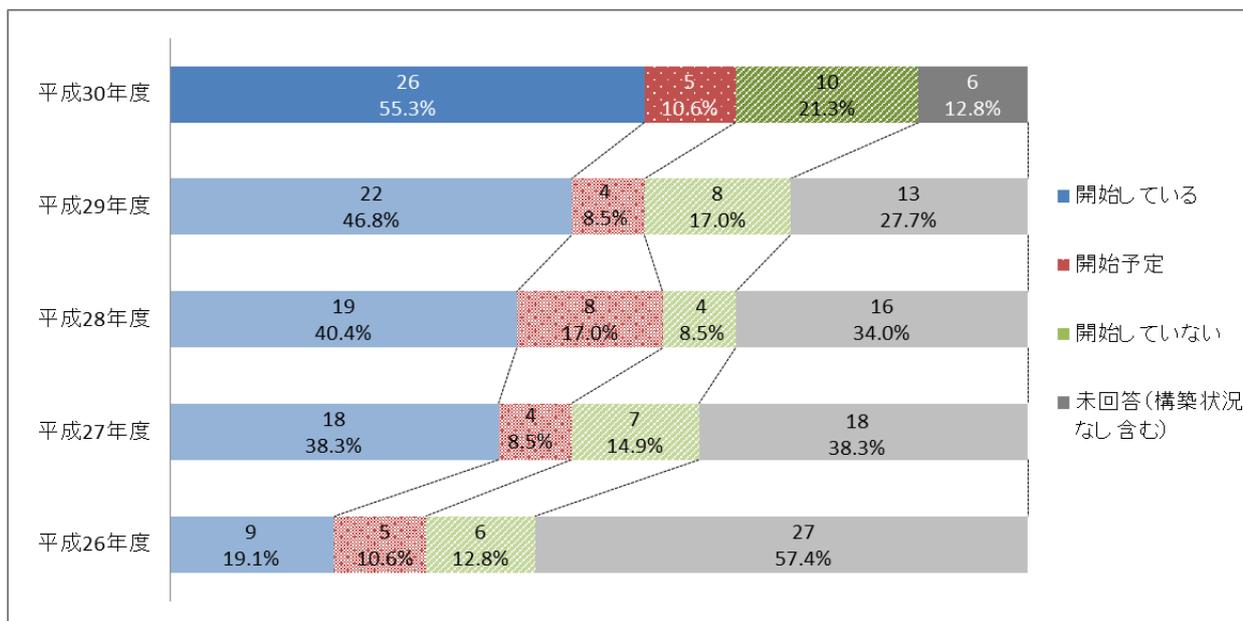
### 【都道府県内と広域間の体制】

都道府県内と広域間での災害時の福祉支援体制が同じであると回答したのは、広域間での災害時の福祉支援体制を既に構築している・現在構築中であると回答した 11 団体中 10 団体、全 47 都道府県の 21.3%である。

既に構築している都道府県内と広域間での災害時の福祉支援体制が同じ (10 団体・21.3%)	栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、長野県、京都府、島根県、 佐賀県、鹿児島県
--	--

### 【派遣人員の確保・育成】

実際の支援にあたる派遣人員の確保や育成を開始している都道府県は26団体であり、全都道府県の55.3%である。これは、都道府県内に災害時の福祉支援体制を「既に構築している」・「現在構築中である」の計41団体の63.4%にあたる。(問2-1⑩)

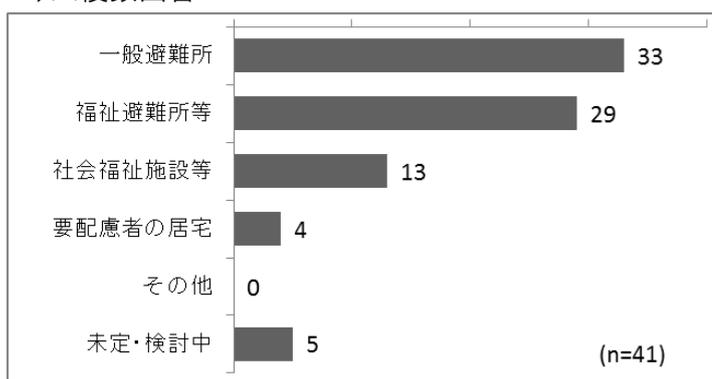


### 【支援対象先（派遣先）】

回答があった44団体のうち、災害時の福祉支援体制を「既に構築している」・「現在構築中である」としている計41団体において、人員の派遣先として想定しているのは、「一般避難所」(33団体・80.5%)、「福祉避難所等」(29団体・70.7%)、「社会福祉施設等」(13団体・31.7%)である。

また、人員の派遣先を「福祉避難所等と社会福祉施設等」とし、一般避難所を含まないところは、3団体・7.3%である。(問2-1⑩-1)

#### ■ 派遣先1 (n=41)※複数回答



	件数	割合
1 一般避難所	33	80.5%
2 福祉避難所等	29	70.7%
3 社会福祉施設等	13	31.7%
4 要配慮者の居宅	4	9.8%
5 その他	0	0.0%
6 未定・検討中	5	12.2%

■ 派遣先 2 (n=41)

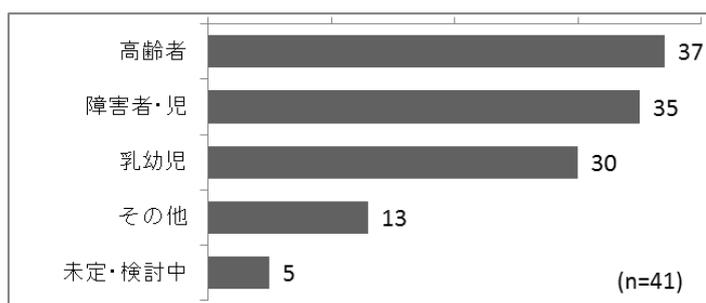
	件数	割合
一般避難所のみ	7	17.1%
一般避難所と福祉避難所等	14	34.1%
一般避難所と福祉避難所等と社会福祉施設等	8	19.5%
一般避難所と福祉避難所等と要配慮者の居宅	2	4.9%
一般避難所と福祉避難所等と社会福祉施設等と要配慮者の居宅	2	4.9%
福祉避難所等と社会福祉施設等	3	7.3%
未定	5	12.2%
計	41	100.0%

【支援対象】

回答のあった 44 団体のうち、災害時の福祉支援体制を「既に構築している」・「現在構築中である」としている計 41 団体において、支援対象として想定しているのは、「高齢者」(36 団体・90.0%)、「障害者・児」(34 団体・85.0%)、「乳幼児」(29 団体・72.5%) である。

また、支援対象を「高齢者のみ」としているところは、2 団体・4.9%である。(問 2-1⑩-2)

■ 支援対象1 (n=41)※複数回答



	件数	割合
1 高齢者	37	90.2%
2 障害者・児	35	85.4%
3 乳幼児	30	73.2%
4 その他	13	31.7%
5 未定・検討中	5	12.2%

■ 支援対象 2 (n=41)

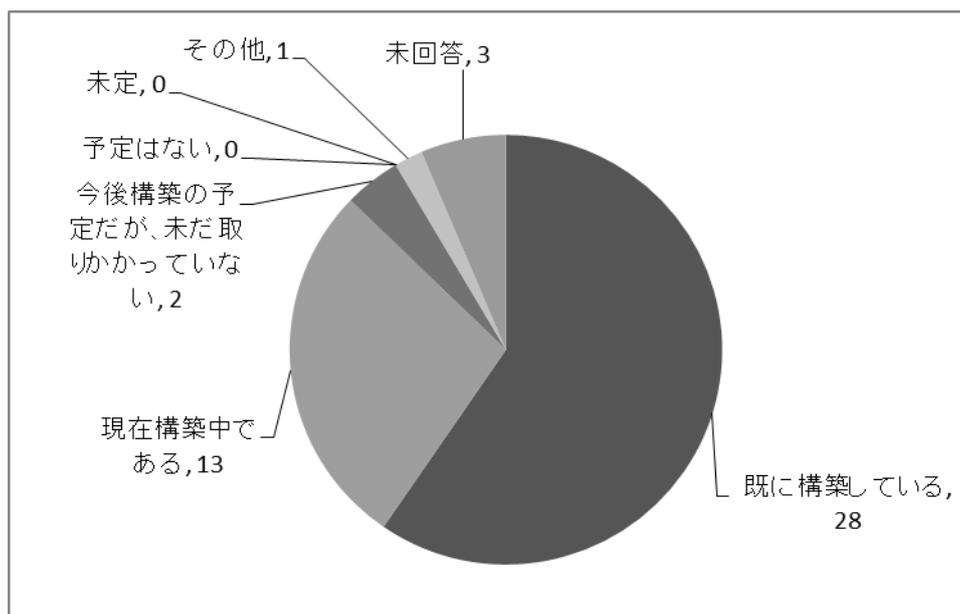
	件数	割合
高齢者のみ	2	4.9%
高齢者と障害者・児	4	9.8%
高齢者と障害者・児と乳幼児	17	41.5%
高齢者と障害者・児と乳幼児とその他	12	29.3%
高齢者と障害者とその他	1	2.4%
高齢者と障害者と乳幼児と未定・検討中	1	2.4%
未定・検討中	4	9.8%

### 3. 調査結果

#### (1) 都道府県内における災害時の福祉支援体制の構築状況について

問 1. 全ての都道府県にうかがいます。貴都道府県では、貴都道府県内の市区町村で災害が発生した場合、要配慮者支援のため、被災地での福祉支援の機能を確保するために人員派遣等を行う体制（以下、「災害時の福祉支援体制」という）を構築されていますか。（1つ選択）

	件数	割合
1 既に構築している	28	59.6%
2 現在構築中である	13	27.7%
3 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない	2	4.3%
4 未定	0	0.0%
5 予定はない	0	0.0%
6 その他	1	2.1%
7 未回答	3	6.4%
計	47	100.0%



(単位:件)

問 2-1. 問 1 で「1.既に構築している」、「2.現在構築中である」と回答した都道府県にうかがいます。既に貴都道府県内で災害時に福祉支援を行う体制を構築している場合はその内容を、現在構築中の場合は予定の内容について記載し、今後検討する場合は、「未定」としてください。

<「1.既に構築している」と回答した都道府県>

青森県

設問		回答	
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
		その内容	事業者団体や職能団体等15団体と、災害発生直後から機動的に福祉・介護人材の派遣等の対応ができる支援ネットワークを構築。
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2016年10月に開始した。	
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	青森県社会福祉協議会 青森県社会福祉法人経営者協議会
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	公益社団法人青森県老人福祉協会 公益社団法人青森県老人保健施設協会 公益社団法人日本認知症グループホーム協会青森県支部 青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会
		障害児・者等	青森県身体障害者施設協議会 青森県社会就労センター協議会
		児童・母子等	一般社団法人青森県保育連合会 青森県児童養護施設協議会
		その他	—
	③-3. 職能団体	専門職の団体	公益社団法人青森県社会福祉士会 青森県精神保健福祉士協会 公益社団法人青森県介護支援専門員協会 青森県ホームヘルパー連絡協議会 一般社団法人青森県介護福祉士会
③-4.その他	他職種の団体	—	
④ 今後の参加・連携予定団体		なし	
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。	
	団体が担う場合の団体名	—	
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保している。	
	バックアップの方法	保健医療調整本部と連携	
⑦ 福祉支援体制の担当部署		健康福祉政策課	※複数部署の場合の主担当 ー
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		連携している保健医療調整本部は、健康福祉部内の保健医療関係各課で構成されている。	
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		なし	
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 ○      4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中	

	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 5. 未定・検討中																				
⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。																				
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定）																				
	協定締結先	青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成団体に属する会員、法人、施設等																				
	確保人員数	122名																				
	登録条件	以下の要件を満たす者。 ・ 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員、ホームヘルパー等の業務経験が3年以上の者。 ・ DCAT派遣に協力する協力施設又は協力施設を設置する法人の長の推薦を受けていること。 ・ 県社協が実施する登録時研修を受けた者。																				
	その他記述	—																				
⑪-2 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2"><b>研修1</b></td> </tr> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>青森県災害福祉支援チーム員登録時研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>福祉職の資格を有する者で、当該業務の経験が3年以上の者。</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2018年7月29日、30日（2日間）</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>有識者による講義、図上訓練等。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>研修2</b></td> </tr> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>青森県災害福祉支援チーム員のスキルアップ研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>青森県災害福祉支援チーム員登録時研修を修了した者。</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2018年12月21日、22日、23日（3日間）</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>有識者による講義、図上訓練等</td> </tr> </table>	<b>研修1</b>		1)研修・訓練の名称	青森県災害福祉支援チーム員登録時研修	2)対象者	福祉職の資格を有する者で、当該業務の経験が3年以上の者。	3)実施時期	2018年7月29日、30日（2日間）	4)内容	有識者による講義、図上訓練等。	<b>研修2</b>		1)研修・訓練の名称	青森県災害福祉支援チーム員のスキルアップ研修	2)対象者	青森県災害福祉支援チーム員登録時研修を修了した者。	3)実施時期	2018年12月21日、22日、23日（3日間）	4)内容	有識者による講義、図上訓練等
<b>研修1</b>																						
1)研修・訓練の名称	青森県災害福祉支援チーム員登録時研修																					
2)対象者	福祉職の資格を有する者で、当該業務の経験が3年以上の者。																					
3)実施時期	2018年7月29日、30日（2日間）																					
4)内容	有識者による講義、図上訓練等。																					
<b>研修2</b>																						
1)研修・訓練の名称	青森県災害福祉支援チーム員のスキルアップ研修																					
2)対象者	青森県災害福祉支援チーム員登録時研修を修了した者。																					
3)実施時期	2018年12月21日、22日、23日（3日間）																					
4)内容	有識者による講義、図上訓練等																					
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																				
	確保済資機材	1. ビブス ○ 2. モバイルパソコン ○ 3. プリンタ ○ 4. 携帯電話 5. 衛星電話 6. トランシーバ 7. デジタルカメラ ○ 8. 車両 9. 自家発電機 10. その他 ○ (カーインバーター、ボックス型コンテナ、ワッペン付きベスト、LEDランタン、多機能ライト、車両用マグネット標識 等)																				
⑬ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 ○ 10. その他 ○ (火災)																				
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられている。																				
⑮ 体制に関する各市区町村との関係		市町村担当課長会議等で説明を行っている。																				
⑯ 住民への啓発等		平成28年度に「災害時要配慮者避難支援対策セミナー」を開催。																				

岩手県

設問		回答	
① 協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
	協議会等名称	岩手県災害福祉広域支援推進機構	
	その内容	大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行う。	
② 体制の立ち上げ(予定)時期	2013年9月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会
		高齢者福祉等	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 高齢者福祉協議会 一般社団法人岩手県介護老人保健施設協会
	③-2. 種別協(事業者団体)	障害児・者等	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 障がい者福祉協議会 岩手県知的障害者福祉協会
		児童・母子等	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 児童福祉施設協議会 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 保育協議会
		その他	岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会 岩手県認知症高齢者グループホーム協会
	③-3. 職能団体	専門職の団体	一般社団法人岩手県社会福祉士会 一般社団法人岩手県介護福祉士会 岩手県精神保健福祉士会 岩手県介護支援専門員協会 岩手県ホームヘルパー協議会 岩手県医療ソーシャルワーカー協会
	③-4. その他	他職種の団体	一般社団法人岩手県医師会 一般社団法人岩手県歯科医師会 一般社団法人岩手県薬剤師会 学校法人岩手医科大学 岩手県保健師長会 公立大学法人岩手県立大学 岩手県市長会、岩手県町村会
	④ 今後の参加・連携予定団体	—	
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	団体が担う。	
	団体が担う場合の団体名	岩手県社会福祉協議会	
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保している。	
	バックアップの方法	災害発生時、県は被害情報の収集、関係機関との連絡調整、チーム派遣の可否の判断や費用負担に関する事務を行う。また、その他の構成団体は、チーム派遣に係る当該団体の構成員の調整及びチーム派遣に関する調整を行い、事務局をバックアップすることとしている。	
⑦ 福祉支援体制の担当部署	岩手県保健福祉部地域福祉課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など	—		

⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		未定
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中 【理由】基本的には、一時的な避難所となる一般避難所での活動を想定しており、状況によっては、二次的な避難所（福祉避難所等）でも活動が想定される。
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○（難病等疾患がある方、アレルギーがある方、女性・妊産婦、外国人、精神的に不安定な方、その他特に支援が必要な方） 5. 未定・検討中 【理由】災害時一時避難所に避難する要支援者として想定するもの
⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定）
	協定締結先	チーム員の所属する施設
	確保人員数	（平成30年度末時点）293名
	登録条件	—
	その他記述	—
⑪-2 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。
		<b>研修1</b>
		1) 研修・訓練の名称 岩手県災害派遣福祉チーム員登録研修
		2) 対象者 所属する法人(施設)・団体等からチーム員派遣協力の申出があったチーム員予定者
		3) 実施時期 2018年6月30～7月1日
		4) 内容 講義、図上訓練等
		<b>研修2</b>
		1) 研修・訓練の名称 岩手県災害派遣福祉チームスキルアップ研修 I
		2) 対象者 登録研修修了者
		3) 実施時期 2018年11月8日～10日
		4) 内容 講義、演習等
		<b>研修3</b>
		1) 研修・訓練の名称 岩手県災害派遣福祉チームスキルアップ研修 II
		2) 対象者 スキルアップ研修 I 修了者
		3) 実施時期 2019年2月8日～10日
		4) 内容 講義、演習等
⑫ 資機材等の確保状況		確保している。
		1. ビブス ○ 2. モバイルパソコン ○ 3. プリンタ ○ 4. 携帯電話 ○ 5. 衛星電話 6. トランシーバ ○ 7. デジタルカメラ ○ 8. 車両

		9. 自家発電機	○	
		10. その他		
⑬ 対応を想定している「災害」		1. 暴風	○	2. 豪雨
		3. 豪雪	○	4. 洪水
		5. 高潮		6. 地震
		7. 津波	○	8. 噴火
		9. 原子力災害	○	
		10. その他	○	(火災、テロ災害)
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられている。		
⑮ 体制に関する各市区町村との関係		福祉避難所の指定・協定締結の促進、災害派遣福祉チームの地域防災計画における位置付け等を含め、市町村担当者を対象とした研修会を実施している。		
⑯ 住民への啓発等		チームが災害時に円滑に活動できるよう県民等の理解を促進するため、関係団体、県民等に対し、広報や防災訓練への参加などを通じて、推進機構や災害派遣福祉チームの活動について周知している。		

秋田県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
		協議会等名称	秋田県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	
		その内容	災害福祉広域ネットワークの構築、災害派遣福祉チームの養成、派遣等	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2018年4月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	秋田県社会福祉協議会 秋田県社会福祉法人経営者協議会	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	秋田県老人福祉施設協議会	
		障害児・者等	秋田県知的障害者福祉協会	
		児童・母子等	秋田県児童養護施設協議会、 秋田県母子福祉協議会	
	その他	秋田県保育協議会		
	③-3. 職能団体	専門職の団体	秋田県社会就労センター協議会	
③-4. その他	他職種 of 団体	秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会		
④ 今後の参加・連携予定団体		—		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	団体が担う。		
	団体が担う場合の団体名	秋田県社会福祉協議会		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保している。		
	バックアップの方法	協議会の会長を県の災害福祉の所管課長とし、県との連携を図っている。		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		健康福祉部地域・家庭福祉課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		防災の中核となっている総務部総合防災課もネットワーク協議会の構成団体としている。		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 3. 社会福祉施設等      4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中 【理由】大規模災害時に派遣する災害派遣福祉チームの主たる活動場所は、一般避難所を想定しているため		
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○ (外国人等) 5. 未定・検討中 【理由】基本的には災害時要配慮者全般である。		
⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。		
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。(※個人を特定)		
	協定締結先	団体、施設		
	確保人員数	33名		
	登録条件	職種・資格		

	その他記述	—																				
⑪-2 研修や訓練の実施状況		<p>今年度実施した。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"><b>研修1</b></td> </tr> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>登録基礎研修</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>団体・施設職員</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>2018年6月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>チーム員に必要な基礎的内容の研修</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>研修2</b></td> </tr> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>スキルアップ研修</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>登録基礎研修を終了した者</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>2018年9月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>被災地における避難所を想定した実践的な研修</td> </tr> </table>	<b>研修1</b>		1) 研修・訓練の名称	登録基礎研修	2) 対象者	団体・施設職員	3) 実施時期	2018年6月	4) 内容	チーム員に必要な基礎的内容の研修	<b>研修2</b>		1) 研修・訓練の名称	スキルアップ研修	2) 対象者	登録基礎研修を終了した者	3) 実施時期	2018年9月	4) 内容	被災地における避難所を想定した実践的な研修
<b>研修1</b>																						
1) 研修・訓練の名称	登録基礎研修																					
2) 対象者	団体・施設職員																					
3) 実施時期	2018年6月																					
4) 内容	チーム員に必要な基礎的内容の研修																					
<b>研修2</b>																						
1) 研修・訓練の名称	スキルアップ研修																					
2) 対象者	登録基礎研修を終了した者																					
3) 実施時期	2018年9月																					
4) 内容	被災地における避難所を想定した実践的な研修																					
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																				
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td></td> <td>4. 携帯電話</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td></td> <td>6. トランシーバ</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td></td> <td>8. 車両</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>○</td> <td>(ヘルメット(ほぼ確保していない))</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	3. プリンタ		4. 携帯電話	5. 衛星電話		6. トランシーバ	7. デジタルカメラ		8. 車両	9. 自家発電機			10. その他	○	(ヘルメット(ほぼ確保していない))		
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン																				
3. プリンタ		4. 携帯電話																				
5. 衛星電話		6. トランシーバ																				
7. デジタルカメラ		8. 車両																				
9. 自家発電機																						
10. その他	○	(ヘルメット(ほぼ確保していない))																				
⑬ 対応を想定している「災害」		<table border="0"> <tr> <td>1. 暴風</td> <td>2. 豪雨</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. 豪雪</td> <td>4. 洪水</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5. 高潮</td> <td>6. 地震</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7. 津波</td> <td>8. 噴火</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9. 原子力災害</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. 暴風	2. 豪雨	○	3. 豪雪	4. 洪水	○	5. 高潮	6. 地震	○	7. 津波	8. 噴火		9. 原子力災害			10. その他				
1. 暴風	2. 豪雨	○																				
3. 豪雪	4. 洪水	○																				
5. 高潮	6. 地震	○																				
7. 津波	8. 噴火																					
9. 原子力災害																						
10. その他																						
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられている。																				
⑮ 体制に関する各市区町村との関係		消防本部防災担当課長連絡会議での説明の実施																				
⑯ 住民への啓発等		県社会福祉協議会によるセミナーの開催																				

山形県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議自体は行っているが、協議会・機構等は設置しておらず、人材の確保は別途協定等で実施している。		
		協定等名称	山形県災害派遣福祉チームの派遣調整に関する協定	
		協定締結者	高齢者福祉関係団体、及び団体内の会員施設	
		内容	県と関係団体、及び県と関係団体内の会員施設間で協定を締結している。	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2016年2月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	—	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	一般社団法人山形県老人福祉施設協議会 山形県老人保健施設協会	
		障害児・者等	—	
		児童・母子等	—	
		その他	—	
③-3. 職能団体	専門職の団体	—		
③-4. その他	他職種の団体	—		
④ 今後の参加・連携予定団体		—		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。		
	団体が担う場合の団体名	—		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保している。		
	バックアップの方法	県の防災部署が立ち上げる災害事務の一部となる。		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		山形県 健康福祉部 長寿社会政策課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		防災部署との連携、県の防災マニュアル等へも記載		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等      4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中 【理由】福祉チーム設置の目的は、避難所、福祉避難所等において、要配慮者の支援にあたり、災害時における被災者支援体制の充実強化を図るものであるため。		
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 3. 乳幼児 4. その他 5. 未定・検討中 【理由】協定を締結している団体が、高齢者福祉関係団体のみであるため		

⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。	
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定）	
	協定締結先	一般社団法人山形県老人福祉施設協議会、山形県老人保健施設協会	
	確保人員数	140名	
	登録条件	介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士等の資格を有し、実務経験が3年以上の者	
	その他記述	—	
⑪-2 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。	
		<b>研修1</b>	
		1)研修・訓練の名称	平成30年度山形県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修会
		2)対象者	山形県災害派遣福祉チーム員登録者、一般社団法人山形県老人福祉施設協議会及び山形県老人保健施設協会 会員施設職員で今後登録する予定の職員、福祉避難所に登録している施設の職員、その他、災害時の要配慮者支援対策に係る関係者 等
		3)実施時期	2018年10月22日～23日
		4)内容	(1日目)災害派遣福祉チーム員として活動する際の知識を習得するための講義 (2日目)図上訓練(シミュレーション訓練)、グループ協議等の演習
⑫ 資機材等の確保状況		確保していない。	
		確保済資機材	1. ビブス 2. モバイルパソコン 3. プリンタ 4. 携帯電話 5. 衛星電話 6. トランシーバ 7. デジタルカメラ 8. 車両 9. 自家発電機 10. その他
⑬ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 3. 豪雪 ○ 5. 高潮 ○ 7. 津波 ○ 9. 原子力災害 ○ 10. その他 ○	2. 豪雨 ○ 4. 洪水 ○ 6. 地震 ○ 8. 噴火 ○
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられている。	
⑮ 体制に関する各市区町村との関係		チーム員の派遣は、市町村からの派遣要請に基づいて行うこととしている。	
⑯ 住民への啓発等		災害派遣福祉チームのマニュアル等を県ホームページに掲載	

福島県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
		協議会等名称	県広域災害福祉支援ネットワーク協議会	
		その内容	福島県災害派遣福祉チームの派遣体制の整備等	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2013年11月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	県社会福祉協議会	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	県老人保健施設協会 県老人福祉施設協議会	
		障害児・者等	県障がい児者福祉施設協議会	
		児童・母子等	—	
	その他	県認知症グループホーム協議会		
③-3. 職能団体	専門職の団体	県社会福祉士会 県介護支援専門員協会 県医療ソーシャルワーカー協会 県精神保健福祉士会 県理学療法士会 県作業療法士会 県介護福祉士会		
③-4. その他	他職種の団体	—		
④ 今後の参加・連携予定団体		福島県社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。		
	団体が担う場合の団体名	—		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		保健福祉部社会福祉課、 保健福祉部保健福祉総務課	※複数部署の場合の主担当	保健福祉部社会福祉課
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理部災害対策課も構成団体（県）の一員として協議会に参画している。</li> <li>・平成31年1月31日に県災害対策課が開催した「災害応援協定ネットワーク会議」において、県内の医療、福祉、土木、物資、通信などの関係者が参加し、協定締結団体同士で情報交換等を行った。</li> </ul>		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		未定		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等      4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中		
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 4. その他 5. 未定・検討中		

⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定）
	協定締結先	法人、施設等
	確保人員数	190名
	登録条件	職種等
	その他記述	—
⑪-2 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。
		<b>研修1</b>
1) 研修・訓練の名称		福島県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修
2) 対象者		チーム員として登録されている者
3) 実施時期		2018年11月
4) 内容		被災地でのチーム活動に関する講義、図上訓練等
		<b>研修2</b>
1) 研修・訓練の名称		福島県災害派遣福祉チーム員養成スキルアップⅠ研修
2) 対象者		チーム員として登録されている者
3) 実施時期		2019年1月
4) 内容		活動マニュアルの確認に関する講義、図上訓練等
		<b>研修3</b>
1) 研修・訓練の名称		福島県災害派遣福祉チーム員養成スキルアップⅡ研修
2) 対象者		チーム員として登録されている者
3) 実施時期		2018年12月
4) 内容		実際に派遣された場合の講義、図上訓練等
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。
	確保済資機材	1. ビブス ○      2. モバイルパソコン ○ 3. プリンタ ○      4. 携帯電話 5. 衛星電話      6. トランシーバ 7. デジタルカメラ      8. 車両 9. 自家発電機 10. その他 ○
⑬ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○      2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○      4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○      6. 地震 ○ 7. 津波 ○      8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 ○ 10. その他
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられている。
⑮ 体制に関する各市区町村との関係		市町村と合同で行う防災訓練の際に、災害派遣福祉チーム員が参加するなどして、市町村への周知を図っている。
⑯ 住民への啓発等		—

栃木県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
		協議会等名称	栃木県災害福祉広域支援協議会	
		その内容	大規模災害時における要配慮者支援に関すること等 ※詳細については要綱に記載のとおり	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2018年6月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	栃木県社会福祉協議会 栃木県社会福祉法人経営者協議会	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	栃木県老人福祉施設協議会 栃木県老人保健施設協会 栃木県高齢者福祉協会 栃木県認知症高齢者グループホーム協会	
		障害児・者等	栃木県身体障害者施設協議会 栃木県障害施設・事業協会 栃木県精神障害者支援事業協会	
		児童・母子等	栃木県保育協議会 栃木県児童養護施設等連絡協議会	
		その他	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会 とちぎケアマネジャー協会 とちぎ障がい者相談支援専門員協会	
	③-3. 職能団体	専門職の団体	栃木県社会福祉士会 栃木県介護福祉士会 栃木県精神保健福祉士会	
③-4. その他	他職種の団体	国際医療福祉大学		
④ 今後の参加・連携予定団体		医師会や精神衛生協会など医療系の関係機関 ※協議会への参加というよりも、連携といったイメージ		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。		
	団体が担う場合の団体名	栃木県社会福祉協議会		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		保健福祉部保健福祉課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		危機管理部局が策定する各種計画への反映		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		④に記載のとおり		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等      4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中 【理由】国のガイドライン等を踏まえ決定		
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○ (福祉的配慮が必要な者) 5. 未定・検討中 【理由】国のガイドライン等を踏まえ決定		

⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）
	協定締結先	社会福祉法人等の個別法人
	確保人員数	310名
	登録条件	原則として社会福祉士等の有資格者で実務経験3年以上、所属法人の了承を得た者
	その他記述	—
⑪-2 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。
		<b>研修1</b>
		1)研修・訓練の名称 災害福祉支援チーム員登録研修会
		2)対象者 チーム員候補者として届け出のあった者
		3)実施時期 2019年1月
		4)内容 講義及び演習
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。
	確保済資機材	1. ビブス ○ 2. モバイルパソコン 3. プリンタ 4. 携帯電話 5. 衛星電話 6. トランシーバ 7. デジタルカメラ 8. 車両 9. 自家発電機 10. その他
⑬ 対応を想定している「災害」	1. 暴風 2. 豪雨	
	3. 豪雪 4. 洪水	
	5. 高潮 6. 地震	
	7. 津波 8. 噴火	
	9. 原子力災害	
	10. その他 ○ (災害救助法が適用又は適用される可能性がある则认为られる規模の災害)	
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。	
⑮ 体制に関する各市区町村との関係	各種会議での説明の実施	
⑯ 住民への啓発等	周知啓発パンフレットの作成	

**群馬県**

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
		協議会等名称	群馬県災害福祉支援ネットワーク	
		その内容	災害時における要配慮者への福祉的支援について協議するとともに、災害発生時の広域的な支援及び支援調整を行う。	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2014年4月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 群馬県社会福祉法人経営者協議会	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	群馬県老人福祉施設協議会	
		障害児・者等	群馬県身体障害者施設協議会 群馬県知的障害者福祉協会 群馬県精神障害者社会復帰協議会	
		児童・母子等	群馬県児童養護施設連絡協議会 群馬県母子生活支援施設協議会 群馬県乳児福祉協議会 群馬県保育協議会 ぐんま子育て支援センター連絡会	
	③-3. 職能団体	その他	群馬県社会就労センター協議会 群馬県救護施設協議会 群馬県ホームヘルパー協議会 群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会	
③-4. その他			他職種 of 団体	群馬県社会福祉士会 群馬県介護福祉士会 群馬県精神保健福祉士会 群馬県介護支援専門員協会 群馬県医療ソーシャルワーカー協会
④ 今後の参加・連携予定団体		なし		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。		
	団体が担う場合の団体名	群馬県社会福祉協議会		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		健康福祉課、介護高齢課、障害政策課、子育て・青少年課、児童福祉課、危機管理室	※複数部署の場合の主担当	健康福祉課
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内の他の福祉部署：災害時の福祉施設への支援等について、ともに検討し、連携を行う。</li> <li>・ 防災部署等：災害時の要配慮者対策について、ともに検討し連携を行う。</li> </ul>		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		災害時だけではなく、平時からその他の災害派遣チーム（DMAT、DPAT、JRATなど）との連携を検討している。		

⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 ○ 4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中 【理由】協定により、災害派遣福祉チームの主な支援対象先は避難所となっている。また、社会福祉施設等についても、相互に応援できるよう種別団体と協定体を締結している。
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○ (乳幼児以外の子ども全般) 6. 未定・検討中 【理由】支援の主な対象は要配慮者であるため。
⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。(※個人を特定)
	協定締結先	団体
	確保人員数	210名
	登録条件	福祉分野の専門職員等(3年以上の実務経験者で、登録研修を受講した者)
	その他記述	—
⑪-2 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。
		<b>研修1</b>
1)研修・訓練の名称		災害福祉支援ネットワーク「施設間相互応援協定」に基づく図上訓練
2)対象者		施設間相互応援協定締結団体等
3)実施時期		2018年11月12日
4)内容		県西部(高崎市)での水害を想定した情報伝達訓練(図上訓練)及び現地での実働訓練。
		<b>研修2</b>
1)研修・訓練の名称		群馬県災害派遣福祉チーム員養成研修(2期生)
2)対象者		前年度に登録研修を受講した者
3)実施時期		2019年7月27日～9月25日(一部の内容を地域別に実施)
4)内容		・避難所運営に関する基礎知識と運営支援の心構えについて ・要配慮者の視点にたった避難所運営について
		<b>研修3</b>
1)研修・訓練の名称		群馬県災害派遣福祉チーム員登録研修(1期生)
2)対象者		各事業団体から推薦を受けてチーム員候補者として応募した者
3)実施時期		2019年2月22日
4)内容		・群馬県災害福祉支援ネットワーク及び被災地支援の基本的事項について ・熊本地震等における被災地支援の実際について

⑪-2 研修や訓練の実施状況	<b>研修4</b>																								
	1) 研修・訓練の名称	群馬県災害派遣福祉チーム員先遣隊ブラッシュアップ研修会																							
	2) 対象者	先遣隊チーム員																							
	3) 実施時期	2019年1月31日、3月8日																							
	4) 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキンググループの設置について</li> <li>・避難所のアセスメントについて</li> <li>・他職・他団体の理解について</li> </ul>																							
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. ビブス</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">○</td> <td style="width: 50%;">2. モバイルパソコン</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>4. 携帯電話</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td></td> <td>6. トランシーバ</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td></td> <td>8. 車両</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	○	4. 携帯電話		5. 衛星電話		6. トランシーバ	○	7. デジタルカメラ		8. 車両		9. 自家発電機				10. その他		
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																						
3. プリンタ	○	4. 携帯電話																							
5. 衛星電話		6. トランシーバ	○																						
7. デジタルカメラ		8. 車両																							
9. 自家発電機																									
10. その他																									
⑬ 対応を想定している「災害」	1. 暴風	○	2. 豪雨	○																					
	3. 豪雪	○	4. 洪水	○																					
	5. 高潮		6. 地震	○																					
	7. 津波		8. 噴火	○																					
	9. 原子力災害	○																							
	10. その他																								
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。																								
⑮ 体制に関する各市区町村との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害担当部門とともに、市町村へ福祉避難所の指定や要援護者名簿の作成の働きかけを実施。</li> <li>・災害担当者会議や福祉担当者会議等での説明の実施。</li> </ul>																								
⑯ 住民への啓発等	チーム員によるワーキンググループにより、災害派遣福祉チームの啓発や周知の方法を検討する予定。																								

埼玉県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
		協議会等名称	埼玉県災害福祉支援ネットワーク	
		その内容	大規模災害時に要配慮者への福祉支援が円滑に実施できるよう、埼玉県内の福祉関係団体が連携して活動を行う。	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2017年5月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	埼玉県社会福祉協議会 埼玉県社会福祉法人経営者協議会	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	埼玉県老人福祉施設協議会 埼玉県介護老人保健施設協会	
		障害児・者等	埼玉県身体障害者施設協議会 埼玉県発達障害福祉協会 埼玉県セルフセンター協議会 埼玉県精神障害者社会福祉事業所運営協議会	
		児童・母子等	埼玉県児童福祉施設協議会 埼玉県乳児施設協議会 埼玉県保育協議会 埼玉県母子生活支援施設協議会	
	③-3. 職能団体	専門職の団体	埼玉県社会福祉士会 埼玉県介護福祉士会 埼玉県精神保健福祉士協会 埼玉県介護支援専門員協会 埼玉県相談支援専門員協会	
③-4. その他	他職種 of 団体	さいたま市、川越市、川口市、越谷市		
④ 今後の参加・連携予定団体		—		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。		
	団体が担う場合の団体名	埼玉県社会福祉協議会		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		福祉部社会福祉課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		危機管理部消防防災課、福祉部障害者福祉推進課・障害者支援課・高齢者福祉課・少子政策課・こども安全課が、埼玉県災害福祉支援ネットワーク会議の構成メンバーとなっている。		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 3. 社会福祉施設等 5. その他 6. 未定・検討中	○	2. 福祉避難所等 4. 要配慮者の居宅
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 3. 乳幼児 4. その他 5. 未定・検討中	○ ○	2. 障害者・児 ○

⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定）
	協定締結先	職能団体、法人
	確保人員数	318名
	登録条件	介護職員、生活支援員、生活相談員、児童指導員等で実務経験が3年以上の者
	その他記述	—
⑪-2 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。
		<b>研修1</b>
		1)研修・訓練の名称 平成30年度埼玉県災害派遣福祉チーム員スキルアップ研修
		2)対象者 平成29年度登録時研修を修了した者
		3)実施時期 2018年10月、11月（同内容の研修を2回実施）
		4)内容 ・講義「都道府県における災害時の福祉支援体制及び災害福祉広域支援ネットワークの構築について」（榊富士通総研 名取直美氏） ・演習・グループワーク「災害時の実働シミュレーション」（岩手県社協 加藤良太氏）
		<b>研修2</b>
		1)研修・訓練の名称 平成30年度埼玉県災害派遣福祉チーム員登録時研修
		2)対象者 所属する法人等から派遣協力の申し出があったチーム員候補者
		3)実施時期 2019年2月
		4)内容 ・講義「埼玉県災害派遣福祉チームの組織体制・活動内容」（埼玉県社会福祉課 小林五郎） ・講義「避難所の開設・運営」（さいたま市防災課 小池修太郎氏） ・講義・演習「災害派遣福祉チームの活動の実際」（群馬県社協 鈴木伸明氏）
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。
	確保済資機材	1. ビブス ○ 2. モバイルパソコン 3. プリンタ 4. 携帯電話 5. 衛星電話 6. トランシーバ 7. デジタルカメラ 8. 車両 9. 自家発電機 10. その他 ○ （ヘルメット、軍手、防塵めがね、多機能ライト、リュック、救急セット、雨具、保湿アルミシート、蓄電池）
⑬ 対応を想定している「災害」	1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○	
	3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○	
	5. 高潮 ○ 6. 地震 ○	
	7. 津波 8. 噴火	
	9. 原子力災害	
	10. その他 ○ （災害救助法が適用され、又は適用される可能性があると思われる規模の災害）	
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられていないが、今後位置付ける予定。	
⑮ 体制に関する各市区町村との関係	特に行っていない。	

⑩ 住民への啓発等	特に行っていない。
-----------	-----------

**東京都**

設問		回答	
① 協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
	協議会等名称	東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会	
	その内容	災害福祉支援体制の検討	
② 体制の立ち上げ(予定)時期	2017年4月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	東京都社会福祉協議会 区市町村社協
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	東京都社会福祉協議会 東京都高齢者福祉施設協議会
		障害児・者等	東京都社会福祉協議会協知的発達障害部会 東京都社会福祉協議会身体障害者福祉部会
		児童・母子等	—
		その他	—
③-3. 職能団体	専門職の団体	公益社団法人東京社会福祉士会 公益社団法人東京都介護福祉士会 一般社団法人東京都医療社会事業協会 特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会 一般社団法人東京精神保健福祉士協会	
③-4. その他	他職種の団体	区市町村行政東京ボランティア・市民活動センター	
④ 今後の参加・連携予定団体	—		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。	
	団体が担う場合の団体名	東京都社会福祉協議会	
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップの方法	—	
⑦ 福祉支援体制の担当部署	福祉保健局総務部、高齢社会対策部、障害者施策推進部、少子社会対策部	※複数部署の場合の主担当	福祉保健局総務部
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など	総務局総合防災部は本委員会にオブザーバー参加している。		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	—		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 ○ 4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中 【理由】 都内の一般避難所は約3,000か所あり、それら全てを対象に福祉専門職を派遣することは現実的ではない。また、都内の社会福祉施設においては、発災時にそのサービス提供能力が低下することが判明している。そこで、一般避難所から要配慮者が移動する福祉避難所、社会福祉施設に対し主に派遣することで、その機能を担保する計画としている。	
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他	

		5. 未定・検討中
⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	その他
	協定締結先	—
	確保人員数	—
	登録条件	—
	その他記述	各種職能団体と職員派遣の協定を締結しているが、チームの登録制はとっておらず、発災時に派遣可能な職員の名簿を提供していただくことになっている。
⑪-2 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。
	<b>研修1</b>	
	1)研修・訓練の名称	平成30年度東京都災害福祉広域支援ネットワーク連携訓練
	2)対象者	ネットワーク推進委員会所属職員、会員など
	3)実施時期	2018年11月20日
	4)内容	①被災地支援に係る事例紹介 ②福祉避難所、社会福祉施設における応援職員受け入れに関するグループワーク
	<b>研修2</b>	
	1)研修・訓練の名称	平成30年度東京都災害福祉広域支援ネットワーク研修会
	2)対象者	ネットワーク推進委員会所属職員、会員など
	3)実施時期	2019年3月13日
	4)内容	東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨時の各施設における応援職員受け入れに関するシンポジウム等
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。
	確保済資機材	1. ビブス ○ 2. モバイルパソコン 3. プリンタ 4. 携帯電話 5. 衛星電話 6. トランシーバ 7. デジタルカメラ 8. 車両 9. 自家発電機 10. その他
⑬ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 10. その他
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		その他（平成31年修正時に反映予定）
⑮ 体制に関する各市区町村との関係		年2回程度開催している区市町村の要配慮者対策関連部署の職員向け研修会において、当該ネットワークの取組みや訓練の実施状況を報告している。 また、区市町村地域防災計画の修正照会時に、当該ネットワーク及び職員派遣に関する情報提供を行っている。
⑯ 住民への啓発等		現在取り組んでいない。

神奈川県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
		協議会等名称	かながわ災害福祉広域支援ネットワーク	
		その内容	関係団体と協働し、災害時に要配慮者を支援することを目的として、平時から関係団体と情報共有等の連携等を図っている。	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2016年7月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会 一般社団法人神奈川県老人保健施設協会 一般社団法人相模原市高齢者福祉施設協議会 公益社団法人横浜市福祉事業経営者会	
		障害児・者等	神奈川県身体障害施設協会 神奈川県知的障害施設団体連合会	
		児童・母子等 その他	— —	
	③-3. 職能団体	専門職の団体	一般社団法人神奈川県介護支援専門員協会 公益社団法人神奈川県介護福祉士会 公益社団法人神奈川県社会福祉士会 公益社団法人神奈川県理学療法士会	
③-4. その他	他職種の団体	—		
④ 今後の参加・連携予定団体		—		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。		
	団体が担う場合の団体名	—		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		かながわ災害福祉広域支援ネットワークの連絡会（年3回程度実施）には、当県の安全防災部局や福祉部局の職員が出席している。		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○    2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 ○    4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中 【理由】要配慮者が避難や緊急入所をしている施設等への派遣を想定している。		
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○    2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 4. その他 5. 未定・検討中 【理由】ネットワークの構成団体の会員施設等が主に高齢者・障害者を対象として福祉サービスを提供しているため。		

⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。															
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	その他															
	協定締結先	—															
	確保人員数	—															
	登録条件	—															
	その他記述	研修の受講者を把握し、ネットワーク構成団体とも共有している。															
⑪-2 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。															
		<b>研修1</b>															
1) 研修・訓練の名称		かながわ災害福祉広域支援ネットワーク研修(講演)															
2) 対象者		同ネットワーク構成団体の会員等															
3) 実施時期		2018年12月															
4) 内容		「災害を忘れない～あらためて考える、平常時の備え～」をテーマとした講演															
		<b>研修2</b>															
1) 研修・訓練の名称		かながわ災害福祉広域支援ネットワーク研修(演習Ⅰ)															
2) 対象者		同ネットワーク構成団体の会員等															
3) 実施時期		2019年1月															
4) 内容		基礎研修として、災害時に発生する地域課題等に関する演習を中心に実施															
		<b>研修3</b>															
1) 研修・訓練の名称		かながわ災害福祉広域支援ネットワーク研修(演習Ⅱ)															
2) 対象者		同ネットワーク構成団体の会員等															
3) 実施時期		2019年1月															
4) 内容		「情報の大切さ、ありがたさを学ぶ」をテーマとして演習を中心に実施															
		<b>研修4</b>															
1) 研修・訓練の名称		かながわ災害福祉広域支援ネットワーク研修(演習Ⅲ)															
2) 対象者		同ネットワーク構成団体の会員等															
3) 実施時期		2019年2月															
4) 内容		派遣調整本部の設置時の対応について演習を中心に実施															
⑫ 資機材等の確保状況		確保している。															
確保済資機材		<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td></td> <td>4. 携帯電話</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td></td> <td>6. トランシーバ</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td></td> <td>8. 車両</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td></td> <td>10. その他</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	3. プリンタ		4. 携帯電話	5. 衛星電話		6. トランシーバ	7. デジタルカメラ		8. 車両	9. 自家発電機		10. その他
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン															
3. プリンタ		4. 携帯電話															
5. 衛星電話		6. トランシーバ															
7. デジタルカメラ		8. 車両															
9. 自家発電機		10. その他															
⑬ 対応を想定している「災害」		<table border="0"> <tr> <td>1. 暴風</td> <td>2. 豪雨</td> </tr> <tr> <td>3. 豪雪</td> <td>4. 洪水</td> </tr> <tr> <td>5. 高潮</td> <td>6. 地震</td> </tr> <tr> <td>7. 津波</td> <td>8. 噴火</td> </tr> <tr> <td>9. 原子力災害</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>○ (災害救助法が適用され又は適用される可能性があるとして認められる程度の災害)</td> </tr> </table>	1. 暴風	2. 豪雨	3. 豪雪	4. 洪水	5. 高潮	6. 地震	7. 津波	8. 噴火	9. 原子力災害		10. その他	○ (災害救助法が適用され又は適用される可能性があるとして認められる程度の災害)			
1. 暴風	2. 豪雨																
3. 豪雪	4. 洪水																
5. 高潮	6. 地震																
7. 津波	8. 噴火																
9. 原子力災害																	
10. その他	○ (災害救助法が適用され又は適用される可能性があるとして認められる程度の災害)																
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		その他 (位置付けていない)															
⑮ 体制に関する各市区町村と		市町村の福祉避難所担当者を対象とした会議等において、かなが															

の関係	わ災害福祉広域支援ネットワークの活動内容等について情報共有している。
⑯ 住民への啓発等	特になし

**新潟県**

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
		協議会等名称	新潟県災害福祉広域支援ネットワーク	
		その内容	災害福祉支援チームの派遣をはじめとした活動を連携・協力して行い、災害時におけるよう配慮者の安全・安心を確保することを目的とした協議会	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2014年3月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	新潟県社会福祉協議会 新潟県社会福祉経営者協議会	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	新潟県老人福祉施設協議会	
		障害児・者等	新潟県身体障害者福祉施設協議会 新潟県精神障害者社会福祉施設協議会 新潟県知的障害者福祉協会	
		児童・母子等	—	
	その他	新潟県救護施設協議会 新潟県社会就労センター連絡協議会		
③-3. 職能団体	専門職の団体	新潟県社会福祉士会 新潟県介護福祉士会 新潟県ホームヘルパー協議会 新潟県介護支援専門員協会		
③-4. その他	他職種の団体	災害福祉広域支援ネットワークサンダーボード		
④ 今後の参加・連携予定団体		—		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	団体が担う。		
	団体が担う場合の団体名	新潟県社会福祉協議会		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		新潟県福祉保健部	※複数部署の場合の主担当	—
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		新潟県地域防災計画に記載済。 なお、適宜、防災局防災企画課と情報共有を行うなど連携を図っている。		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中 【理由】国の想定に沿った形。		
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他		

		5. 未定・検討中 【理由】国の想定に沿った形。																				
⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。																				
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定）																				
	協定締結先	新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会																				
	確保人員数	70名																				
	登録条件	①事業者団体登録チーム員 ②職能団体登録チーム員 ③任意登録チーム員																				
	その他記述	—																				
⑪-2 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>平成30年度新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会 災害福祉支援チーム員基礎研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>新潟県災害福祉支援チーム員登録者又はチーム員として今後登録予定者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2018年11月29日～30日</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>(1日目)災害福祉支援チーム員として活動する際の知識を習得するための講義 (2日目)図上訓練(シュミレーション訓練)、グループ協議等の演習</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修2</th> </tr> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>平成30年度新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会 災害福祉広域支援セミナー</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>①新潟県災害福祉支援チームマニュアル説明(AM)市町村防災・福祉行政担当者、市町村社会福祉協議会福祉施設・事業所関係者、県災害福祉支援チーム員②災害福祉支援チーム研修(PM)県災害福祉支援チーム員</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2019年2月26日</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>(AM)①「新潟県災害福祉支援チームについて」 ②「チーム員の活動マニュアルについて」 (PM)①「平成30年7月豪雨災害」における避難所支援活動について【活動報告】 ②グループワーク</td> </tr> </tbody> </table>	研修1		1)研修・訓練の名称	平成30年度新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会 災害福祉支援チーム員基礎研修	2)対象者	新潟県災害福祉支援チーム員登録者又はチーム員として今後登録予定者	3)実施時期	2018年11月29日～30日	4)内容	(1日目)災害福祉支援チーム員として活動する際の知識を習得するための講義 (2日目)図上訓練(シュミレーション訓練)、グループ協議等の演習	研修2		1)研修・訓練の名称	平成30年度新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会 災害福祉広域支援セミナー	2)対象者	①新潟県災害福祉支援チームマニュアル説明(AM)市町村防災・福祉行政担当者、市町村社会福祉協議会福祉施設・事業所関係者、県災害福祉支援チーム員②災害福祉支援チーム研修(PM)県災害福祉支援チーム員	3)実施時期	2019年2月26日	4)内容	(AM)①「新潟県災害福祉支援チームについて」 ②「チーム員の活動マニュアルについて」 (PM)①「平成30年7月豪雨災害」における避難所支援活動について【活動報告】 ②グループワーク
研修1																						
1)研修・訓練の名称	平成30年度新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会 災害福祉支援チーム員基礎研修																					
2)対象者	新潟県災害福祉支援チーム員登録者又はチーム員として今後登録予定者																					
3)実施時期	2018年11月29日～30日																					
4)内容	(1日目)災害福祉支援チーム員として活動する際の知識を習得するための講義 (2日目)図上訓練(シュミレーション訓練)、グループ協議等の演習																					
研修2																						
1)研修・訓練の名称	平成30年度新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会 災害福祉広域支援セミナー																					
2)対象者	①新潟県災害福祉支援チームマニュアル説明(AM)市町村防災・福祉行政担当者、市町村社会福祉協議会福祉施設・事業所関係者、県災害福祉支援チーム員②災害福祉支援チーム研修(PM)県災害福祉支援チーム員																					
3)実施時期	2019年2月26日																					
4)内容	(AM)①「新潟県災害福祉支援チームについて」 ②「チーム員の活動マニュアルについて」 (PM)①「平成30年7月豪雨災害」における避難所支援活動について【活動報告】 ②グループワーク																					
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																				
	確保済資機材	1. ビブス ○ 2. モバイルパソコン ○ 3. プリンタ ○ 4. 携帯電話 5. 衛星電話 6. トランシーバ 7. デジタルカメラ 8. 車両 9. 自家発電機 10. その他																				
⑬ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 2. 豪雨 3. 豪雪 4. 洪水 ○ 5. 高潮 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 9. 原子力災害 10. その他																				
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられている。																				

⑮ 体制に関する各市区町村との関係	新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会についての周知研修会の周知・参加案内
⑯ 住民への啓発等	—

**長野県**

設問		回答	
① 協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
	協議会等名称	長野県災害福祉広域支援ネットワーク	
	その内容	①福祉事業所間の総合応援 ②災害派遣福祉チームの養成 ③福祉団体間の連携	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2016年7月に開始した。	
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人長野県社会福祉協議会 長野県社会福祉法人経営者協議会
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	一般社団法人長野県高齢者福祉事業協会 長野県老人保健施設協議会 特定非営利活動法人長野県介護支援専門員協会 一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会 特定非営利活動法人長野県相談支援専門員協会 公益社団法人長野県看護協会
		障害児・者等	長野県身体障害者施設協議会 一般社団法人長野県知的障がい福祉協会 せいしれん
		児童・母子等 その他	一般財団法人長野県児童福祉施設連盟 長野県救護施設協議会 特定非営利活動法人長野県宅老所・グループホーム連絡会
	③-3. 職能団体	専門職の団体	公益社団法人長野県社会福祉士会 公益社団法人長野県介護福祉士会 長野県精神保健福祉士協会
	③-4. その他	他職種の団体	長野県市長会、長野県町村会 社会福祉法人長野県共同募金会
④ 今後の参加・連携予定団体		—	
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	団体が担う。	
	団体が担う場合の団体名	社会福祉法人長野県社会福祉協議会	
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップの方法	—	
⑦ 福祉支援体制の担当部署		健康福祉部	※複数部署の場合の主担当
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		危機管理部との情報共有	
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—	
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○	2. 福祉避難所等 ○
		3. 社会福祉施設等 ○	4. 要配慮者の居宅 ○

		5. その他 6. 未定・検討中 【理由】福祉避難所は立上げ支援を想定 3. 4. については現状の支援体制が不足していることから想定
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 5. 未定・検討中 【理由】福祉支援の必要な要配慮者を想定
⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始予定（2019年8月頃）
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	—
	協定締結先	—
	確保人員数	—
	登録条件	—
	その他記述	—
⑪-2 研修や訓練の実施状況		—
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。
	確保済資機材	1. ビブス ○      2. モバイルパソコン 3. プリンタ      4. 携帯電話 5. 衛星電話      6. トランシーバ 7. デジタルカメラ      8. 車両 9. 自家発電機 10. その他
⑬ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○      2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○      4. 洪水 ○ 5. 高潮      6. 地震 ○ 7. 津波      8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 10. その他
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		未定
⑮ 体制に関する各市区町村との関係		市町村を対象にしたセミナーを開催しネットワークの設立及び活用の呼びかけを行った。
⑯ 住民への啓発等		関係団体との協定締結当初でありこれから実施予定

岐阜県

設問		回答	
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
		その内容	次の事項について協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要配慮者の大規模災害時における広域支援の調整に関する事項</li> <li>・広域支援に係る派遣人材の養成及び派遣団の編成等に関する事項</li> <li>・施設における事業継続計画（BCP）及び福祉避難所等、災害福祉広域支援に密接に関連する事項</li> </ul>
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2014年7月に開始した。	
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	県社会福祉協議会 県県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	県老人福祉施設協議会 県デイサービスセンター協議会 県老人保健施設協会
		障害児・者等	県知的障害者支援協会 県身体障害者福祉施設協議会 県身体障害者福祉協会 県精神保健福祉協会
		児童・母子等	県保育研究協議会 県児童福祉協議会
	その他	県福祉事業団	
③-3. 職能団体	専門職の団体	県介護福祉士会 県社会福祉士会 県居宅介護支援事業協議会 県精神保健福祉士協会	
③-4.その他	他職種の団体	学識経験者（大学教授） 県市長会、県町村会	
④ 今後の参加・連携予定団体		—	
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。	
	団体が担う場合の団体名	県社会福祉協議会	
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップの方法	—	
⑦ 福祉支援体制の担当部署		健康福祉部 健康福祉政策課	※複数部署の場合の主担当 ー
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に県防災部局が参画しており、適宜必要な情報共有体制等を確保している。	
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—	
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中	
		【理由】災害時の避難所等においては、要配慮者に対する福祉的支援や、要配慮者個々の状況に応じて適切な支援へ繋ぐための活動等を行う福祉専門職の人的支援が必要となるため。	

	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○      (妊産婦、在宅療養者など) 5. 未定・検討中 【理由】避難所等での生活において福祉的な支援が必要な要配慮者は広く支援の対象であると想定している。																																								
⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。																																								
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。(※個人を特定)																																								
	協定締結先	県社会福祉法人経営者協議会、県老人福祉施設協議会 (一社) 県知的障害者支援協会、県身体障害者福祉施設協議会 県精神保健福祉協会、県保育研究協議会、県児童福祉協議会 県デイサービスセンター協議会、(一社) 県社会福祉士会 県老人保健施設協会																																								
	確保人員数	200名																																								
	登録条件	協定締結団体に加盟する施設等の職員 協定締結団体の会員(職能団体の場合)																																								
	その他記述	—																																								
⑪-2 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。																																								
		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>岐阜DCATビギナー研修</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>初めて岐阜DCAT隊員に登録する者</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>2018年6月、8月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>制度概要や派遣の仕組み、研修・訓練体系等に係る講義並びに被災地支援経験者による講演</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修2</th> </tr> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>岐阜DCATミドル研修</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>登録2年目以降の岐阜DCAT隊員</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>2018年7月、8月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>制度概要や派遣の仕組み、聞き取り能力向上や要配慮種別毎の支援方法に関する講義・演習</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修3</th> </tr> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>岐阜DCATアドバンス研修(2種設定)</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>リーダー候補者</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>2019年3月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>①ケーススタディによるグループワーク ②災害時におけるリーダーシップ醸成に係る講義・演習</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修4</th> </tr> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>岐阜DCAT実地訓練</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>ミドル研修受講済みの岐阜DCAT隊員</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>2019年2月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>市町村が実施する福祉避難所開設・運営訓練に岐阜DCATを派遣</td> </tr> </table>	研修1		1) 研修・訓練の名称	岐阜DCATビギナー研修	2) 対象者	初めて岐阜DCAT隊員に登録する者	3) 実施時期	2018年6月、8月	4) 内容	制度概要や派遣の仕組み、研修・訓練体系等に係る講義並びに被災地支援経験者による講演	研修2		1) 研修・訓練の名称	岐阜DCATミドル研修	2) 対象者	登録2年目以降の岐阜DCAT隊員	3) 実施時期	2018年7月、8月	4) 内容	制度概要や派遣の仕組み、聞き取り能力向上や要配慮種別毎の支援方法に関する講義・演習	研修3		1) 研修・訓練の名称	岐阜DCATアドバンス研修(2種設定)	2) 対象者	リーダー候補者	3) 実施時期	2019年3月	4) 内容	①ケーススタディによるグループワーク ②災害時におけるリーダーシップ醸成に係る講義・演習	研修4		1) 研修・訓練の名称	岐阜DCAT実地訓練	2) 対象者	ミドル研修受講済みの岐阜DCAT隊員	3) 実施時期	2019年2月	4) 内容	市町村が実施する福祉避難所開設・運営訓練に岐阜DCATを派遣
研修1																																										
1) 研修・訓練の名称	岐阜DCATビギナー研修																																									
2) 対象者	初めて岐阜DCAT隊員に登録する者																																									
3) 実施時期	2018年6月、8月																																									
4) 内容	制度概要や派遣の仕組み、研修・訓練体系等に係る講義並びに被災地支援経験者による講演																																									
研修2																																										
1) 研修・訓練の名称	岐阜DCATミドル研修																																									
2) 対象者	登録2年目以降の岐阜DCAT隊員																																									
3) 実施時期	2018年7月、8月																																									
4) 内容	制度概要や派遣の仕組み、聞き取り能力向上や要配慮種別毎の支援方法に関する講義・演習																																									
研修3																																										
1) 研修・訓練の名称	岐阜DCATアドバンス研修(2種設定)																																									
2) 対象者	リーダー候補者																																									
3) 実施時期	2019年3月																																									
4) 内容	①ケーススタディによるグループワーク ②災害時におけるリーダーシップ醸成に係る講義・演習																																									
研修4																																										
1) 研修・訓練の名称	岐阜DCAT実地訓練																																									
2) 対象者	ミドル研修受講済みの岐阜DCAT隊員																																									
3) 実施時期	2019年2月																																									
4) 内容	市町村が実施する福祉避難所開設・運営訓練に岐阜DCATを派遣																																									
⑫ 資機材等の	確保状況	確保している。																																								

確保状況	確保済 資機材	1. ビブス                   ○   2. モバイルパソコン 3. プリンタ                   4. 携帯電話 5. 衛星電話                   6. トランシーバ 7. デジタルカメラ           8. 車両 9. 自家発電機 10. その他                   ○ (軍手、懐中電灯、ガソリン携行缶)
⑬ 対応を想定している「災害」	1. 暴風                           2. 豪雨                           ○ 3. 豪雪                           4. 洪水                           ○ 5. 高潮                           6. 地震                           ○ 7. 津波 8. 噴火 9. 原子力災害 10. その他	
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。	
⑮ 体制に関する各市区町村との関係	各種会議や個別訪問等による周知・啓発を実施 訓練共同実施の呼び掛け	
⑯ 住民への啓発等	関係団体等からの依頼に基づき、災害福祉支援に係る講演等を実施	

静岡県

設問		回答	
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
		その内容	県内外の被災地において要配慮者を支援する福祉人材の確保が困難となり広域的な福祉人材の派遣や受入れが必要とされる場合、静岡県内の福祉関係団体等が連携して災害福祉広域支援活動を行う
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2016年11月に開始した。	
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	静岡県社会福祉法人経営者協議会 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(事務局)
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	静岡県老人福祉施設協議会
		障害児・者等	静岡県知的障害者福祉協会 静岡県身体障害児者施設協議会
		児童・母子等	静岡県乳児院協議会 静岡県母子生活支援施設協議会 静岡県児童養護施設協議会 静岡県保育所連合会
	その他	静岡県救護更生施設連絡協議会 一般社団法人静岡県社会就労センター協議会 静岡県福祉医療施設協議会	
③-3. 職能団体	専門職の団体	一般社団法人静岡県社会福祉士会 一般社団法人静岡県介護福祉士会 特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会	
③-4. その他	他職種の団体	—	
④ 今後の参加・連携予定団体		今のところなし	
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	団体が担う。	
	団体が担う場合の団体名	静岡県社会福祉協議会	
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップの方法	—	
⑦ 福祉支援体制の担当部署		健康福祉部福祉長寿局地域福祉課、健康福祉部管理局政策監	※複数部署の場合の主担当 地域福祉課
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		庁内の防災担当部署の担当者会議にて静岡県災害福祉広域支援ネットワークについて説明を行っている。	
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		今のところなし	
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 3. 社会福祉施設等 5. その他 6. 未定・検討中	2. 福祉避難所等 ○ 4. 要配慮者の居宅
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 5. 未定・検討中	2. 障害者・児 ○
⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。	

⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定）	
	協定締結先	静岡DCAT支援協力申出書を提出した事業所	
	確保人員数	192名	
	登録条件	医療福祉等の業務経験が概ね3年以上	
	その他記述	—	
⑪-2 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。		
	<b>研修1</b>		
	1)研修・訓練の名称	静岡DCAT登録員養成研修	
	2)対象者	静岡DCAT支援協力申出書を提出した法人・施設の職員	
	3)実施時期	2018年8月及び9月	
4)内容	—		
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。	
	確保済資機材	1. ビブス ○      2. モバイルパソコン ○ 3. プリンタ ○      4. 携帯電話 5. 衛星電話      6. トランシーバ ○ 7. デジタルカメラ ○      8. 車両 9. 自家発電機 10. その他	
⑬ 対応を想定している「災害」	1. 暴風	○	2. 豪雨 ○
	3. 豪雪	○	4. 洪水 ○
	5. 高潮	○	6. 地震 ○
	7. 津波	○	8. 噴火 ○
	9. 原子力災害	○	
	10. その他		
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。		
⑮ 体制に関する各市区町村との関係	地域福祉担当者会議（ブロック会議）等で、各市町の担当者に静岡県災害福祉広域支援ネットワークについての情報提供などを行っている。		
⑯ 住民への啓発等	ネットワークの事務局である静岡県社会福祉協議会にて一般向けパンフレットを作成している。		

愛知県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。			
	協議会等名称	愛知県災害福祉広域支援推進協議会		
	その内容	大規模災害時において、高齢者・障害者等特別な支援を必要とする要配慮者に対する広域支援の仕組みを構築する		
② 体制の立ち上げ(予定)時期	2015年3月に開始した。			
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会社会福祉施設委員会 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会社会福祉法人経営者委員会 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会地域社会福祉委員会愛知委員会	
		高齢者福祉等	愛知県老人福祉施設協議会 一般社団法人 愛知県老人保健施設協会	
	③-2. 種別協(事業者団体)	障害児・者等	愛知県身体障害者施設協議会 愛知県精神障がい者福祉協会 一般社団法人 愛知県知的障害者福祉協会 名古屋市老人福祉施設協議会	
		児童・母子等	—	
		その他	愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会 愛知県ホームヘルパー連絡協議会 名古屋市介護サービス事業者連絡研究会	
	③-3. 職能団体	専門職の団体	一般社団法人 愛知県介護福祉士会 一般社団法人 愛知県社会福祉士会	
③-4. その他	他職種の団体	代表市、代表町村、名古屋市		
④ 今後の参加・連携予定団体	—			
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	団体が担う。		
	団体が担う場合の団体名	愛知県社会福祉協議会		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保している。		
	バックアップの方法	愛知県		
⑦ 福祉支援体制の担当部署	健康福祉部地域福祉課	※複数部署の場合の主担当	—	
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など	協議会には県防災局災害対策課も参加			
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	—			
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○	2. 福祉避難所等 ○	
	⑩-2 主な対象者	3. 社会福祉施設等	4. 要配慮者の居宅	
		5. その他		
		6. 未定・検討中		
		1. 高齢者 ○	2. 障害者・児 ○	
		3. 乳幼児		
		4. その他		
		5. 未定・検討中		
⑪ 派遣人員の確保や育成状況	開始している。			

⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定）		
	協定締結先	社会福祉法人等		
	確保人員数	約290名		
	登録条件	福祉の資格を有する者等、3年以上		
	その他記述	—		
⑪-2 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。			
	<b>研修1</b>			
	1)研修・訓練の名称	愛知県災害派遣福祉チーム（愛知DCAT）実地訓練		
	2)対象者	チーム員		
	3)実施時期	2018年10月28日（日）		
	4)内容	避難所内でのスクリーニング等		
	<b>研修2</b>			
	1)研修・訓練の名称	愛知県災害派遣福祉チーム（愛知DCAT）員登録研修		
	2)対象者	初めてチーム員となる者		
	3)実施時期	2019年3月11日（月）		
	4)内容	基礎的な知識・技術の習得		
	<b>研修3</b>			
	1)研修・訓練の名称	愛知県災害派遣福祉チーム（愛知DCAT）員スキルアップ研修		
	2)対象者	チーム員に登録の者		
3)実施時期	2019年3月6日（水）			
4)内容	より実践的なスキルを習得			
<b>研修4</b>				
1)研修・訓練の名称	愛知県災害派遣福祉チーム（愛知DCAT）員発展研修			
2)対象者	スキルアップ研修終了者			
3)実施時期	2019年3月5日（火）			
4)内容	リーダーに必要な知識・技術の習得			
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。		
	確保済資機材	1. ビブス ○ 2. モバイルパソコン 3. プリンタ 4. 携帯電話 5. 衛星電話 6. トランシーバ 7. デジタルカメラ 8. 車両 9. 自家発電機 10. その他		
⑬ 対応を想定している「災害」	1. 暴風 2. 豪雨 3. 豪雪 4. 洪水 5. 高潮 6. 地震 7. 津波 8. 噴火 9. 原子力災害 10. その他 ○（特になし）			
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。			
⑮ 体制に関する各市区町村との関係	市町村防災担当課長会議で説明			
⑯ 住民への啓発等	市町村防災担当課長会議で説明			

京都府

設問		回答	
① 協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
	協議会等名称	京都府災害時要配慮者避難支援センター	
	その内容	原子力災害をはじめとした、市町村域や府県域を越える大規模・広域災害発災時における病院等の入院患者や社会福祉施設の入所者、在宅要配慮者等の災害時要配慮者の避難・受入調整、他府県発災時の応援態勢等について、医療・福祉・行政関係者により調整する	
② 体制の立ち上げ(予定)時期	2013年3月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人京都府社会福祉協議会 社会福祉法人京都市社会福祉協議会
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	一般社団法人京都府老人福祉施設協議会 一般社団法人京都市老人福祉施設協議会 一般社団法人京都府介護老人保健施設協会
		障害児・者等	京都府障害厚生施設協議会 京都知的障害者福祉施設協議会 京都市身体障害者福祉施設長協議会
		児童・母子等	京都府児童福祉施設連絡協議会 京都児童養護施設長会
	その他	京都府ホームヘルパー連絡協議会	
	③-3. 職能団体	専門職の団体	社団法人京都府介護支援専門員会 一般社団法人京都社会福祉士会 一般社団法人京都府介護福祉士会
③-4. その他	他職種の団体	一般社団法人京都府医師会 一般社団法人京都私立病院協会 一般社団法人京都精神科病院協会 一般社団法人京都府病院協会 公益社団法人京都府看護協会 京都透析医会 行政機関（京都府、京都市等9団体）	
④ 今後の参加・連携予定団体	—		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。	
	団体が担う場合の団体名	京都府社会福祉協議会	
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保している。	
	バックアップの方法	医療保健福祉調整本部の設置	
⑦ 福祉支援体制の担当部署	健康福祉部 介護・地域福祉課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など	災害対策本部設置後、本部内に医療保健福祉調整本部を立ち上げ、調整本部内で派遣		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	—		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等      4. 要配慮者の居宅 ○ 5. その他 6. 未定・検討中 【理由】一般避難所において不足する福祉体制の支援。福祉避難所においては、必要な場合に限って立ち上げ支援。	

	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○ (妊産婦、LGBT等) 5. 未定・検討中 <b>【理由】</b> 災害時は誰もが要配慮者になることを想定している。																																								
⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。																																								
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。(※個人を特定)																																								
	協定締結先	センター参画福祉関係14団体中9団体																																								
	確保人員数	135名																																								
	登録条件	原則、福祉関係資格を有し、次のいずれか要件を満たす者 (ただし、(1)、(2)はセンター構成団体のうち、別に掲げる福祉関係団体に推薦を受けた者) (1) チーム員養成研修を受講した者 (2) 福祉避難サポートリーダー養成研修を受講した者 (3) その他、災害時に福祉的な支援を目的とした顕著な実績がある等、センターが適当と認めた者																																								
	その他記述	—																																								
⑪-2 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2"><b>研修1</b></td> </tr> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>平成30年度第1回「京都府災害派遣福祉チーム(DWAT)養成研修」</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>午前：新規登録者(ファシリテーター既登録者)、午後：全員</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2018年6月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>午前：基礎研修(講演・実技) 午後：全体研修(実技)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>研修2</b></td> </tr> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>平成30年度第2回「京都府災害派遣福祉チーム(DWAT)養成研修」</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2018年9月(※京都府総合防災訓練と合わせて実施)</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>午前：防災訓練に合わせた実地研修 午後：全体研修(講演・実技)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>研修3</b></td> </tr> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>平成30年度第3回「京都府災害派遣福祉チーム(DWAT)養成研修」</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>午前：新規登録者(ファシリテーター既登録者)、午後：全員</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2019年2月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>午前：基礎研修(講演・実技) 午後：全体研修(講演・実技)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>研修4</b></td> </tr> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>平時の取組み</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>通年</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の防災訓練への参画</li> <li>・学校・地域・施設等での防災行事への参加</li> <li>・啓発イベントへの出展等</li> </ul> </td> </tr> </table>	<b>研修1</b>		1)研修・訓練の名称	平成30年度第1回「京都府災害派遣福祉チーム(DWAT)養成研修」	2)対象者	午前：新規登録者(ファシリテーター既登録者)、午後：全員	3)実施時期	2018年6月	4)内容	午前：基礎研修(講演・実技) 午後：全体研修(実技)	<b>研修2</b>		1)研修・訓練の名称	平成30年度第2回「京都府災害派遣福祉チーム(DWAT)養成研修」	2)対象者	全員	3)実施時期	2018年9月(※京都府総合防災訓練と合わせて実施)	4)内容	午前：防災訓練に合わせた実地研修 午後：全体研修(講演・実技)	<b>研修3</b>		1)研修・訓練の名称	平成30年度第3回「京都府災害派遣福祉チーム(DWAT)養成研修」	2)対象者	午前：新規登録者(ファシリテーター既登録者)、午後：全員	3)実施時期	2019年2月	4)内容	午前：基礎研修(講演・実技) 午後：全体研修(講演・実技)	<b>研修4</b>		1)研修・訓練の名称	平時の取組み	2)対象者	全員	3)実施時期	通年	4)内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の防災訓練への参画</li> <li>・学校・地域・施設等での防災行事への参加</li> <li>・啓発イベントへの出展等</li> </ul>
<b>研修1</b>																																										
1)研修・訓練の名称	平成30年度第1回「京都府災害派遣福祉チーム(DWAT)養成研修」																																									
2)対象者	午前：新規登録者(ファシリテーター既登録者)、午後：全員																																									
3)実施時期	2018年6月																																									
4)内容	午前：基礎研修(講演・実技) 午後：全体研修(実技)																																									
<b>研修2</b>																																										
1)研修・訓練の名称	平成30年度第2回「京都府災害派遣福祉チーム(DWAT)養成研修」																																									
2)対象者	全員																																									
3)実施時期	2018年9月(※京都府総合防災訓練と合わせて実施)																																									
4)内容	午前：防災訓練に合わせた実地研修 午後：全体研修(講演・実技)																																									
<b>研修3</b>																																										
1)研修・訓練の名称	平成30年度第3回「京都府災害派遣福祉チーム(DWAT)養成研修」																																									
2)対象者	午前：新規登録者(ファシリテーター既登録者)、午後：全員																																									
3)実施時期	2019年2月																																									
4)内容	午前：基礎研修(講演・実技) 午後：全体研修(講演・実技)																																									
<b>研修4</b>																																										
1)研修・訓練の名称	平時の取組み																																									
2)対象者	全員																																									
3)実施時期	通年																																									
4)内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の防災訓練への参画</li> <li>・学校・地域・施設等での防災行事への参加</li> <li>・啓発イベントへの出展等</li> </ul>																																									

⑫ 資機材等の 確保状況	確保状況	確保している。	
	確保済 資機材	1. ビブス ○      2. モバイルパソコン ○ 3. プリンタ ○      4. 携帯電話 ○ 5. 衛星電話      6. トランシーバ 7. デジタルカメラ ○      8. 車両 9. 自家発電機 10. その他	
⑬ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○      2. 豪雨 ○ 3. 豪雪      4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○      6. 地震 ○ 7. 津波 ○      8. 噴火 9. 原子力災害 ○ 10. その他 ○      (災害救助法が適用される程度の災害 を 想定)	
⑭ 都道府県の地域防災計画に 対する体制の位置づけ		位置付けられている。	
⑮ 体制に関する各市区町村と の関係		地域防災計画への反映 市町村担当者へ京都DWAT養成研修参加案内 市町村防災及び福祉担当課長会議での説明と周知及び訓練への参画依頼	
⑯ 住民への啓発等		パンフレットの作成、配布 防災・減災関係のイベント等へ参画（啓発場の設置） 地元自治体でのDWAT活動講演	

大阪府

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議自体は行っているが、協議会・機構等は設置しておらず、人材の確保は別途協定等で実施している。		
		協定等名称	大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	
		協定締結者	知事と各団体の代表者	
		内容	—	
② 体制の立ち上げ(予定) 時期		2014年5月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	・社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（ネットワーク参加、協定締結手続中）	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	—	
		障害児・者等	—	
		児童・母子等	—	
	③-3. 職能団体	その他	・公益社団法人大阪介護老人保健施設協会（ネットワーク会議参画、協定締結手続中） ・一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会（ネットワーク会議参画、協定締結手続中）	
③-4. その他	専門職の団体	・公益社団法人大阪介護支援専門員協会（ネットワーク会議参画、協定締結手続中） ・公益社団法人大阪介護福祉士会（ネットワーク会議参画、協定締結手続中） ・公益社団法人大阪社会福祉士会（ネットワーク会議参画、協定締結手続中） ・公益社団法人大阪府理学療法士会（ネットワーク会議参画、協定締結手続中）		
④ 今後の参加・連携予定団体		一般社団法人 大阪精神保健福祉士協会 特定非営利活動法人 大阪医療ソーシャルワーカー協会 市町村、市町村社会福祉協議会		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。		
	団体が担う場合の団体名	—		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		福祉部地域福祉推進室地域福祉課（平成31年4月1日より）	※複数部署の場合の主担当	—
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		<b>【建築担当部署との連携】</b> ○社会福祉施設等の耐震化促進。 <b>【防災担当部署との連携】</b> ○市町村において避難行動要支援者名簿の更新や活用を推進する支援及び避難所運営マニュアル改訂当のおける連携。 ○DWAT構築に向けた連携（ネットワーク会議への参画） <b>【健康医療担当部署との連携】</b> ○DMAT等との連携についての協議を開始（ネットワーク会議への参画）		

⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		一般社団法人 大阪精神保健福祉士協会 特定非営利活動法人 大阪医療ソーシャルワーカー協会 市町村、市町村社会福祉協議会
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 3. 社会福祉施設等 4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中 【理由】「災害時の福祉支援体制の整備について」（厚生労働省平成30年5月31日社援発0531台1号）に基づいたもの。
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○（災害時要配慮者） 5. 未定・検討中 【理由】「災害時の福祉支援体制の整備について」（厚生労働省平成30年5月31日社援発0531台1号）に基づいたもの。
⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始予定（2019年4月頃）
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	—
	協定締結先	—
	確保人員数	—
	登録条件	—
	その他記述	—
⑪-2 研修や訓練の実施状況		—
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保していない。
	確保済資機材	1. ビブス 2. モバイルパソコン 3. プリンタ 4. 携帯電話 5. 衛星電話 6. トランシーバ 7. デジタルカメラ 8. 車両 9. 自家発電機 10. その他
⑬ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 9. 原子力災害 10. その他
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられていないが、今後位置付ける予定。
⑮ 体制に関する各市区町村との関係		「府内市町村危機管理担当課長及び消防本部担当課長会議」（H31.2.19） 「府内市町村地域福祉担当課長会議」（H31.3.27） においてDWATや福祉分野に係る防災関係の情報提供を実施
⑯ 住民への啓発等		社会福祉施設における災害への備えについて、ホームページにて周知を行っている。 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/saigaisonaie/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/saigaisonaie/index.html</a>

鳥取県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議自体は行っているが、協議会・機構等は設置しておらず、人材の確保は別途協定等で実施している。		
		協定等名称	災害時の要配慮者支援活動の協力に関する協定	
		協定締結者	県及び各団体との2者協定	
		内容	県が行う要配慮者支援活動に関する福祉専門職の協力に関する協定を締結するもの。	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2018年3月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	—	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	鳥取県老人保健施設協会 鳥取県老人福祉施設協議会	
		障害児・者等	—	
		児童・母子等	—	
		その他	—	
③-3. 職能団体	専門職の団体	一般社団法人鳥取県社会福祉士会 一般社団法人鳥取県介護福祉士会 鳥取県介護支援専門員連絡協議会		
③-4. その他	他職種の団体	—		
④ 今後の参加・連携予定団体		—		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。		
	団体が担う場合の団体名	一般社団法人鳥取県社会福祉士会、一般社団法人鳥取県介護福祉士会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		平成30年度に行った公衆衛生チーム(医師、保健師、薬剤師、管理栄養士等)研修会に当県災害時福祉支援チームのチーム員が参加した。また、鳥取県地域防災計画の平成30年度末改正で、災害時の公衆衛生活動にあたり、公衆衛生チームは、災害時福祉支援チーム(DCAT)、災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)等と連携して活動を実施する旨記載予定。		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等      4. 要配慮者の居宅 ○ 5. その他 6. 未定・検討中 【理由】本県チームは、対象先を限定していないため。(ただし、施設は職能団体、施設団体等が別個に締結している協定等により支援が行われるものとして対象外)		
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○ (福祉的支援が必要な者) 5. 未定・検討中 【理由】本県チームは、対象先を限定していないため。		

⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定）
	協定締結先	一般社団法人鳥取県社会福祉士会、一般社団法人鳥取県介護福祉士会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会
	確保人員数	42名
	登録条件	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員
	その他記述	—
⑪-2 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。
		<b>研修1</b>
		1) 研修・訓練の名称
		基礎研修
		2) 対象者
		チーム員登録予定者等
		3) 実施時期
		2018年9月2日
		4) 内容
		災害時福祉支援チームの必要性や、派遣体制、実際の活動内容、避難所の運営等に関する基礎的な内容。（座学1日間）
		<b>研修2</b>
		1) 研修・訓練の名称
		リーダー研修
		2) 対象者
		基礎研修受講者等
		3) 実施時期
		座学：2018年10月13日又は2018年10月14日、 演習：2018年11月23日～2018年11月14日
		4) 内容
		チーム員の業務管理、役割分担、情報共有及び体調管理等を行う個々のチームのリーダーの養成。（座学1日間、演習2日間）
		<b>研修3</b>
		1) 研修・訓練の名称
		コーディネーター研修
		2) 対象者
		リーダー研修受講者等
		3) 実施時期
		2019年1月12日～2019年1月13日
		4) 内容
		災害時において、現地被災状況を把握・管理し、福祉支援チームの派遣や受入施設・自治体施設等との調整、必要な物資供給支援、多職種との連携等を行う「鳥取県災害時福祉支援チーム活動拠点」におけるコーディネーターを養成。（演習2日間）
⑫ 資機材等の確保状況		確保している。
		1. ビブス ○ 2. モバイルパソコン
		3. プリンタ ○ 4. 携帯電話
		5. 衛星電話 ○ 6. トランシーバ
		7. デジタルカメラ ○ 8. 車両
		9. 自家発電機
		10. その他 ○（ヘルメット、腕章）
⑬ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○
		3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○
		5. 高潮 ○ 6. 地震 ○
		7. 津波 ○ 8. 噴火 ○
		9. 原子力災害
		10. その他
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられている。

⑮ 体制に関する各市区町村との関係	平成29年度末の県内市町村危機管理・防災担当課長会議において、各市町村内における鳥取県災害時福祉支援チームの周知及び福祉支援チーム受け入れ環境の整備、地域防災計画への位置づけ等を依頼。また、平成31年度においても福祉担当課へ災害時の福祉支援に関する説明会を開催予定。
⑯ 住民への啓発等	平成29年1月23日の福祉専門職団体と県との協定締結について、調印式という形で報道機関に公開した形で実施し、テレビニュース、地元紙等で住民等へ周知した。

島根県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
		協議会等名称	しまね災害福祉広域支援ネットワーク	
		その内容	事業者団体や職能団体等と人員派遣等も想定した災害時の要配慮者支援のためのネットワークを構築	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2015年9月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	島根県社会福祉協議会 島根県社会福祉法人経営者協議会	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	島根県老人福祉施設協議会	
		障害児・者等	島根県知的障害者福祉協会 島根県身体障害者施設協議会	
		児童・母子等	島根県保育協議会 島根県児童入所施設協議会	
		その他	—	
③-3. 職能団体	専門職の団体	島根県社会福祉士会 島根県介護福祉士会 島根県精神保健福祉士会 島根県介護支援専門員協会 島根県看護協会		
	③-4.その他	他職種の団体	—	
④ 今後の参加・連携予定団体		—		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	団体が担う。		
	団体が担う場合の団体名	島根県社会福祉協議会		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		健康福祉部地域福祉課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		年2回のネットワーク会議に福祉部担当者と防災部担当者も参加		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 ○      4. 要配慮者の居宅 ○ 5. その他 6. 未定・検討中 【理由】 特に除外する対象先はない		
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 5. 未定・検討中 【理由】 特に除外する対象先はない		

⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。																								
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定）																								
	協定締結先	協力施設																								
	確保人員数	111名																								
	登録条件	国家資格又は公的資格、職種、その他認められた者																								
	その他記述	—																								
⑪-2 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。																								
		<b>研修1</b>																								
1)研修・訓練の名称		しまねDCAT訓練研修（基礎コース）																								
2)対象者		訓練研修未受講者																								
3)実施時期		2019年1月16日、17日、18日																								
4)内容		ネットワークの概要、DCATの活動内容ほか																								
		<b>研修2</b>																								
1)研修・訓練の名称		しまねDCAT訓練研修（スキルアップコース）																								
2)対象者		訓練研修（基礎コース）受講者																								
3)実施時期		2019年1月21日																								
4)内容		講義、机上トレーニング（ワークショップ）																								
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																								
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>○</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td></td> <td>6. トランシーバ</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>○</td> <td>8. 車両</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>○</td> <td colspan="2">(Web会議用機材、非常用食料、ヘルメット)</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	○	4. 携帯電話	○	5. 衛星電話		6. トランシーバ	○	7. デジタルカメラ	○	8. 車両		9. 自家発電機				10. その他	○	(Web会議用機材、非常用食料、ヘルメット)	
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																							
3. プリンタ	○	4. 携帯電話	○																							
5. 衛星電話		6. トランシーバ	○																							
7. デジタルカメラ	○	8. 車両																								
9. 自家発電機																										
10. その他	○	(Web会議用機材、非常用食料、ヘルメット)																								
⑬ 対応を想定している「災害」		<table border="0"> <tr> <td>1. 暴風</td> <td>○</td> <td>2. 豪雨</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. 豪雪</td> <td>○</td> <td>4. 洪水</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5. 高潮</td> <td>○</td> <td>6. 地震</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7. 津波</td> <td>○</td> <td>8. 噴火</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9. 原子力災害</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. 暴風	○	2. 豪雨	○	3. 豪雪	○	4. 洪水	○	5. 高潮	○	6. 地震	○	7. 津波	○	8. 噴火	○	9. 原子力災害	○			10. その他			
1. 暴風	○	2. 豪雨	○																							
3. 豪雪	○	4. 洪水	○																							
5. 高潮	○	6. 地震	○																							
7. 津波	○	8. 噴火	○																							
9. 原子力災害	○																									
10. その他																										
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられている。																								
⑮ 体制に関する各市区町村との関係		立ち上げ時に県、市町村、県社協（ネットワーク事務局）の三者で協定締結																								
⑯ 住民への啓発等		特になし																								

岡山県

設問		回答	
① 協議会、協定などの名称・内容		その他	
		名称	岡山県社会福祉協議会が主催するDWA T推進会議が災害派遣福祉チームの体制構築の機能を果たしている。平成30年7月豪雨災害で実際に「岡山DWA T」が活動を行い、県は派遣要請を行ったが、県と団体等との協定締結前の活動となってしまった。今後協定締結を予定している。
		内容	—
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2018年6月に開始した。	
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	岡山県社会福祉協議会 岡山県社会福祉法人経営者協議会 岡山県社会福祉法人経営青年会
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	岡山県老人福祉施設協議会
		障害児・者等	岡山県障害福祉施設等協議会
		児童・母子等	岡山県保育協議会 岡山県児童養護施設等協議会 岡山県保護施設協議会
	その他	—	
③-3. 職能団体	専門職の団体	岡山県社会福祉士会 岡山県介護福祉士会 岡山県介護支援専門員協会 岡山県精神保健福祉士会 岡山県理学療法士会 岡山県作業療法士会	
③-4. その他	他職種の団体	日本赤十字社岡山県支部	
④ 今後の参加・連携予定団体		—	
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	その他	
	団体が担う場合の団体名	岡山県社会福祉協議会が主催するDWA T推進会議が災害派遣福祉チームの体制構築の機能を果たしている。	
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップの方法	—	
⑦ 福祉支援体制の担当部署		岡山県保健福祉部保健福祉課	※複数部署の場合の主担当 —
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		避難所等で行う福祉支援活動には医療や保健との連携が必要であり、関係課との話が必要と考えている。	
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—	
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 3. 社会福祉施設等 4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中 【理由】平成30年7月豪雨災害時の活動は一般避難所であった。	
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 4. その他 ○ (被災者(避難者)) 5. 未定・検討中	

⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。																								
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）																								
	協定締結先	—																								
	確保人員	200名																								
	登録条件	①各種別協議会等を通じて、各社会福祉法人や医療法人・職能団体からの推薦書の提出があった者 ②チーム員養成研修の受講																								
	その他記述	—																								
⑪-2 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。																								
		<table border="1"> <tr> <td colspan="2"><b>研修1</b></td> </tr> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>災害派遣福祉チーム（DWA T）養成研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>推薦・登録者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2018年12月4日</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>別紙次第参照</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>研修2</b></td> </tr> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>岡山DWA T活動報告会</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>岡山DWA Tとして活動した者、希望者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2018年11月13日</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>別紙次第参照</td> </tr> </table>	<b>研修1</b>		1)研修・訓練の名称	災害派遣福祉チーム（DWA T）養成研修	2)対象者	推薦・登録者	3)実施時期	2018年12月4日	4)内容	別紙次第参照	<b>研修2</b>		1)研修・訓練の名称	岡山DWA T活動報告会	2)対象者	岡山DWA Tとして活動した者、希望者	3)実施時期	2018年11月13日	4)内容	別紙次第参照				
<b>研修1</b>																										
1)研修・訓練の名称	災害派遣福祉チーム（DWA T）養成研修																									
2)対象者	推薦・登録者																									
3)実施時期	2018年12月4日																									
4)内容	別紙次第参照																									
<b>研修2</b>																										
1)研修・訓練の名称	岡山DWA T活動報告会																									
2)対象者	岡山DWA Tとして活動した者、希望者																									
3)実施時期	2018年11月13日																									
4)内容	別紙次第参照																									
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																								
	確保済資機材	<table> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>○</td> <td>4. 携帯電話</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td></td> <td>6. トランシーバ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td></td> <td>8. 車両</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	○	4. 携帯電話		5. 衛星電話		6. トランシーバ		7. デジタルカメラ		8. 車両		9. 自家発電機				10. その他			
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																							
3. プリンタ	○	4. 携帯電話																								
5. 衛星電話		6. トランシーバ																								
7. デジタルカメラ		8. 車両																								
9. 自家発電機																										
10. その他																										
⑬ 対応を想定している「災害」		<table> <tr> <td>1. 暴風</td> <td>○</td> <td>2. 豪雨</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. 豪雪</td> <td>○</td> <td>4. 洪水</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5. 高潮</td> <td>○</td> <td>6. 地震</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7. 津波</td> <td>○</td> <td>8. 噴火</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9. 原子力災害</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. 暴風	○	2. 豪雨	○	3. 豪雪	○	4. 洪水	○	5. 高潮	○	6. 地震	○	7. 津波	○	8. 噴火		9. 原子力災害				10. その他			
1. 暴風	○	2. 豪雨	○																							
3. 豪雪	○	4. 洪水	○																							
5. 高潮	○	6. 地震	○																							
7. 津波	○	8. 噴火																								
9. 原子力災害																										
10. その他																										
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられていないが、今後位置付ける予定。																								
⑮ 体制に関する各市区町村との関係		今後、県地域防災計画等へDWA Tの派遣を位置付ける中で、市町村からの要請があれば派遣可能であることを周知していくことは必要と考えている。																								
⑯ 住民への啓発等		今のところ取組として啓発や周知は行っていない。																								

山口県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議自体は行っているが、協議会・機構等は設置しておらず、人材の確保は別途協定等で実施している。			
	協定等名称	災害時における福祉支援に関する協定		
	協定締結者	経営者協議会、県社会福祉協議会、老人福祉施設協議会、障害福祉サービス協議会、知的障害者福祉協会、児童入所施設連絡協議会、老人保健施設協議会、身体障害者施設協議会、救護施設協議会、保育協会、デイサービスセンター協議会、聴覚障害者福祉協会、社会福祉士会、介護福祉士会		
	内容	被災市町が開設する福祉避難所等又は被災福祉施設への応援職員の派遣、福祉車両等の応援派遣、市町が行う福祉避難所の事前指定への協力、その他災害時における要配慮者に対する必要な援助（※団体との2者協定）		
② 体制の立ち上げ(予定)時期	2016年9月に開始した。			
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	経営者協議会 県社会福祉協議会	
		高齢者福祉等	老人福祉施設協議会 老人保健施設協議会 デイサービスセンター協議会	
	③-2. 種別協(事業者団体)	障害児・者等	障害福祉サービス協議会 知的障害者福祉協会 身体障害者施設協議会 聴覚障害者福祉協会	
		児童・母子等	児童入所施設連絡協議会 保育協会	
		その他	救護施設協議会、	
	③-3. 職能団体	専門職の団体	社会福祉士会 介護福祉士会	
③-4. その他	他職種の団体	—		
④ 今後の参加・連携予定団体	特にありません。			
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。		
	団体が担う場合の団体名	県社会福祉協議会		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署	健康福祉部厚政課	※複数部署の場合の主担当	—	
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など	大規模災害が起こった場合は、庁内の福祉施設関係課である長寿社会課（老人福祉施設等）、障害者支援課（障害者支援施設等）、こども政策課（保育所）、こども家庭課（児童養護施設等）と協同し、派遣調整を実施する。			
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	特にありません。			

⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 3. 社会福祉施設等 ○ 5. その他 6. 未定・検討中 【理由】要配慮者への支援を目的としているため。	2. 福祉避難所等 ○ 4. 要配慮者の居宅
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 5. 未定・検討中 【理由】要配慮者への支援を目的としているため。	2. 障害者・児 ○
⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始していない。	
⑪-1 派遣人員の 確保や育成 状況	確保方法	—	
	協定締結先	—	
	確保人員数	—	
	登録条件	—	
	その他記述	—	
⑪-2 研修や訓練の実施状況		—	
⑫ 資機材等の 確保状況	確保状況	確保していない。	
	確保済資機材	1. ビブス 3. プリンタ 5. 衛星電話 7. デジタルカメラ 9. 自家発電機 10. その他	2. モバイルパソコン 4. 携帯電話 6. トランシーバ 8. 車両
⑬ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 3. 豪雪 5. 高潮 7. 津波 9. 原子力災害 10. その他 ○	2. 豪雨 4. 洪水 6. 地震 8. 噴火  ○ (災害救助法が適用されるような大規模災害)
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられている。	
⑮ 体制に関する各市区町村との関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度に福祉関係14団体と協定を締結した際に、県内市町へ制度の周知を実施</li> <li>平成29、30年度は、災害救助市町担当者会議において、改めて、制度の説明を行い周知を図った。</li> </ul>	
⑯ 住民への啓発等		特にありません。	

徳島県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議自体は行っているが、協議会・機構等は設置しておらず、人材の確保は別途協定等で実施している。		
		協定等名称	災害時における相互応援協定に関する協定書	
		協定締結者	県と社会福祉施設関係 6 団体	
		内容	被災施設への生活物資等の提供及び応援職員の派遣、被災施設の入所者の受入、福祉避難所への応援職員の派遣等	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2012年6月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	—	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	徳島県老人福祉施設協議会 徳島県老人保健施設協議会 日本認知症グループホーム協会徳島県支部	
		障害児・者等	徳島県知的障害者福祉協会 徳島県身体障害者施設協議会	
		児童・母子等	徳島県児童養護施設協議会	
		その他	—	
	③-3. 職能団体	専門職の団体	—	
③-4.その他	他職種の団体	—		
④ 今後の参加・連携予定団体		平成31年度、社協や職能団体等も含めたネットワークを新たに構築の予定。		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。		
	団体が担う場合の団体名	—		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保している。		
	バックアップの方法	災害発生時の本部は、県の災害対策本部が担う		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		保健福祉部保健福祉政策課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		今後、ネットワークの構築とあわせて、庁内関係部署（高齢者、障がい者・児、児童関係各課及び危機管理部）で協議する場を設ける予定。また、災害時、介護福祉活動の総合調整を行う災害時介護福祉コーディネーターを関係部署（高齢者・障がい者・児、児童関係各課、各圏域の機関）に設置し、連携体制を図っている。		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		平成31年度、社協や職能団体等も含めたネットワークを新たに構築の予定。		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 ○ 4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中 【理由】一般避難所についても今後検討予定		
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 5. 未定・検討中		
⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。		

⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	団体との協定や呼びかけ等で、チーム員として派遣できる人数の みを確保している。（※個人を特定していない）		
	協定締結先	問2-1③のとおり（社会福祉施設関係団体）		
	確保人員数	H30年度：327名		
	登録条件	協定締結団体に所属する施設の福祉専門職員（介護職員、生活支 援員等）		
	その他記述	—		
⑪-2 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。			
	<b>研修1</b>			
	1)研修・訓練 の名称	徳島県総合防災訓練（福祉避難所運営訓練）		
	2)対象者	社会福祉法人職員		
	3)実施時期	2018年9月1日		
	4)内容	法人内福祉支援チームとDMATとの連携（避難 者アセス・ケース会議）		
	<b>研修2</b>			
	1)研修・訓練 の名称	大規模災害時医療活動訓練（福祉避難所運営 訓練）		
	2)対象者	社会福祉法人職員、徳島県リハビリテーション圏域リー ダー		
	3)実施時期	2018年8月4日		
	4)内容	圏域リーダーによる避難所・避難者アセス、法人内 福祉支援チームとの連携		
	<b>研修3</b>			
	1)研修・訓練 の名称	徳島県災害時情報共有システム入力訓練		
2)対象者	社会福祉施設			
3)実施時期	2019年1月・3月（システム更新の影響で2回の実施 にとどまっているが、本来は毎月実施）			
4)内容	災害発生時の施設の被災状況をシステムに入力し 報告したものを県が集約			
⑫ 資機材等の 確保状況	確保状況	確保していない。		
	確保済 資機材	1. ビブス 2. モバイルパソコン 3. プリンタ 4. 携帯電話 5. 衛星電話 6. トランシーバ 7. デジタルカメラ 8. 車両 9. 自家発電機 10. その他		
⑬ 対応を想定している「災害」	1. 暴風	○	2. 豪雨	○
	3. 豪雪	○	4. 洪水	○
	5. 高潮	○	6. 地震	○
	7. 津波	○	8. 噴火	
	9. 原子力災害			
	10. その他			
⑭ 都道府県の地域防災計画に 対する体制の位置づけ	位置付けられている。			
⑮ 体制に関する各市区町村と の関係	・今後構築するネットワークには、市町村の代表にも参加してい ただく予定。 ・災害時、介護福祉活動の調整を行う災害時介護福祉コーディネ ーターを県内全市町村に設置し、連携体制を図っている。 ・市町村と指定福祉避難所（社会福祉施設）が連携して行う訓練 に助成を行っている。			
⑯ 住民への啓発等	県立防災センターにおける福祉避難所に関するパネル展の開催や 住民参加型の訓練を実施することにより、地域住民への啓発を行 っている。			

愛媛県

設問		回答	
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	愛媛県災害時福祉支援地域連携協議会
		その内容	<p>災害時福祉支援体制の構築に係る課題の共有や対応策について検討する。施設団体、職能団体等を通じ、各法人から人材派遣を受けることを想定した要配慮者支援のためのネットワークを構築（以下詳細）</p> <p>1 災害時要配慮者支援チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、看護、リハビリ、介護、福祉等の専門職から募集、メンバー登録、県からの要請で県内外にチーム派遣</li> </ul> <p>2 災害時福祉人材マッチング制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時から、避難所において要配慮者を支援する人材を広く募集、登録、発災後避難所にて支援を実施</li> </ul> <p>2-① 災害時福祉人材（現役の福祉職員を対象）</p> <p>2-② 災害時福祉ボランティア人材（離職者・OBを対象）</p> <p>3 災害時福祉人材派遣要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後、避難所等で支援する人材が不足する場合には関係団体に派遣を要請</li> </ul>
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2017年8月に開始した。	
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	愛媛県社会福祉協議会
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	愛媛県老人福祉施設協議会 愛媛県老人保健施設協議会
		障害児・者等	愛媛県身体障害者施設協議会 NPO法人愛媛県知的障害者福祉協会
		児童・母子等	愛媛県民生児童委員協議会 愛媛児童福祉施設連合会 愛媛県保育協議会
		その他	一般社団法人愛媛県地域密着型サービス協会
	③-3. 職能団体	専門職の団体	愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会（ERAT）（※加盟団体：愛媛県リハビリテーション研究会、愛媛県回復期リハビリテーション連絡協議会、愛媛県理学療法士会、愛媛県作業療法士会、愛媛県言語聴覚士会、愛媛県介護福祉士会、愛媛県社会福祉士会、愛媛県医療ソーシャルワーカー協会、愛媛県栄養士会、愛媛県看護協会、愛媛県介護支援専門員協会） 一般社団法人愛媛県精神保健福祉士会 愛媛県ホームヘルパー協議会
③-4. その他	他職種の団体	一般社団法人愛媛県医師会 一般社団法人愛媛県歯科医師会 一般社団法人愛媛県薬剤師会 県内20市町関係課 地方局地域福祉課、県保健所	
④ 今後の参加・連携予定団体		—	

⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。	
	団体が担う場合の団体名	災害時要配慮者支援チーム：愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会及び県 災害時福祉人材マッチング制度：市町及び県	
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップの方法	—	
⑦ 福祉支援体制の担当部署	保健福祉課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など	防災部署、医療対策部署が当協議会のメンバーに入っており、共に意見交換を行っている。 また、⑩-2に記載している研修会へも出席している。		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	—		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○	2. 福祉避難所等 ○
	⑩-2 主な対象者	3. 社会福祉施設等	4. 要配慮者の居宅
		5. その他	
		6. 未定・検討中	
		1. 高齢者 ○	2. 障害者・児 ○
		3. 乳幼児 ○	
		4. その他 ○ (病弱者等)	
		5. 未定・検討中	
⑪ 派遣人員の確保や育成状況	開始している。		
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定）	
	協定締結先	協議会構成員と同じ	
	確保人員数	67名	
	登録条件	災害時要配慮者支援チーム員養成基礎研修を受講していること。 (上記確保した人員数はチーム員登録者数)	
	確保方法	個人による募集も受け付けしている。	
	協定締結先	—	
	確保人員	86名	
	登録条件	とくになし（上記確保した人員数はマッチング制度登録希望者数）	
	その他記述	—	
⑪-2 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。		
	<b>研修1</b>		
	1) 研修・訓練の名称	平成30年度愛媛県災害時要配慮者支援チーム員養成基礎研修会	
	2) 対象者	医療・介護・福祉専門職（チームへの登録を希望する者）	
	3) 実施時期	2018年8月11日	
	4) 内容	別紙次第のとおり	
	<b>研修2</b>		
	1) 研修・訓練の名称	平成30年度愛媛県災害時要配慮者支援チーム本部運営要員養成研修会	
	2) 対象者	医療・介護・福祉専門職	
	3) 実施時期	2018年8月12日	
4) 内容	別紙次第のとおり		

⑪-2 研修や訓練の実施状況	<b>研修3</b>																								
	1) 研修・訓練の名称	平成30年度愛媛県災害時福祉人材マッチング制度登録者研修会																							
	2) 対象者	制度に登録している福祉職・介護職（制度に興味のある者を含む）																							
	3) 実施時期	2019年2月17日																							
	4) 内容	別紙次第のとおり																							
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保していない。																							
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>2. モバイルパソコン</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>4. 携帯電話</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>6. トランシーバ</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>8. 車両</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td></td> </tr> </table>	1. ビブス	2. モバイルパソコン	3. プリンタ	4. 携帯電話	5. 衛星電話	6. トランシーバ	7. デジタルカメラ	8. 車両	9. 自家発電機		10. その他												
1. ビブス	2. モバイルパソコン																								
3. プリンタ	4. 携帯電話																								
5. 衛星電話	6. トランシーバ																								
7. デジタルカメラ	8. 車両																								
9. 自家発電機																									
10. その他																									
⑬ 対応を想定している「災害」	<table border="0"> <tr> <td>1. 暴風</td> <td>○</td> <td>2. 豪雨</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. 豪雪</td> <td>○</td> <td>4. 洪水</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5. 高潮</td> <td>○</td> <td>6. 地震</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7. 津波</td> <td>○</td> <td>8. 噴火</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9. 原子力災害</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. 暴風	○	2. 豪雨	○	3. 豪雪	○	4. 洪水	○	5. 高潮	○	6. 地震	○	7. 津波	○	8. 噴火	○	9. 原子力災害	○			10. その他			
1. 暴風	○	2. 豪雨	○																						
3. 豪雪	○	4. 洪水	○																						
5. 高潮	○	6. 地震	○																						
7. 津波	○	8. 噴火	○																						
9. 原子力災害	○																								
10. その他																									
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられていないが、今後位置付ける予定。																								
⑮ 体制に関する各市区町村との関係	各市町が災害時福祉支援地域連携協議会のメンバーに入っており、共に意見交換を行いながら体制の充実に努めている。また、30年度は地域ごと（3か所）での担当者意見交換会も開催した。																								
⑯ 住民への啓発等	各市町や県の防災訓練へチームが参加することにより、知名度の向上や関係機関と協力できる体制づくりに取り組んでいる。																								

福岡県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
		協議会等名称	福岡県災害時福祉等専門人材派遣連絡会議	
		その内容	災害発生時に福祉等専門人材を福祉避難所等に迅速かつ確実に派遣することを目的とし、それに係る連絡・調整、情報共有等を実施。	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2017年4月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	—	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	—	
		障害児・者等	—	
		児童・母子等	—	
	③-3. 職能団体	専門職の団体	公益社団法人福岡県介護支援専門員協会 公益社団法人福岡県介護福祉士会 一般社団法人福岡県言語聴覚士会 公益社団法人作業療法協会 公益社団法人社会福祉士会 福岡県手話の会連合会 社会福祉法人福岡県聴覚障害者協会 公益社団法人理学療法士会	
③-4. その他	他職種の団体	—		
④ 今後の参加・連携予定団体		必要に応じ検討を行っていく予定		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。		
	団体が担う場合の団体名	—		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		福祉労働部福祉総務課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		福祉避難所等で必要な支援や人材について、庁内関係課と意見交換・情報共有を実施。		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		必要に応じ検討を行っていく予定		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 ○      4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中		
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 4. その他 5. 未定・検討中		
⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。		
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	その他		
	協定締結先	—		
	確保人員数	—		
	登録条件	—		
	その他記述	職能団体と協定を締結し、各団体毎に人員を確保している。		

⑪-2 研修や訓練の実施状況	今年度は実施していないが、昨年度は実施した。	
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保していない。
	確保済資機材	1. ビブス 2. モバイルパソコン 3. プリンタ 4. 携帯電話 5. 衛星電話 6. トランシーバ 7. デジタルカメラ 8. 車両 9. 自家発電機 10. その他
⑬ 対応を想定している「災害」	1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 8. 噴火 9. 原子力災害 ○ 10. その他	
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	その他（要配慮者支援については記載しているが、協定内容については明記していない。）	
⑮ 体制に関する各市区町村との関係	・福祉避難所の設置・運営マニュアルを通じて、市町村に対し、支援人材の確保を要請。また、市町村の要請に応じて、県を通じ、支援人材を派遣できる旨を市町村担当者説明会で周知。 ・市町村相互での要配慮者の円滑な受け入れが実施されるよう、福祉避難所への広域避難に関するマニュアルを策定し、市町村に周知。	
⑯ 住民への啓発等	県では、個別避難支援計画策定のための研修会において、福祉避難所の役割等について住民への周知を実施。 市町村に対しては、あらゆる媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に周知するよう、市町村担当者担当者を通じて要請。	

佐賀県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容	その他			
	名称	災害時における災害時要配慮者への支援に関する協定 ・その他、佐賀県・市町災害時相互応援協定		
	内容	—		
② 体制の立ち上げ(予定)時期	2014年5月に開始した。			
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	—	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	・ニチイ学館佐賀支店 ・セントケア九州株式会社	
		障害児・者等	—	
		児童・母子等	—	
		その他	—	
③-3. 職能団体	専門職の団体	—		
③-4. その他	他職種の団体	—		
④ 今後の参加・連携予定団体	—			
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。		
	団体が担う場合の団体名	—		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署	明確な役割分担や連携体制はない	※複数部署の場合の主担当	—	
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など	特になし			
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	特になし			
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 3. 社会福祉施設等 5. その他 6. 未定・検討中	○	2. 福祉避難所等 4. 要配慮者の居宅 ○
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 3. 乳幼児 4. その他 5. 未定・検討中	○	2. 障害者・児
⑪ 派遣人員の確保や育成状況	開始していない。			
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	—		
	協定締結先	—		
	確保人員数	—		
	登録条件	—		
	その他記述	—		
⑪-2 研修や訓練の実施状況	—			

⑫ 資機材等の 確保状況	確保状況	確保していない。	
	確保済 資機材	1. ビブス 3. プリンタ 5. 衛星電話 7. デジタルカメラ 9. 自家発電機 10. その他	2. モバイルパソコン 4. 携帯電話 6. トランシーバ 8. 車両
⑬ 対応を想定している「災害」		1. 暴風                   ○ 3. 豪雪                   ○ 5. 高潮                   ○ 7. 津波                   ○ 9. 原子力災害 10. その他               ○（崖崩れ等）	2. 豪雨                   ○ 4. 洪水                   ○ 6. 地震                   ○ 8. 噴火                   ○
⑭ 都道府県の地域防災計画に 対する体制の位置づけ		未定	
⑮ 体制に関する各市区町村と の関係		福祉支援体制に特化した取組は実施していない。	
⑯ 住民への啓発等		福祉支援体制に特化した取組は実施していない。	

長崎県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議自体は行っているが、協議会・機構等は設置しておらず、人材の確保は別途協定等で実施している。		
		協定等名称	長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	
		協定締結者	県、社会福祉・精神保健施設団体等	
		内容	災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合に避難所における福祉的支援を行うチームへの協力及び職員派遣	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2017年9月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	長崎県社会福祉法人経営者協議会	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	長崎県老人福祉施設協議会 長崎県老人保健施設協会 長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会 長崎県認知症グループホーム連絡協議会	
		障害児・者等	長崎県社会就労センター協議会 長崎県身体障害児者施設協議会 長崎県手をつなぐ育成会 長崎県知的障がい者福祉協会 長崎県精神障がい者福祉協会	
		児童・母子等	長崎県児童養護施設協議会 長崎県保育協会	
		その他	—	
	③-3. 職能団体	専門職の団体	—	
③-4. その他	他職種の団体	—		
④ 今後の参加・連携予定団体		—		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。		
	団体が担う場合の団体名	—		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		福祉保健部福祉保健課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		高齢者福祉施設については、関係団体と災害時の相互応援協定を締結した。(H29年3月)		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等      4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中		
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 5. 未定・検討中		

⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。																								
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	団体との協定や呼びかけ等で、チーム員として派遣できる人数のみを確保している。（※個人を特定していない）																								
	協定締結先	団体																								
	確保人員数	582（ただし先遣隊と支援隊で重複あり）名																								
	登録条件	なし																								
	その他記述	—																								
⑪-2 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。																								
		<b>研修1</b>																								
		1)研修・訓練の名称 平成30年度長崎県災害派遣福祉チーム研修会																								
		2)対象者 福祉施設・事業所、行政、社協																								
		3)実施時期 2019年3月																								
		4)内容 行政説明、講演																								
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																								
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td></td> <td>4. 携帯電話</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td></td> <td>6. トランシーバ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td></td> <td>8. 車両</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン		3. プリンタ		4. 携帯電話		5. 衛星電話		6. トランシーバ		7. デジタルカメラ		8. 車両	○	9. 自家発電機				10. その他			
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン																								
3. プリンタ		4. 携帯電話																								
5. 衛星電話		6. トランシーバ																								
7. デジタルカメラ		8. 車両	○																							
9. 自家発電機																										
10. その他																										
⑬ 対応を想定している「災害」		<table border="0"> <tr> <td>1. 暴風</td> <td>○</td> <td>2. 豪雨</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. 豪雪</td> <td></td> <td>4. 洪水</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5. 高潮</td> <td>○</td> <td>6. 地震</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7. 津波</td> <td>○</td> <td>8. 噴火</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9. 原子力災害</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. 暴風	○	2. 豪雨	○	3. 豪雪		4. 洪水	○	5. 高潮	○	6. 地震	○	7. 津波	○	8. 噴火	○	9. 原子力災害	○			10. その他			
1. 暴風	○	2. 豪雨	○																							
3. 豪雪		4. 洪水	○																							
5. 高潮	○	6. 地震	○																							
7. 津波	○	8. 噴火	○																							
9. 原子力災害	○																									
10. その他																										
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられていないが、今後位置付ける予定。																								
⑮ 体制に関する各市区町村との関係		会議等において、災害時の要配慮者対策（避難行動要支援者名簿情報提供の同意、個別支援計画の策定、福祉避難所の確保・公表等）について、情報共有を図りながら推進を図っている。また長崎県災害福祉広域支援ネットワークについてはネットワークにおける市町の連携・位置づけについて情報提供を行っている。																								
⑯ 住民への啓発等		現在、県においては実施していない。今後も未定であるが周知等の方法を検討していく。																								

大分県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議自体は行っているが、協議会・機構等は設置しておらず、人材の確保は別途協定等で実施している。		
		協定等名称	大分県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	
		協定締結者	社会福祉法人及び医療法人	
		内容	DCATチームの派遣	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2018年12月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等		
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等		
		障害児・者等		
		児童・母子等		
	③-3. 職能団体	専門職の団体	—	
③-4. その他	他職種の団体	社会福祉法人及び医療法人等32法人		
④ 今後の参加・連携予定団体		—		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。		
	団体が担う場合の団体名	—		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		福祉保健企画課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		—		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○	2. 福祉避難所等 ○	
	⑩-2 主な対象者	3. 社会福祉施設等	4. 要配慮者の居宅	
		5. その他		
		6. 未定・検討中		
		1. 高齢者 ○	2. 障害者・児 ○	
		3. 乳幼児 ○		
		4. その他		
		5. 未定・検討中		
⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。		
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。(※個人を特定)		
	協定締結先	社会福祉法人、医療法人等		
	確保人員数	122名		
	登録条件	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、薬剤師で当該業務経験が3年以上、かつ、所属する協力法人等の長の承認と推薦を受けた者		
	その他記述	—		

⑪-2 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。		
		<b>研修1</b>		
		1)研修・訓練の名称	大分県災害派遣福祉チーム員養成研修(基礎研修)	
		2)対象者	当該業務経験が3年以上の者で、所属する法人、福祉施設、事業所又は医療機関等の長の推薦を受けた者	
		3)実施時期	2018年10月	
		4)内容	福祉的支援概要、災害概要、活動体験談、マニュアル説明	
		<b>研修2</b>		
		1)研修・訓練の名称	大分県災害派遣福祉チーム員養成研修(スキルアップ研修)	
		2)対象者	基礎研修を修了した者	
		3)実施時期	2019年1月	
4)内容	ワークショップ、机上訓練、実動訓練(スクリーニング)			
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。		
	確保済資機材	1. ビブス ○	2. モバイルパソコン	
		3. プリンタ	4. 携帯電話	
		5. 衛星電話	6. トランシーバ	
		7. デジタルカメラ	8. 車両	
		9. 自家発電機		
		10. その他		
⑬ 対応を想定している「災害」	1. 暴風	○	2. 豪雨	○
	3. 豪雪	○	4. 洪水	○
	5. 高潮	○	6. 地震	○
	7. 津波	○	8. 噴火	○
	9. 原子力災害			
	10. その他			
	⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられていないが、今後位置付ける予定。	
	⑮ 体制に関する各市区町村との関係		市町村担当者会議での説明	
	⑯ 住民への啓発等		ホームページ開設	

熊本県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
		協議会等名称	熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）連絡会	
		その内容	熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）体制整備	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2012年12月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	—	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	熊本県老人福祉施設協議会 一般社団法人熊本県老人保健施設協会 熊本県療養病床施設連絡協議会 熊本県地域密着型サービス連絡会	
		障害児・者等	熊本県身体障害児者施設協議会 熊本県知的障がい者施設協会 公益社団法人熊本県精神科協会	
		児童・母子等 その他	— —	
	③-3. 職能団体	専門職の団体	—	
	③-4. その他	他職種の団体	—	
④ 今後の参加・連携予定団体		—		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。		
	団体が担う場合の団体名	—		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）調整本部	※複数部署の場合の主担当	健康福祉政策課
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		協定締結団体との連絡会議に庁内の他の福祉部署も参加してDCAT体制等について検討を行っている。		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中 【理由】避難者への支援のため、一般避難所及び福祉避難所を対象としている。		
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○ (妊産婦、外国人、アレルギー疾患患者等) 5. 未定・検討中 【理由】活動マニュアルの中で、規定		

⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。																								
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	団体との協定や呼びかけ等で、チーム員として派遣できる人数のみを確保している。（※個人を特定していない）																								
	協定締結先	熊本県老人福祉施設協議会、一般社団法人熊本県老人保健施設協会 熊本県療養病床施設連絡協議会、熊本県地域密着型サービス連絡会 熊本県身体障害児者施設協議会、熊本県知的障がい者施設協会 公益社団法人熊本県精神科協会																								
	確保人員数	410名																								
	登録条件	なし																								
	確保方法	団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定）																								
	協定締結先	熊本県老人福祉施設協議会、一般社団法人熊本県老人保健施設協会 熊本県療養病床施設連絡協議会、熊本県地域密着型サービス連絡会 熊本県身体障害児者施設協議会、熊本県知的障がい者施設協会 公益社団法人熊本県精神科協会																								
	確保人員数	210名																								
	登録条件	なし																								
	その他記述	先遣隊は個人特定登録、支援隊は人数のみ確保																								
⑪-2 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 研修・訓練の名称</td> <td>熊本D C A T研修</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>69名参加</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>2019年3月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>講義、グループワーク</td> </tr> </tbody> </table>	研修1		1) 研修・訓練の名称	熊本D C A T研修	2) 対象者	69名参加	3) 実施時期	2019年3月	4) 内容	講義、グループワーク														
研修1																										
1) 研修・訓練の名称	熊本D C A T研修																									
2) 対象者	69名参加																									
3) 実施時期	2019年3月																									
4) 内容	講義、グループワーク																									
⑫ 資機材等の確保状況		確保している。																								
確保済資機材		<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td></td> <td>4. 携帯電話</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td></td> <td>6. トランシーバ</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td></td> <td>8. 車両</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	3. プリンタ		4. 携帯電話	5. 衛星電話		6. トランシーバ	7. デジタルカメラ		8. 車両	9. 自家発電機			10. その他								
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン																								
3. プリンタ		4. 携帯電話																								
5. 衛星電話		6. トランシーバ																								
7. デジタルカメラ		8. 車両																								
9. 自家発電機																										
10. その他																										
⑬ 対応を想定している「災害」		<table border="0"> <tr> <td>1. 暴風</td> <td>○</td> <td>2. 豪雨</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. 豪雪</td> <td>○</td> <td>4. 洪水</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5. 高潮</td> <td>○</td> <td>6. 地震</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7. 津波</td> <td>○</td> <td>8. 噴火</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9. 原子力災害</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. 暴風	○	2. 豪雨	○	3. 豪雪	○	4. 洪水	○	5. 高潮	○	6. 地震	○	7. 津波	○	8. 噴火	○	9. 原子力災害				10. その他			
1. 暴風	○	2. 豪雨	○																							
3. 豪雪	○	4. 洪水	○																							
5. 高潮	○	6. 地震	○																							
7. 津波	○	8. 噴火	○																							
9. 原子力災害																										
10. その他																										
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられている。																								
⑮ 体制に関する各市区町村との関係		災害救助法担当者会議での説明の実施																								
⑯ 住民への啓発等		取組みなし																								

<「2. 現在構築中である」と回答した都道府県>

宮城県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。			
	協議会等名称	宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会		
	その内容	災害発生時における高齢者、障害者などに対する緊急的に福祉的な対応を行うための、県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係機関・団体等による広域的な福祉支援ネットワークの構築		
② 体制の立ち上げ(予定)時期	2017年7月に開始した。			
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	宮城県社会福祉協議会 宮城県社会福祉法人経営者協議会 社会福祉法人東北福祉会 社会福祉法人仙台市社会事業協会	
		高齢者福祉等	宮城県老人福祉施設協議会 宮城県認知症グループホーム協議会 日本認知症グループホーム協会宮城県支部 宮城県老人保健施設連絡協議会 仙台市老人福祉施設協議会	
	③-2. 種別協(事業者団体)	障害児・者等	宮城県知的障害者福祉協会 宮城県身体障害者施設協議会 宮城県障害者小規模施設連絡会	
		児童・母子等	宮城県保育協議会 宮城県児童養護施設協議会 宮城県母子生活支援施設連絡協議会、	
		その他	宮城県社会就労センター協議会、	
	③-3. 職能団体	専門職の団体	宮城県社会福祉士会 宮城県介護福祉士会 宮城県ケアマネジャー協会	
③-4. その他	他職種の団体	東北福祉大学、県内全市町村		
④ 今後の参加・連携予定団体	—			
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。		
	団体が担う場合の団体名	宮城県社会福祉協議会		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署	保健福祉部社会福祉課	※複数部署の場合の主担当	—	
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など	宮城県地域防災計画に災害派遣福祉チームを規定するなど、防災対策担当課と調整のうえ、体制整備を進めている。			
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	—			
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 3. 社会福祉施設等 4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中 【理由】一般避難所における福祉的な課題への最も重要な課題と考えているため		

	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○ (福祉的な支援を必要とする者) 5. 未定・検討中																														
⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。																														
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。(※個人を特定)																														
	協定締結先	県内社会福祉法人等																														
	確保人員数	0名 (2019年始めにチームへの職員の派遣に関する協定の締結等について定めるチームの設置運営要領を定めたところであり、人員の確保はこれからの課題である。)																														
	登録条件	相談支援専門員，介護職員，生活相談員，生活支援員，地域包括支援センター職員等の福祉・介護の職に従事する者で当該業務の経験が3年以上のもの																														
	その他記述	—																														
⑪-2 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2"><b>研修1</b></td> </tr> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>災害派遣福祉チームスキルアップ研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>災害派遣福祉チーム基礎研修受講者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2019年1月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>災害派遣福祉チームの活動の中心となる者の養成</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>研修2</b></td> </tr> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>災害派遣福祉チーム基礎研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>チーム員として登録予定の者で研修を未受講の者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2019年2月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>災害派遣福祉チームの意義・役割の把握</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>研修3</b></td> </tr> <tr> <td>1)研修・訓練の名称</td> <td>災害派遣福祉チーム市町村担当職員研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>市町村の防災担当職員・福祉担当職員</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2019年2月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>災害派遣福祉チーム受入体制整備のため、チームの意義等を把握するもの</td> </tr> </table>	<b>研修1</b>		1)研修・訓練の名称	災害派遣福祉チームスキルアップ研修	2)対象者	災害派遣福祉チーム基礎研修受講者	3)実施時期	2019年1月	4)内容	災害派遣福祉チームの活動の中心となる者の養成	<b>研修2</b>		1)研修・訓練の名称	災害派遣福祉チーム基礎研修	2)対象者	チーム員として登録予定の者で研修を未受講の者	3)実施時期	2019年2月	4)内容	災害派遣福祉チームの意義・役割の把握	<b>研修3</b>		1)研修・訓練の名称	災害派遣福祉チーム市町村担当職員研修	2)対象者	市町村の防災担当職員・福祉担当職員	3)実施時期	2019年2月	4)内容	災害派遣福祉チーム受入体制整備のため、チームの意義等を把握するもの
<b>研修1</b>																																
1)研修・訓練の名称	災害派遣福祉チームスキルアップ研修																															
2)対象者	災害派遣福祉チーム基礎研修受講者																															
3)実施時期	2019年1月																															
4)内容	災害派遣福祉チームの活動の中心となる者の養成																															
<b>研修2</b>																																
1)研修・訓練の名称	災害派遣福祉チーム基礎研修																															
2)対象者	チーム員として登録予定の者で研修を未受講の者																															
3)実施時期	2019年2月																															
4)内容	災害派遣福祉チームの意義・役割の把握																															
<b>研修3</b>																																
1)研修・訓練の名称	災害派遣福祉チーム市町村担当職員研修																															
2)対象者	市町村の防災担当職員・福祉担当職員																															
3)実施時期	2019年2月																															
4)内容	災害派遣福祉チーム受入体制整備のため、チームの意義等を把握するもの																															
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																														
	確保済資機材	1. ビブス ○ 2. モバイルパソコン ○ 3. プリンタ 4. 携帯電話 5. 衛星電話 6. トランシーバ 7. デジタルカメラ ○ 8. 車両 9. 自家発電機 10. その他																														
⑬ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 9. 原子力災害 10. その他																														

⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑮ 体制に関する各市区町村との関係	2019年2月に市町村の防災担当職員を対象とした研修会を実施し、災害派遣福祉チームの意義・役割を説明し、市町村地域防災計画への反映など、市町村の受入体制の整備の推進について働きかけを実施した。
⑯ 住民への啓発等	特に実施せず

茨城県

設問		回答	
① 協議会、協定などの名称・内容		その他	
		名称	茨城県災害福祉支援ネットワーク
		内容	—
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2019年3月に開始予定である。	
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 茨城県社会福祉施設経営者協議会
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	一般社団法人茨城県老人福祉施設協議会 一般社団法人茨城県介護老人保健施設協会
		障害児・者等	一般社団法人茨城県心身障害者福祉協会 茨城県救護施設協議会
		児童・母子等	茨城県保育協議会 茨城県児童福祉施設協議会
	その他	—	
③-3. 職能団体	専門職の団体	特定非営利活動法人茨城県ケアマネージャー協会 一般社団法人茨城県社会福祉士会 一般社団法人茨城県介護福祉士会 一般社団法人茨城県精神保健福祉士会	
③-4. その他	他職種の団体	特定非営利活動法人日本医療救援機構 特定非営利活動法人茨城NPOセンター・ commons	
④ 今後の参加・連携予定団体		茨城県ソーシャルワーカー協会	
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。	
	団体が担う場合の団体名	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップの方法	—	
⑦ 福祉支援体制の担当部署		保健福祉部 福祉指導課	※複数部署の場合の主担当 —
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		—	
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		茨城県ソーシャルワーカー協会	
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 ○ 4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中 【理由】 要配慮者の二次被害の防止	
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 5. 未定・検討中 【理由】 要配慮者の二次被害の防止	
⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始していない。	

⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	—
	協定締結先	—
	確保人員数	—
	登録条件	—
	その他記述	—
⑪-2 研修や訓練の実施状況		
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保していない。
	確保済資機材	1. ビブス 2. モバイルパソコン 3. プリンタ 4. 携帯電話 5. 衛星電話 6. トランシーバ 7. デジタルカメラ 8. 車両 9. 自家発電機 10. その他
⑬ 対応を想定している「災害」	1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 ○ 10. その他	
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	未定	
⑮ 体制に関する各市区町村との関係	避難行動要支援者対策に関する研修会での説明の実施	
⑯ 住民への啓発等	特になし	

富山県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
		協議会等名称	富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	
		その内容	事業者団体や職能団体等と「富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を設置し、災害発生時にチームを編成・派遣し、高齢者・障害者等の要支援者に対し、福祉・介護サービスを行う。	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2019年9月に開始予定である。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	—	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	—	
		障害児・者等	—	
		児童・母子等	—	
		その他	—	
	③-3. 職能団体	専門職の団体	—	
	③-4. その他	他職種 of 団体	—	
④ 今後の参加・連携予定団体		—		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	団体が担う。		
	団体が担う場合の団体名	社会福祉法人富山県社会福祉協議会		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		厚生部厚生企画課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		—		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 2. 福祉避難所等 3. 社会福祉施設等 4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中 ○		
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 2. 障害者・児 3. 乳幼児 4. その他 5. 未定・検討中 ○		
⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始予定 (2020年2月頃)		
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	—		
	協定締結先	—		
	確保人員数	—		
	登録条件	—		
	その他記述	—		
⑪-2 研修や訓練の実施状況		—		

⑫ 資機材等の 確保状況	確保状況	確保していない。
	確保済 資機材	1. ビブス 2. モバイルパソコン 3. プリンタ 4. 携帯電話 5. 衛星電話 6. トランシーバ 7. デジタルカメラ 8. 車両 9. 自家発電機 10. その他
⑬ 対応を想定している「災害」		1. 暴風
		2. 豪雨
		3. 豪雪
		4. 洪水
		5. 高潮
	6. 地震	
	7. 津波	
	8. 噴火	
	9. 原子力災害	
	10. その他	○（災害救助法が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害）
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられていないが、今後位置付ける予定。
⑮ 体制に関する各市区町村との関係		—
⑯ 住民への啓発等		—

福井県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		その他		
		名称	福井県災害福祉支援ネットワーク協議会	
		内容	—	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2017年12月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	—	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	—	
		障害児・者等	—	
		児童・母子等	—	
	③-3. 職能団体	専門職の団体	—	
③-4. その他	他職種の団体	—		
④ 今後の参加・連携予定団体		—		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。		
	団体が担う場合の団体名	—		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		健康福祉部政策推進グループ	※複数部署の場合の主担当	—
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		—		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 3. 社会福祉施設等 5. その他 6. 未定・検討中	2. 福祉避難所等 4. 要配慮者の居宅	○
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 3. 乳幼児 4. その他 5. 未定・検討中	2. 障害者・児	○
⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始していない。		
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	—		
	協定締結先	—		
	確保人員数	—		
	登録条件	—		
	その他記述	—		
⑪-2 研修や訓練の実施状況		—		
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保していない。		
	確保済資機材	1. ビブス 3. プリンタ 5. 衛星電話 7. デジタルカメラ 9. 自家発電機 10. その他	2. モバイルパソコン 4. 携帯電話 6. トランシーバ 8. 車両	

⑬ 対応を想定している「災害」	1. 暴風	○	2. 豪雨	○
	3. 豪雪	○	4. 洪水	○
	5. 高潮	○	6. 地震	○
	7. 津波	○	8. 噴火	
	9. 原子力災害	○		
	10. その他			
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	未定			
⑮ 体制に関する各市区町村との関係	—			
⑯ 住民への啓発等	—			

山梨県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
		協議会等名称	未定	
		その内容	一般避難所等における災害時要配慮者の福祉ニーズに対応するための体制づくり。	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		時期未定		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	山梨県社会福祉協議会	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	—	
		障害児・者等	—	
		児童・母子等	—	
		その他	—	
③-3. 職能団体	専門職の団体	—		
③-4. その他	他職種の団体	—		
④ 今後の参加・連携予定団体		山梨県経営者協議会 山梨県老人福祉施設協議会 山梨県老人保健施設協議会 山梨県身体障害者施設協議会 山梨県知的障害者支援協会 山梨県精神障害者社会復帰関係施設連絡会 山梨県保育協議会 山梨県社会福祉士会 山梨県介護福祉士会 山梨県精神保健福祉士会 山梨県民生委員児童委員協議会		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。		
	団体が担う場合の団体名	山梨県社会福祉協議会		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		山梨県福祉保健部福祉保健総務課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		今後、要配慮者支援担当課及び防災部局と協議を行う予定。		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		④のとおり		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 3. 社会福祉施設等 5. その他 6. 未定・検討中	2. 福祉避難所等 4. 要配慮者の居宅	○
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 3. 乳幼児 4. その他 5. 未定・検討中	2. 障害者・児	○

⑪ 派遣人員の確保や育成状況	開始していない。			
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	—		
	協定締結先	—		
	確保人員数	—		
	登録条件	—		
	その他記述	—		
⑪-2 研修や訓練の実施状況	—			
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保していない。		
	確保済資機材	1. ビブス 2. モバイルパソコン 3. プリンタ 4. 携帯電話 5. 衛星電話 6. トランシーバ 7. デジタルカメラ 8. 車両 9. 自家発電機 10. その他		
⑬ 対応を想定している「災害」	1. 暴風	○	2. 豪雨	○
	3. 豪雪	○	4. 洪水	○
	5. 高潮		6. 地震	○
	7. 津波		8. 噴火	○
	9. 原子力災害			
	10. その他			
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	未定			
⑮ 体制に関する各市区町村との関係	未実施			
⑯ 住民への啓発等	未実施			

三重県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
		協議会等名称	災害時における福祉支援ネットワーク協議会	
		その内容	広域受援計画による介護職員等の受入れや災害福祉支援ネットワークの整備（来年度検討内容）	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2014年2月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	三重県社会福祉協議会 三重県社会福祉法人経営者協議	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	三重県老人福祉施設協会 三重県老人保健施設協会	
		障害児・者等	三重県身体障害者福祉施設協議会 三重県精神障がい者福祉事業所連絡協議会 三重県知的障害者福祉協会	
		児童・母子等	—	
	その他	三重県地域密着型サービス協議会		
③-3. 職能団体	専門職の団体	三重県社会福祉士会 三重県精神保健福祉士協会 三重県介護福祉士会 三重県理学療法士会 三重県介護支援専門員協会		
③-4. その他	他職種の団体	三重大学大学院工学研究所		
④ 今後の参加・連携予定団体		三重県児童養護施設協議会 三重県母子生活支援施設協議会 三重県救護施設協議会 三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会 三重県保育協議会 (さらに追加検討中)		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。		
	団体が担う場合の団体名	三重県社会福祉協議会、関係団体（未定）		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		医療保健部医療保健総務課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		災害時における福祉支援ネットワーク協議会に、医療保健部関係課（長寿介護課）だけでなく、防災対策部及び子ども・福祉部の関係各課も参加しており、連携して検討を進めている。		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		三重県児童養護施設協議会 三重県母子生活支援施設協議会 三重県救護施設協議会 三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会 三重県保育協議会（さらに追加検討中）		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 ○      4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中 【理由】一般避難所への支援だけでなく福祉避難所や社会福祉施設等への支援も重要と考えているため。		

	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 5. 未定・検討中 【理由】要配慮者を対象者と考えているが、主な対象者となると左記のとおり。
⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始している。
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	個人による応募も受け付けている。
	協定締結先	—
	確保人員数	延べ148名
	登録条件	災害時福祉支援リーダー養成講座受講者
	その他記述	—
⑪-2 研修や訓練の実施状況		今後実施予定
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保していない。
	確保済資機材	1. ビブス 2. モバイルパソコン 3. プリンタ 4. 携帯電話 5. 衛星電話 6. トランシーバ 7. デジタルカメラ 8. 車両 9. 自家発電機 10. その他
⑬ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 10. その他
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられていないが、今後位置付ける予定。
⑮ 体制に関する各市区町村との関係		研修への参加案内、ネットワーク協議会への市町の参加の検討。
⑯ 住民への啓発等		特に行っていない。

兵庫県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
		協議会等名称	兵庫県災害福祉広域支援ネットワーク	
		その内容	—	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2017年2月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	兵庫県社会福祉協議会 市町社協推進協議会 兵庫県社会福祉法人経営者協議会	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	兵庫県老人福祉事業協会 兵庫県介護老人保健施設協会	
		障害児・者等	兵庫県知的障害者施設協会 兵庫県身体障害者支援施設協議会	
		児童・母子等	兵庫県児童養護連絡協議会 兵庫県乳児院連盟	
		その他	—	
	③-3. 職能団体	専門職の団体	—	
③-4. その他	他職種の団体	—		
④ 今後の参加・連携予定団体		—		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。		
	団体が担う場合の団体名	兵庫県社会福祉協議会		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		健康福祉部社会福祉局社会福祉課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		災害時要援護者支援等の事業を実施している防災部局と連絡調整を行っている。		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 3. 社会福祉施設等 5. その他 6. 未定・検討中	2. 福祉避難所等 4. 要配慮者の居宅	○
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 3. 乳幼児 4. その他 5. 未定・検討中	2. 障害者・児	○
⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始していない。		
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	—		
	協定締結先	—		
	確保人員数	—		
	登録条件	—		
	その他記述	—		
⑪-2 研修や訓練の実施状況		—		

⑫ 資機材等の 確保状況	確保状況	確保している。	
	確保済 資機材	1. ビブス                   ○ 3. プリンタ 5. 衛星電話 7. デジタルカメラ 9. 自家発電機 10. その他	2. モバイルパソコン 4. 携帯電話 6. トランシーバ 8. 車両
⑬ 対応を想定している「災害」		1. 暴風                   ○ 3. 豪雪                   ○ 5. 高潮                   ○ 7. 津波                   ○ 9. 原子力災害 10. その他	2. 豪雨                   ○ 4. 洪水                   ○ 6. 地震                   ○ 8. 噴火
⑭ 都道府県の地域防災計画に 対する体制の位置づけ		位置付けられている。	
⑮ 体制に関する各市区町村と の関係		—	
⑯ 住民への啓発等		各種別団体主催のセミナー開催を検討中	

奈良県

設問		回答	
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	奈良県災害福祉支援ネットワーク
		その内容	設置要綱について協議している状況
② 体制の立ち上げ(予定)時期		設置要綱について協議している状況	
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	—
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	—
		障害児・者等	—
		児童・母子等	—
	③-3. 職能団体	専門職の団体	—
③-4. その他	他職種の団体	—	
④ 今後の参加・連携予定団体		—	
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。	
	団体が担う場合の団体名	奈良県社会福祉協議会	
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップの方法		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		福祉医療部	※複数部署の場合の主担当
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		未定	
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		特になし	
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 ○ 4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中	
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 5. 未定・検討中	
⑪ 派遣人員の確保や育成状況		開始していない。	
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	—	
	協定締結先	—	
	確保人員数	—	
	登録条件	—	
	その他記述	—	
⑪-2 研修や訓練の実施状況			
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保していない。	
	確保済資機材	1. ビブス 3. プリンタ 5. 衛星電話 7. デジタルカメラ 9. 自家発電機 10. その他	2. モバイルパソコン 4. 携帯電話 6. トランシーバ 8. 車両



和歌山県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議自体は行っているが、協議会・機構等は設置しておらず、人材の確保は別途協定等で実施している。		
		協定等名称	災害時における地域の安心の確保等に関する協定	
		協定締結者	和歌山県老人福祉施設協議会、和歌山県知的障害者福祉協会、和歌山県療護施設連絡協議会、和歌山県児童福祉施設連絡協議会	
		内容	①災害発生時における要援護者の受入 ②地域の人的・物的被害状況の把握、施設等への職員派遣、物的支援協力 ③協議会の会員施設と市町村との協定等の締結促進	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2010年10月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	—	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	—	
		障害児・者等	—	
		児童・母子等	—	
	③-3. 職能団体	専門職の団体	—	
③-4. その他	他職種の団体	—		
④ 今後の参加・連携予定団体		—		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	未定		
	団体が担う場合の団体名	—		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		子ども未来課、長寿社会課、障害福祉課で担当団体との調整を実施。	※複数部署の場合の主担当	—
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		災害時には、災害対策本部総合統制室が設置され、福祉保健部幹事班が総合統制室と部内各班との連絡調整を行う。		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 ○ 4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中 【理由】中長期における居宅の要配慮者支援については、保健師活動等に対応する想定のため		
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 5. 未定・検討中 【理由】災害時要配慮者は全て対象とするため。		



香川県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
		協議会等名称	香川県災害福祉支援ネットワーク推進会議	
		その内容	災害時における要援護者支援活動や災害ボランティア活動を支援するため、平常時から社会福祉施設や社協をはじめ県内福祉関係機関・団体が連携を密にし、災害発生時には、迅速かつ円滑な連携した支援活動が展開できるよう福祉支援の体制づくりを目的とする。	
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2018年8月に開始した。		
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人香川県社会福祉協議会 香川県県内社会福祉協議会連絡協議会 香川県社会福祉法人経営者協議会	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	香川県老人福祉施設協議会 香川県老人保健施設協議会	
		障害児・者等	特定非営利活動法人香川県知的障害者福祉協会 香川県救護・身障施設協議会	
		児童・母子等	香川県保育協議会香 川県児童福祉施設連合会	
	その他	日本赤十字社香川県支部		
③-3. 職能団体	専門職の団体	一般社団法人香川県社会福祉士会 一般社団法人香川県介護福祉士会 香川県介護支援専門員協議会 香川県精神保健福祉士協会 香川県医療ソーシャルワーカー協会		
③-4. その他	他職種の団体	香川県民生委員児童委員協議会連合会 社会福祉法人香川県共同募金会		
④ 今後の参加・連携予定団体		未定		
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	団体が担う。		
	団体が担う場合の団体名	社会福祉法人香川県社会福祉協議会		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署		健康福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、子ども家庭課	※複数部署の場合の主担当	健康福祉総務課
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		未定		
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		未定		
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 3. 社会福祉施設等 5. その他 6. 未定・検討中	○	2. 福祉避難所等 4. 要配慮者の居宅
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 3. 乳幼児 4. その他 5. 未定・検討中	○ ○ ○	2. 障害者・児 ○

⑪ 派遣人員の確保や育成状況	開始していない。			
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	—		
	協定締結先	—		
	確保人員数	—		
	登録条件	—		
	その他記述	—		
⑪-2 研修や訓練の実施状況	—			
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保していない。		
	確保済資機材	1. ビブス 2. モバイルパソコン 3. プリンタ 4. 携帯電話 5. 衛星電話 6. トランシーバ 7. デジタルカメラ 8. 車両 9. 自家発電機 10. その他		
⑬ 対応を想定している「災害」	1. 暴風	○	2. 豪雨	○
	3. 豪雪	○	4. 洪水	○
	5. 高潮	○	6. 地震	○
	7. 津波	○	8. 噴火	
	9. 原子力災害			
	10. その他			
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられていないが、今後位置付ける予定。			
⑮ 体制に関する各市区町村との関係	検討中			
⑯ 住民への啓発等	検討中			

高知県

設問		回答	
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議自体は行っているが、協議会・機構等は設置しておらず、人材の確保は別途協定等で実施している。	
		協定等名称	災害時における相互応援に関する協定
		協定締結者	県及び社会福祉施設団体
		内容	被災施設への物資提供、応援職員の派遣等
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2015年12月に開始した。	
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	—
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	老人福祉施設協議会 介護老人保健施設協議会 宅老所・グループホーム連絡会
		障害児・者等	身体障害者(児)施設協会 知的障害者福祉協会 精神障害者地域生活支援施設連絡会
		児童・母子等	児童養護施設協議会
		その他	—
	③-3. 職能団体	専門職の団体	—
③-4. その他	他職種の団体	—	
④ 今後の参加・連携予定団体		検討会のメンバーは上記に加え、県社協、経営者協議会、通所サービス事業所連絡協議会、ホームヘルパー連絡協議会、医療ソーシャルワーカー協会、介護支援専門員連絡協議会(今後追加を検討)、相談支援専門員連絡協議会(今後追加を検討)、高知市であるが、今後、協議会・機構等を設置する場合は検討会のメンバーの参加が想定される。	
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	未定	
	団体が担う場合の団体名	—	
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	未定	
	バックアップの方法	—	
⑦ 福祉支援体制の担当部署		地域福祉政策課、高齢者福祉課、障害福祉課、児童家庭課	※複数部署の場合の主担当 地域福祉政策課
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など		特になし	
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		特になし	
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 3. 社会福祉施設等 5. その他 6. 未定・検討中 ○	2. 福祉避難所等 4. 要配慮者の居宅
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 3. 乳幼児 4. その他 5. 未定・検討中 ○	2. 障害者・児

⑪ 派遣人員の確保や育成状況	開始していない。	
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	—
	協定締結先	—
	確保人員数	—
	登録条件	—
	その他記述	—
⑪-2 研修や訓練の実施状況	—	
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保していない。
	確保済資機材	1. ビブス 2. モバイルパソコン 3. プリンタ 4. 携帯電話 5. 衛星電話 6. トランシーバ 7. デジタルカメラ 8. 車両 9. 自家発電機 10. その他
⑬ 対応を想定している「災害」	1. 暴風	2. 豪雨
	3. 豪雪	4. 洪水
	5. 高潮	6. 地震
	7. 津波	8. 噴火
	9. 原子力災害	
	10. その他	○（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害）
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	未定	
⑮ 体制に関する各市区町村との関係	特になし	
⑯ 住民への啓発等	特になし	

鹿児島県

設問		回答	
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	鹿児島県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
		その内容	大規模災害時において、要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握や支援を広域的に行うための協議を行う。
② 体制の立ち上げ(予定)時期		2018年8月に開始した。	
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	鹿児島県社会福祉協議会 鹿児島県社会福祉法人経営者協議会
		高齢者福祉等	鹿児島県老人福祉施設協議会 鹿児島県老人保健施設協議会 鹿児島県地域包括支援センター・在宅介護支援センター協議会 鹿児島県認知症グループホーム連絡協議会
		障害児・者等	鹿児島県身体障害者福祉協会 鹿児島県手をつなぐ育成会 鹿児島県認知症グループホーム連絡協議会
		児童・母子等	鹿児島県保育連合会 鹿児島県児童養護協議会
	③-2. 種別協(事業者団体)	その他	—
	③-3. 職能団体	専門職の団体	鹿児島県社会福祉士会 鹿児島県介護福祉士会
③-4. その他	他職種の団体	鹿児島県民生委員・児童委員協議会	
④ 今後の参加・連携予定団体		— (体制の参加・連携団体(協定の締結先)については、検討・協議中)	
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。	
	団体が担う場合の団体名	—	
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップの方法	—	
⑦ 福祉支援体制の担当部署		くらし保健福祉部 社会福祉課	※複数部署の場合の主担当 —
⑧ 担当部署以外との連携・検状況など		協議会メンバーに防災部署を委嘱しており、体制構築について連携して取り組んでいる。	
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		— (体制の参加・連携団体(協定の締結先)については、検討・協議中)	
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 3. 社会福祉施設等 4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中 【理由】国のガイドラインに則して、協議会で検討し、主な支援先を「一般避難所」とした。	
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○ (傷病者) 5. 未定・検討中 【理由】国の要配慮者の定義を参考にした。	



沖縄県

設問		回答		
① 協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。			
	協議会等名称	災害福祉支援協議会		
	その内容	災害時における高齢者や障害者等の要配慮者への適切な支援を確保するため、沖縄県や県社会福祉協議会、社会福祉施設等関係団体、福祉職能団体などにより構成		
② 体制の立ち上げ(予定)時期	2019年7月に開始予定である。			
③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1. 社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等	沖縄県社会福祉協議会 沖縄県社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会	
	③-2. 種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	沖縄県社会福祉協議会 老人福祉施設協議会	
		障害児・者等	沖縄県社会福祉協議会 身体障害児者施設協議会 沖縄県社会福祉協議会 心身障害児者施設協議会 沖縄県知的障害者福祉協会	
		児童・母子等	沖縄県社会福祉協議会 児童養護協議会 沖縄県社会福祉協議会 保育協議会	
		その他	沖縄県地域包括・在宅介護支援センター協議会	
③-3. 職能団体	専門職の団体	沖縄県社会福祉士会 沖縄県介護福祉士会 沖縄県精神保健福祉士協会 沖縄県介護支援専門員協会		
③-4. その他	他職種の団体	沖縄県市長会、沖縄県村町会		
④ 今後の参加・連携予定団体	—			
⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。		
	団体が担う場合の団体名	—		
⑥ 事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑦ 福祉支援体制の担当部署	子ども生活福祉部福祉政策課	※複数部署の場合の主担当	—	
⑧ 担当部署以外との連携・検討状況など	—			
⑨ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	—			
⑩ 支援の対象	⑩-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 4. 要配慮者の居宅 5. その他 6. 未定・検討中 【理由】 ガイドラインに沿った支援先とした		
	⑩-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 5. 未定・検討中 【理由】 ガイドラインに沿った対象者とした		

⑪ 派遣人員の確保や育成状況	開始予定（2019年7月頃）																									
⑪-1 派遣人員の確保や育成状況	確保方法	—																								
	協定締結先	—																								
	確保人員数	—																								
	登録条件	—																								
	その他記述	—																								
⑪-2 研修や訓練の実施状況	—																									
⑫ 資機材等の確保状況	確保状況	確保していない。																								
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>2. モバイルパソコン</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>4. 携帯電話</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>6. トランシーバ</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>8. 車両</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td></td> </tr> </table>	1. ビブス	2. モバイルパソコン	3. プリンタ	4. 携帯電話	5. 衛星電話	6. トランシーバ	7. デジタルカメラ	8. 車両	9. 自家発電機		10. その他													
1. ビブス	2. モバイルパソコン																									
3. プリンタ	4. 携帯電話																									
5. 衛星電話	6. トランシーバ																									
7. デジタルカメラ	8. 車両																									
9. 自家発電機																										
10. その他																										
⑬ 対応を想定している「災害」	<table border="0"> <tr> <td>1. 暴風</td> <td>○</td> <td>2. 豪雨</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. 豪雪</td> <td></td> <td>4. 洪水</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5. 高潮</td> <td>○</td> <td>6. 地震</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7. 津波</td> <td>○</td> <td>8. 噴火</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9. 原子力災害</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		1. 暴風	○	2. 豪雨	○	3. 豪雪		4. 洪水	○	5. 高潮	○	6. 地震	○	7. 津波	○	8. 噴火		9. 原子力災害				10. その他			
1. 暴風	○	2. 豪雨	○																							
3. 豪雪		4. 洪水	○																							
5. 高潮	○	6. 地震	○																							
7. 津波	○	8. 噴火																								
9. 原子力災害																										
10. その他																										
⑭ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられていないが、今後位置付ける予定。																									
⑮ 体制に関する各市区町村との関係	市町村災害担当者会議での説明の実施や災害福祉支援協議会への参画（市長会、町村会）の働きかけを予定している。																									
⑯ 住民への啓発等	住民向けパンフレットの作成																									

問 2-2. 問 1 で「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」、「4.未定」と回答した都道府県にうかがいます。

<「3. 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」と回答した都道府県>

**千葉県**

設問		回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	検討状況	おおよその開始時期は想定している。
	予定時期	2020年頃
② その時期とした理由		平成31年4月に派遣体制構築に向けた準備会を設置し、8月に協議会へ移行。その後、チーム員の募集・研修を実施するため、おおよそ平成32年1月頃に派遣体制構築が予想される。
③ 体制の事務局に想定する者	有無	いる
	団体名	千葉県社会福祉協議会
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係（想定）		未定。
⑤ 体制構築に際しての課題		チーム員派遣に当たっての費用負担、チーム員登録のための研修内容と水準、県職員異動による多団体・他都道府県との連携希薄化。
⑥ 体制構築に際して望まれる支援		構築に当たってのアドバイザー、相談機関があると望ましいです。

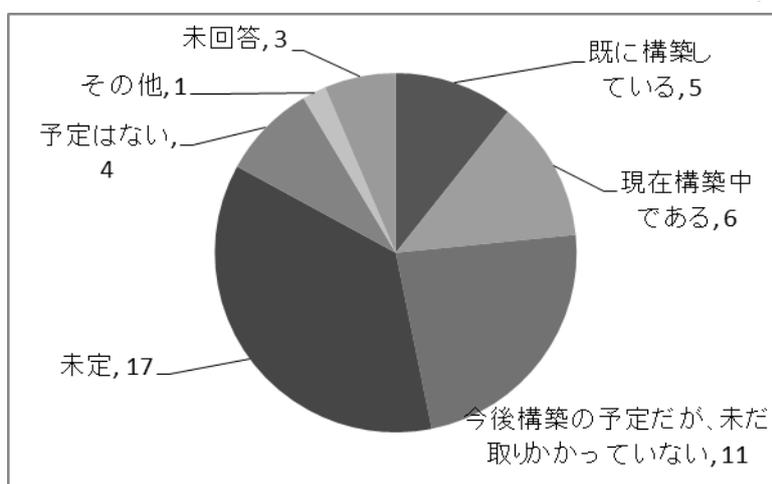
**宮崎県**

設問		回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	検討状況	開始時期は決定している。
	予定時期	2019度
② その時期とした理由		平成30年5月の国のガイドライン発出を受け、平成31年度の新規事業として取り組むこととしたため。
③ 体制の事務局に想定する者	有無	わからない
	団体名	—
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係（想定）		現計画においても福祉支援についての記載はあるが、「災害派遣福祉チーム」については、国の防災基本計画の修正（があればそれ）を受けて、記載をすることになると思われる。
⑤ 体制構築に際しての課題		「災害派遣福祉チーム」派遣に係る体制（費用負担等のルール）の確立。
⑥ 体制構築に際して望まれる支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナーや研修開催時の講師派遣。</li> <li>・「災害派遣福祉チーム」に係るシステムの開発。</li> </ul>

## (2) 他都道府県との広域的な災害時の福祉支援体制の構築状況について

問3. 全ての都道府県にうかがいます。貴都道府県では、大規模災害下でも要配慮者支援を実施できるよう、貴都道府県と他都道府県のような広域間での体制を構築されていますか。(1つ選択)

	件数	割合
1 既に構築している	5	10.6%
2 現在構築中である	6	12.8%
3 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない	11	23.4%
4 未定	17	36.2%
5 予定はない	4	8.5%
6 その他	1	2.1%
5 未回答	3	6.4%
計	47	100.0%



(単位:件)

問 4-1. 問 3 で「1.既に構築している」「2.現在構築中である」と回答した都道府県に  
うかがいます。既に貴都道府県と他都道府県間で災害時に人員派遣ができる支  
援体制を構築している場合はその内容を、現在構築中の場合は、予定の内容に  
ついて記載し、今後検討する内容等については、「未定」としてください。

<「1.既に構築している」と回答した都道府県>

東京都

設問		回答	
① 広域的な体制は問 2 で回答した体制と同じか		はい (他道府県から広域的な支援を調整する機能として、「東京都災害福祉広域調整センター」を設置することとしている。)	
異なる場合の体制		—	
担当部署		※複数部署の場合の 主担当	
② 一緒に検討を行っている都道府県の有無		ない	
③ 検討を行っている都道府県、会議体名	都道府県名	—	
	会議体名称	—	
④ 広域の体制構築に際しての課題		国ガイドラインでは災害派遣福祉チームは一般避難所へ派遣されることが想定されているが、都では前述のとおり福祉避難所、社会福祉施設を主な派遣先として想定している。広域で応援派遣職員が来た際、都の仕組みとすり合わせつつその調整をどのように行うかをあらかじめ決定しておく必要がある。	
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援		発災時に厚生労働省にて、非被災地からの応援派遣職員の派遣可能者数、職種等を取りまとめ、名簿化して提供していただける仕組みを確立しておいていただきたい。	

京都府

設問		回答	
① 広域的な体制は問 2 で回答した体制と同じか		はい (京都府災害派遣福祉チーム (DWAT))	
異なる場合の体制		—	
担当部署		※複数部署の場合の 主担当	—
② 一緒に検討を行っている都道府県の有無		ない	
③ 検討を行っている都道府県、会議体名	都道府県名	—	
	会議体名称		
④ 広域の体制構築に際しての課題		名称の違い。	
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援		—	



**佐賀県**

設問		回答	
① 広域的な体制は問 2 で回答した体制と同じか		はい (一般的な災害時応援協定の中で、必要な支援を行う)	
異なる場合の体制		—	
担当部署		—	※複数部署の場合の主担当
② 一緒に検討を行っている都道府県の有無		ある	
③ 検討を行っている都道府県、会議体名	都道府県名	山口県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	
	会議体名称	九州・山口9県災害時応援協定	
④ 広域の体制構築に際しての課題		平常時より介護人材が不足しており、災害時に必要人数を迅速に確保できるかが課題。	
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援		災害救助法第4条の「救助の種類」に「福祉（介護を含む。）」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要介護者の介護・支援を、災害救助の基本施策の一つに位置付けるとともに、同法第7条の「救助に従事させることができる者」に「福祉・介護関係者」を明記し、災害救助費による支弁を可能とすることが必要。	

<「2. 現在構築中である」と回答した都道府県>

**栃木県**

設問		回答	
① 広域的な体制は問 2 で回答した体制と同じか		はい	
異なる場合の体制		—	
担当部署		—	※複数部署の場合の主担当 —
② 一緒に検討を行っている都道府県の有無		ある	
③ 検討を行っている都道府県、会議体名	都道府県名	福島県、茨城県、新潟県、埼玉県、群馬県	
	会議体名称	災害福祉広域支援ネットワーク検討会	
④ 広域の体制構築に際しての課題		参画自治体において、チーム員養成などの取組状況、考え方に濃淡があり、統一的な取扱いとはなっておらず、発災時の活動内容に差が生じる恐れがある。	
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援		—	

**群馬県**

設問		回答	
① 広域的な体制は問 2 で回答した体制と同じか		はい (災害派遣福祉チームの設置や研修、訓練の情報共有を図るとともに、広域派遣する場合の連絡調整方法等について、検討を行っている。)	
異なる場合の体制		—	
担当部署		—	※複数部署の場合の主担当 —
② 一緒に検討を行っている都道府県の有無		ある	
③ 検討を行っている都道府県、会議体名	都道府県名	福島県、茨城県、栃木県、新潟県、埼玉県	
	会議体名称	六県災害福祉広域支援ネットワーク検討会	
④ 広域の体制構築に際しての課題		活動内容や研修カリキュラムの標準化	
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援		災害時における広域的な災害派遣福祉チームの派遣にあたっては、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）と同様、国において都道府県の窓口と一元的な派遣調整を実施していただきたい。	

**埼玉県**

設問		回答	
① 広域的な体制は問 2 で回答した体制と同じか		はい	
異なる場合の体制		—	
担当部署		—	※複数部署の場合の主担当 —
② 一緒に検討を行っている都道府県の有無		ある	
③ 検討を行っている都道府県、会議体名	都道府県名	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県	
	会議体名称	北関東磐越埼 6 県災害福祉広域支援ネットワーク検討会	
④ 広域の体制構築に際しての課題		—	
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援		—	

**新潟県**

設問		回答	
① 広域的な体制は問 2 で回答した体制と同じか		はい	
異なる場合の体制		—	
担当部署		—	※複数部署の場合の主担当 —
② 一緒に検討を行っている都道府県の有無		ある	
③ 検討を行っている都道府県、会議体名	都道府県名	①新潟県、群馬県、福島県、栃木県、茨城県、埼玉県 ②新潟県、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、福島県、山形県	
	会議体名称	①災害福祉広域支援ネットワーク検討会 ②東北福祉大学 地域福祉研究室運営委員会	
④ 広域の体制構築に際しての課題		国による制度整備（財源措置、制度・手続きの明確化、マニュアルの統一など）、チーム員の確保（代替職員の確保）。	
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援		介護人材不足の中、チーム員確保が難しくなっており、代替職員の確保など、チーム員派遣の何らかの制度的・財政的措置が図られる必要があると思われる。	



問 4-2. 問 3 で「3.今後実施の予定だが、未だ取りかかっていない」、「4.未定」と回答した都道府県にうかがいます。

<「3. 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」と回答した都道府県>

**岩手県**

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始予定時期	未定
② その時期とした理由	東北各県における災害派遣福祉チームの取組を支援するため、本県のチーム員研修や活動マニュアルの作成等のノウハウを提供する等の協力を行っているが、災害時の派遣体制の構築については、今後、各県との情報共有調整が必要であるため。
③ 問2で回答した体制による実施を想定しているか	はい
④ 広域の体制構築に際しての課題	広域的な派遣体制の構築にあたり、災害救助法における救助への「福祉」の追加、災害派遣福祉チームの制度化及び全国的な派遣調整システムの構築が必要であり、当県もこのことについて国へ要望しているもの。
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援	未回答

**宮城県**

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始予定時期	未定
② その時期とした理由	チームへの職員の派遣に関する協定の締結など災害派遣福祉チームの体制が未構築であり、他県との連携よりも、県内へのチームの派遣体制の整備が優先すべき取組である。
③ 問2で回答した体制による実施を想定しているか	はい
④ 広域の体制構築に際しての課題	災害派遣福祉チームの支援を必要とする都道府県とチームを派遣することができる都道府県の間での調整を担う機関をどうするか。
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援	—

**秋田県**

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始予定時期	未定
② その時期とした理由	—
③ 問2で回答した体制による実施を想定しているか	未定
④ 広域の体制構築に際しての課題	被災地への派遣ローテーションの調整
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援	被災地において災害支援がスムーズに進むよう、広域に参加している県の行動マニュアルの統一化が望ましい。

**福島県**

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	未定
② その時期とした理由	—
③ 問2で回答した体制による 実施を想定しているか	はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

**茨城県**

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	未定
② その時期とした理由	—
③ 問2で回答した体制による 実施を想定しているか	はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	活動マニュアルの統一化など
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

**静岡県**

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	未定
② その時期とした理由	—
③ 問2で回答した体制による 実施を想定しているか	はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	派遣に係る費用負担の問題や、福祉人材が不足している中で災害時に派遣可能な人材の確保に懸念がある。
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	一都道府県単位の支援には限界があり、福祉人材が逼迫する中で都道府県域を越えた支援が適当と考えられるが、全国で統一した体制整備を実施するため、全国統一の指針提示等の支援が適当と考える。

**三重県**

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始予定時期	開始時期は決定している。(2019年度)
② その時期とした理由	三重県社会福協議会や関係団体と来年度検討を開始することを予定しているため。
③ 問2で回答した体制による実施を想定しているか	はい
④ 広域の体制構築に際しての課題	まずは県内の体制整備が必要であるが、隣接府県間やブロック単位での体制整備ができていない。
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援	全国やブロック単位の情報交換会や連携会議等の開催と会議の継続。

**鳥取県**

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始予定時期	未定
② その時期とした理由	—
③ 問2で回答した体制による実施を想定しているか	はい
④ 広域の体制構築に際しての課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援	—

**香川県**

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始予定時期	未定
② その時期とした理由	検討中
③ 問2で回答した体制による実施を想定しているか	未定
④ 広域の体制構築に際しての課題	検討中
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援	検討中

**熊本県**

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始予定時期	おおよその開始時期は想定している。(2019年頃)
② その時期とした理由	今年度、(株)富士通総研により開催された九州圏・沖縄県の情報交換会において、広域での災害時の福祉支援体制構築の必要性の共通認識ができたため。
③ 問2で回答した体制による実施を想定しているか	はい
④ 広域の体制構築に際しての課題	県外での活動にあたっては、災害救助法の適用や被災県からの要請など要件が多い。
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援	広域での支援の必要性がある大規模災害の場合は、被災県による受入調整を行うことは困難なため、国による派遣調整が望ましい。

**沖縄県**

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始予定時期	未定
② その時期とした理由	—
③ 問2で回答した体制による実施を想定しているか	はい
④ 広域の体制構築に際しての課題	大規模災害時の全国的な派遣システムが必要で国が主導すべき
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援	④に同じ

<「4. 未定」と回答した都道府県>

**青森県**

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	未定
② その時期とした理由	—
③ 問2で回答した体制による 実施を想定しているか	はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	共通の方法による対応
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	災害救助法の適用

**千葉県**

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	未定
② その時期とした理由	構築に当たっての準備会において検討を予定しているため。
③ 問2で回答した体制による 実施を想定しているか	はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	都道府県同士で協定等を締結する必要があるのか。する場合はその締結期間・内容。職員異動による連携の希薄化。
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	全国的なネットワーク、情報交換ツールがあると望ましいです

**富山県**

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	未定
② その時期とした理由	—
③ 問2で回答した体制による 実施を想定しているか	未定
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

**山梨県**

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	未定
② その時期とした理由	—
③ 問2で回答した体制による 実施を想定しているか	未定
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

**愛知県**

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	未定
② その時期とした理由	未定
③ 問2で回答した体制による 実施を想定しているか	はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

**大阪府**

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	未定
② その時期とした理由	まずは本府の体制を整える必要があるため
③ 問2で回答した体制による 実施を想定しているか	はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

**兵庫県**

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	未定
② その時期とした理由	—
③ 問2で回答した体制による 実施を想定しているか	未定
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

**奈良県**

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	未定
② その時期とした理由	—
③ 問2で回答した体制による 実施を想定しているか	はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

### 和歌山県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始予定時期	未定
② その時期とした理由	広域での支援体制の必要性は認識しているが、厚労省が派遣調整をする福祉専門職の専門職派遣以外のチーム派遣についての必要性が浸透していないため。
③ 問2で回答した体制による実施を想定しているか	はい
④ 広域の体制構築に際しての課題	・災害派遣チームの法上の位置づけの明確化 ・災害時に派遣する人員の確保
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援	—

### 山口県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始予定時期	未定
② その時期とした理由	検討はこれからとなるため
③ 問2で回答した体制による実施を想定しているか	未定
④ 広域の体制構築に際しての課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援	—

### 徳島県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始予定時期	開始時期は決定している。(2019年度)
② その時期とした理由	新たに構築するネットワークの中で、検討を行う。
③ 問2で回答した体制による実施を想定しているか	未定
④ 広域の体制構築に際しての課題	大規模災害発災時においては、複数の県での被災が想定されるため、近隣県のみでの体制では対応できない懸念があることから、全国的な相互派遣が可能となる体制の構築が必要である。
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援	・DMAT等のような国が派遣調整を行う体制の構築 ・人材派遣にかかる費用負担に関する全国一律の規定の作成

### 愛媛県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始予定時期	未定
② その時期とした理由	—
③ 問2で回答した体制による実施を想定しているか	はい
④ 広域の体制構築に際しての課題	各県のチーム派遣を発災時にどのようにコーディネートするか。都道府県ごとに活動内容に違いがあること。費用負担についての全国的な取り決めがないこと。
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援	被災地からの派遣要請を受けて、他都道府県へ派遣調整を行う機能や、応援を受けた際の費用負担についての取り決めについて、国がリーダーシップをとって検討を進めていただきたい。

### 高知県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始予定時期	未定
② その時期とした理由	—
③ 問2で回答した体制による実施を想定しているか	未定
④ 広域の体制構築に際しての課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援	—

### 福岡県

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始予定時期	未定
② その時期とした理由	—
③ 問2で回答した体制による実施を想定しているか	—
④ 広域の体制構築に際しての課題	広域連携（県外）においては、DMATのように国が派遣調整する機能が必要。 災害救助法の救助に「福祉」が無いため、人材派遣に係る費用について災害救助法による確実な負担ができないこと。
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援	広域連携（県外）においては、DMATのように国が派遣調整する機能を構築すること。 災害救助法の救助に「福祉」が無いため、人材派遣に係る費用について災害救助法による確実な負担が可能となること。

**長崎県**

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	—
② その時期とした理由	—
③ 問2で回答した体制による 実施を想定しているか	—
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

**大分県**

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	未定
② その時期とした理由	—
③ 問2で回答した体制による 実施を想定しているか	未定
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	広域調整を行うコーディネーター等が必要

**宮崎県**

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	未定
② その時期とした理由	災害時の福祉支援体制の構築をしていないため。
③ 問2で回答した体制による 実施を想定しているか	はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	「災害派遣福祉チーム」派遣に係る体制（費用負担等のルール） の確立。
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	「災害派遣福祉チーム」に係るシステムの開発。

問 4-3. 問 3 で「5.予定はない」、「6.その他」と回答した都道府県にうかがいます。

<「5. 予定はない」と回答した都道府県>

**山形県**

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	—
② 広域の体制構築に際しての課題	—
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	—

**福井県**

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	まずは都道府県内の支援体制を構築することが必要であるため。
② 広域の体制構築に際しての課題	—
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	—

**岐阜県**

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	都道府県毎に体制の内容や構築状況が異なるため
② 広域の体制構築に際しての課題	都道府県毎に体制の内容や構築状況が異なること
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	国主導による全国で統一された体制の整備

**岡山県**

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	平成30年7月豪雨災害時は、岡山DWA Tへの派遣要請に加え、他県からの派遣（受援）を要請したところである。今後も当県で大規模な災害があれば受援の可能性はある。
② 広域の体制構築に際しての課題	—
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	—

< 「6. その他」と回答した都道府県 >

神奈川県

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	熊本地震においては、厚生労働省において、他県からの応援派遣可能な介護職員等の情報を集約し、被災県において受け入れニーズを把握した上で、マッチングを行っており、本県が被災した場合も同様の対応が想定されるため。
② 広域の体制構築に際しての課題	被災県が主体となって、広域的な支援体制を構築することは困難と考える。
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	介護職員等の広域的な派遣体制については、国主導で体制を構築することが望ましいと考える。

【再掲】

広域での災害時の福祉支援体制を構築していく上での課題(問 4-1④、問 4-2④、問 4-3②)

<p>既に構築 (5 団体) 問 4-1④</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国ガイドラインでは災害派遣福祉チームは一般避難所へ派遣されることが想定されているが、都では前述のとおり福祉避難所、社会福祉施設を主な派遣先として想定している。広域で応援派遣職員が来た際、都の仕組みとすり合わせつつその調整をどのように行うかをあらかじめ決定しておく必要がある。(東京都)</li> <li>・名称の違い。(京都府)</li> <li>・費用負担、各構成団体内での派遣要請もあった場合の優先順位付け(島根県)</li> <li>・平常時より介護人材が不足しており、災害時に必要人数を迅速に確保できるかが課題。(佐賀県)</li> </ul>
<p>現在構築中 (6 団体) 問 4-1④</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参画自治体において、チーム員養成などの取組状況、考え方に濃淡があり、統一的な取扱いとはなっておらず、発災時の活動内容に差が生じる恐れがある。(栃木県)</li> <li>・活動内容や研修カリキュラムの標準化。(群馬県)</li> <li>・国による制度整備(財源措置、制度・手続きの明確化、マニュアルの統一など)、チーム員の確保(代替職員の確保)。(新潟県)</li> <li>・平常時から福祉人材は不足しており、災害時に必要な人数を確保できるか課題である。また、派遣費用の負担について、災害救助法に明確に位置付けられる必要があると考える。さらに、現在は都道府県ごとに福祉支援体制を構築しているが、広域的な支援も想定されることから、活動内容や養成・研修の統一化が必要であるほか、養成・研修等に要する財源措置の拡充も必要である。(鹿児島県)</li> </ul>
<p>今後構築 予定だが 未着手 (11 団体) 問 4-2④</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な派遣体制の構築にあたり、災害救助法における救助への「福祉」の追加、災害派遣福祉チームの制度化及び全国的な派遣調整システムの構築が必要であり、当県もこのことについて国へ要望しているもの。(岩手県)</li> <li>・災害派遣福祉チームの支援を必要とする都道府県とチームを派遣することができる都道府県との調整を担う機関をどうするか。(宮城県)</li> <li>・被災への派遣ローテーションの調整。(秋田県)</li> <li>・活動マニュアルの統一化など。(茨城県)</li> <li>・派遣に係る費用負担の問題や、福祉人材が不足している中で災害時に派遣可能な人材の確保に懸念がある。(静岡県)</li> <li>・まずは県内の体制整備が必要であるが、隣接府県間やブロック単位での体制整備ができていない。(三重県)</li> <li>・災害派遣福祉チームの法律上の位置づけの明確化。災害時に派遣する人員の確保。(和歌山県)</li> <li>・県外での活動にあたっては、災害救助法の適用や被災県からの要請など要件が多い。(熊本県)</li> <li>・大規模災害時の全国的な派遣システムが必要で国が主導すべき。(沖縄県)</li> </ul>
<p>未定 (16 団体) 問 4-2④</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通の方法による対応。(青森県)</li> <li>・都道府県同士で協定等を締結する必要があるのか。する場合はその締結期間・内容。職員異動による連携の希薄化。(千葉県)</li> <li>・大規模災害発災時においては、複数の県での被災が想定されるため、近隣県のみでの体制では対応できない懸念があることから、全国的な相互派遣が可能となる体制の構築が必要である。(徳島県)</li> <li>・各県のチーム派遣を発災時にどのようにコーディネートするか。都道府県ごとに活動内容に違いがあること。費用負担についての全国的な取り決めがないこと。(愛媛県)</li> <li>・広域連携(県外)においては、DMATのように国が派遣調整する機能が必要。災害救助法の救助に「福祉」が無いいため、人材派遣に係る費用について災害救助法による確実な負担ができないこと。(福岡県)</li> <li>・「災害派遣福祉チーム」派遣に係る体制(費用負担等のルール)の確立。(宮崎県)</li> </ul>
<p>予定なし (4 団体) 問 4-3②</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県毎に体制の内容や構築状況が異なること。(岐阜県)</li> </ul>
<p>その他 (1 団体) 問 4-3②</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災県が主体となって、広域的な支援体制を構築することは困難と考える。(神奈川県)</li> </ul>

【再掲】

広域での災害時の福祉支援体制を構築していく上で、あると望ましい支援

(問 4-1⑤、問 4-2⑤、問 4-3③)

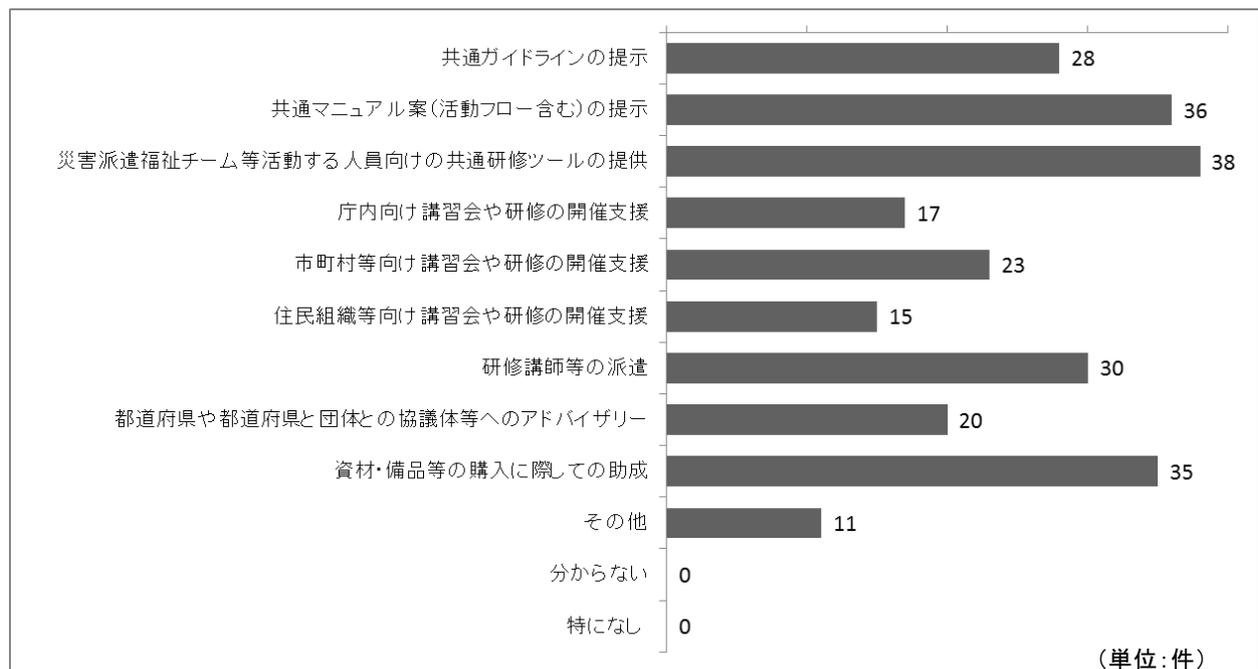
<p>既に構築 (5 団体) 問 4-1⑤</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時に厚生労働省にて、非被災地からの応援派遣職員の派遣可能者数、職種等を取りまとめ、名簿化して提供していただける仕組みを確立しておいていただきたい。(東京都)</li> <li>・災害救助法第4条の「救助の種類」に「福祉(介護を含む。)」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要援護者の介護・支援を、災害救助の基本施策の一つに位置付けるとともに、同法第7条の「救助に従事させることができる者」に「福祉・介護関係者」を明記し、災害救助費による支弁を可能とすることが必要。(佐賀県)</li> </ul>
<p>現在構築中 (6 団体) 問 4-1⑤</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における広域的な災害派遣福祉チームの派遣にあたっては、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)と同様、国において都道府県の窓口と一元的な派遣調整を実施していただきたい。(群馬県)</li> <li>・介護人材不足の中、チーム員確保が難しくなっており、代替職員の確保など、チーム員派遣の何らかの制度的・財政的措置が図られる必要があると思われる。(新潟県)</li> <li>・国において、避難所等において要配慮者の相談援助や介護などを担う専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化するとともに、派遣調整システムを構築すること。また、災害時の福祉支援体制の整備や人材の養成・研修などの運営に支障を来すことがないように、十分な財源措置を講ずること。(鹿児島県)</li> </ul>
<p>今後構築 予定だが 未着手 (11 団体) 問 4-2⑤</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地において災害支援がスムーズに進むよう、広域に参加している県の行動マニュアルの統一化が望ましい。(秋田県)</li> <li>・一都道府県単位の支援には限界があり、福祉人材が逼迫する中で都道府県域を越えた支援が適切と考えられるが、全国で統一した体制整備を実施するため、全国統一の指針提示等の支援が適切と考える。(静岡県)</li> <li>・全国やブロック単位の情報交換会や連携会議等の開催と会議の継続。(三重県)</li> <li>・広域での支援の必要性がある大規模災害の場合は、被災県による受入調整を行うことは困難なため、国による派遣調整が望ましい。(熊本県)</li> <li>・大規模災害時の全国的な派遣システムが必要で国が主導すべき。(沖縄県)</li> </ul>
<p>未定 (16 団体) 問 4-2⑤</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法の適用。(青森県)</li> <li>・全国的なネットワーク、情報交換ツールがあると望ましいです。(千葉県)</li> <li>・DMAT等のような国が派遣調整を行う体制の構築。(徳島県)</li> <li>・人材派遣にかかる費用負担に関する全国一律の規定の作成。(徳島県)</li> <li>・被災地からの派遣要請を受けて、他都道府県へ派遣調整を行う機能や、応援を受けた際の費用負担についての取り決めについて、国がリーダーシップをとって検討を進めていただきたい。(愛媛県)</li> <li>・広域連携(県外)においては、DMATのように国が派遣調整する機能を構築すること。災害救助法の救助に「福祉」が無いため、人材派遣に係る費用について災害救助法による確実な負担が可能となること。(福岡県)</li> <li>・広域調整を行うコーディネーター等が必要。(大分県)</li> <li>・「災害派遣福祉チーム」に係るシステムの開発。(宮崎県)</li> </ul>
<p>予定なし (4 団体) 問 4-3③</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国主導による全国で統一された体制の整備。(岐阜県)</li> </ul>
<p>その他 (1 団体) 問 4-3③</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員等の広域的な派遣体制については、国主導で体制を構築することが望ましいと考える。(神奈川県)</li> </ul>

災害時の福祉支援体制の構築に必要な支援や意見等について

問 5. 全ての都道府県にうかがいます。災害時の福祉支援体制の構築に際し、どのような支援が必要とお考えになりますか。(あてはまるもの全て選択)

(n=44)

	件数	割合
1 共通ガイドラインの提示	28	63.6%
2 共通マニュアル案(活動フロー含む)の提示	36	81.8%
3 災害派遣福祉チーム等活動する人員向けの共通研修ツールの提供	38	86.4%
4 庁内向け講習会や研修の開催支援	17	38.6%
5 市町村等向け講習会や研修の開催支援	23	52.3%
6 住民組織等向け講習会や研修の開催支援	15	34.1%
7 研修講師等の派遣	30	68.2%
8 都道府県や都道府県と団体との協議体等へのアドバイザー	20	45.5%
9 資材・備品等の購入に際しての助成	35	79.5%
10 その他	11	25.0%
11 分からない	0	0.0%
12 特になし	0	0.0%



問 6. 全ての都道府県にうかがいます。災害時の福祉支援体制の構築について、ご意見等があればお書きください。

**【制度化等活動環境の整備】**

- ・ 国において対応方法等を統一してほしい。（青森県）
- ・ 広域的な支援が必要となっている状況を踏まえ、災害派遣福祉チームの支援を必要とする都道府県とチームを派遣することができる都道府県の間の調整機能を明確に制度化すべきである。（宮城県）
- ・ 災害福祉広域支援について、国において災害救助法などに適切に位置付け、事前に制度的財源・服務・保障等）整備を行い、有事の際に的確に支援できるよう環境整備を図っていただきたい。（新潟県）
- ・ 円滑に災害時の福祉支援活動を行うため、全国の福祉関係団体等の既存ネットワークとの連携も含め、国が中心となり、全国統一の福祉支援チームの派遣調整システムを構築していただきたい。（徳島県）

**【統一カリキュラム・ノウハウ蓄積】**

- ・ 全国で統一された研修カリキュラムや活動マニュアルが示されない中、災害時福祉支援体制の整備には、都道府県でかなりのバラつきがあるように感じられます。国に研修マニュアル・活動マニュアルの提示や災害時の派遣調整の司令塔的役割を望みます。（埼玉県）
- ・ 担当レベルでの、実務に当たってのノウハウ、Q&Aなどを共有できれば良いと思います。（千葉県）

**【費用等】**

- ・ 機材等を含む体制整備のための国庫補助の充実が求められる。（秋田県）
- ・ 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金にて、ネットワークの構築に係る費用を10分の10補助でいただいているところですが、ネットワーク事務局非常勤職員等の人件費を補助対象経費に加えることや、補助基準額の引き上げをお願いいたします。（東京都）
- ・ 災害派遣福祉チームの派遣に係る費用を災害救助法の求償対象にする等の財政的な支援が必要である。（三重県）
- ・ 継続した体制整備や災害時の福祉施設等との調整を迅速に行うためには、行政が事務局を担うより、県社会福祉協議会に専門職員を配置する方が望ましい。そのための制度化と人件費の財源確保が必要。（長崎県）
- ・ 体制整備に係る補助金の上限額（150万）を引き上げて頂きたい。（沖縄県）

**【その他】**

- ・ 厚生労働省から、「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日社援発0531第1号）にて「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が示されたこと、関係団体からネットワーク構築に対する要望があったこと等を踏まえ、本県も平成31年度中には体制を構築する予定だが、実際に災害が発生した場合にイメージ通りに機能するのかわという不安は未だに払拭しきれない。（熊本地震や北海道胆振東部地震等においても、厚生労働省が当初描いたイメージ通りに機能していないように思える。）（富山県）
- ・ 現状のガイドラインが一般避難所を対象としているため、福祉避難所や社会福祉施設等への福祉専門職の福祉支援の展開に向けて足かせとなってしまっている。福祉ニーズの高い部分に福祉専門職が派遣できる仕組みを全国一体的に進めていくべきであると考え。（長野県）

## (参考)調査票

平成 31 年 3 月 7 日

### H30 年度 災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力をお願い

現在、株式会社富士通総研では、厚生労働省「平成 30 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金(社会福祉推進事業分)」により「災害福祉広域支援ネットワークの推進方策に関する調査研究事業」を実施しており、その一環として表記のアンケート調査を実施させていただきます。

本調査研究は、東日本大震災の実態調査として弊社が実施した、平成 23 年度「被災時から復興期における高齢者への段階的支援とその体制のあり方の調査研究事業」(老人保健健康増進等事業)を契機とし、災害時の福祉支援体制の構築とその実施に係る人材育成について調査研究するものです。

昨年 5 月、厚生労働省からは「災害時の福祉支援体制の整備について」(平成 30 年 5 月 31 日社援発 0531 第 1 号)にて「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が示され、指定避難所の中でも福祉避難所等を除く一般的な避難所に対する支援体制の強化が示されたところですが、その後の 6 月には大阪北部を震源とする地震、7 月には西日本を中心とする平成 30 年 7 月豪雨、9 月には平成 30 年北海道胆振東部地震と災害が発生することになりました。一方、平成 30 年 7 月豪雨では、被災地の一つである岡山県において岡山県の災害派遣福祉チームである「岡山 DWAT」が支援活動を開始し、岡山 DWAT と連携するかたちで青森県、岩手県、群馬県、静岡県、京都府が県外より支援に入り、DMAT や保健師チーム等をはじめとする他職種と連携した「医療・保健・福祉」による支援活動を展開する等、今後の災害時の支援活動に向けた一つの基本的な方向性が確認されました。そして、こうした知見が共有されることで、平時における災害時の福祉支援体制づくりへの取り組みも見られてきています。

一方、取り組みの進捗に従って活動の共通化、都道府県を超えた圏域間・広域での情報共有等の課題も確認されており、実態の把握が必要となっております。

年度末に大変短い期間で恐縮ですが、是非とも本調査へのご協力を賜りたく宜しく願いいたします

下の【アンケート入力時のお願い】をお読みの上で回答頂き、メールに添付のうえ、返送用アドレス(fri-saigaifukushinw@cs.jp.fujitsu.com)に平成 31 年 3 月 19 日(火)までに返信を宜しくお願いします。

#### 【アンケート入力時のお願い】

- ① 記入は、貴都道府県の災害福祉支援ネットワーク等の災害時の福祉の支援体制の構築等のご担当、もしくは検討の実施や担当等が想定される部署の方がご記入ください。
- ② 回答は、アンケートの回答セルに直接入力する、もしくはチェックボックスをクリックしてチェック(☑)をつけてください。
- ③ 回答セル部分で文章が記入できる場所は、アミガケの箇所となります。それ以外の場所には文字入力できないよう設定されておりますが、書式変更も行わないようお願いいたします。
- ④ もし内容が書ききれない、参考資料がある、ご提供いただける資料がある等の場合は、お手数ですが、別ファイル等にてメールに添付し、返送くださるようお願いいたします。また、参考となる資料が公表されている場合には、URL を教えて頂けると助かります。
- ⑤ 調査票を保存する際は、必ずワードの保存形式でお願いします。
- ⑥ ファイル名については、次のようにお願いします。

00□□県(調査票)

↑ ↑  
都道府県コード 都道府県名

- ⑦ 返送メールの件名は、次のようにお願いします。

00□□県(災害福祉広域支援ネットワーク調査回答)

↑ ↑  
都道府県コード 都道府県名

◎ 不明の点がございましたら、下記までお問合せください。

担当： 株式会社富士通総研 コンサルティング本部 行政経営グループ 名取、石田  
電話： 03(5401)8396 FAX： 03(5401)8439

## 災害時の福祉支援体制の構築についての調査

※ 回答に際しては、「災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のお願い」の「アンケート入力時のお願い」をご一読の上、入力をお願いいたします。

※ 入力は、網がけ部分のみ可能となっています。チェックボックスは、「」上でクリックするとチェックができるようになっています。

※ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制に関する資料で、弊社に提供いただけるものがあれば、調査票の返送時に添付していただくと幸いです。

### ○回答していただく方のご連絡先

都道府県名	
部署名	
役職・名前	
電話番号・Fax	電話番号： Fax：
e-mail	

### I. 貴都道府県内の災害時の福祉支援の体制の構築状況についてうかがいます。

問1. 全ての都道府県にうかがいます。貴都道府県では、貴都道府県内で災害が発生した場合、要配慮者支援のために被災地で福祉による支援の機能を確保するために人員派遣等を行う体制（以下、「災害時の福祉支援体制」という）を構築されていますか。

※なお、

「1.既に構築している」は、「庁内調整及び関係団体と協議体を設立している・人員派遣の協定が整う等、既に都道府県内の関係者の合意が得られて活動を開始している状態」、

「2.現在構築中である」は、「体制構築に向けて、庁内調整の実施、関係団体と協議体設立に向けての検討・人員派遣の協定締結に向けての検討をしている状態」、

「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」は、「都道府県としては体制構築を考えているが、関係団体等とは協議体の設立・協定の締結等、具体的な検討には至っていない状態」…とします。

(1つ選択)		
<input type="checkbox"/>	1. 既に構築している-----	→問2-1へ進む
<input type="checkbox"/>	2. 現在構築中である-----	→問2-1へ進む
<input type="checkbox"/>	3. 今後構築の予定だが、未だ取りかかかっていない--	→問2-2へ進む
<input type="checkbox"/>	4. 未定-----	→問2-2へ進む
<input type="checkbox"/>	5. 予定はない-----	→問2-3へ進む
<input type="checkbox"/>	6. その他-----	→問3 へ進む

問2-1. 問1で「1.既に構築している」、「2.現在構築中である」と回答した都道府県にうかがいます。既に貴都道府県内で災害時に福祉支援を行う体制を構築している場合はその内容を、現在構築中の場合で内容が概ね決まりつつある場合は予定している内容を記載し、今後検討する場合は、「未定」と記載してください。

<p>① その体制は、どのような名称・内容でしょうか。</p>	<p>(1つ選択)</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議会・機構等を設け、そこで要配慮者に支援を行う人材の確保を位置づけて進めている (以下記述)</p> <table border="1" data-bbox="651 353 1401 434"> <tr> <td>協議会等名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その内容</td> <td></td> </tr> </table> <p>※要綱等提供頂ける資料があれば添付下さい</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議自体は行っているが、協議会・機構等は設置しておらず、要配慮者に支援を行う人材の確保は、別途「都道府県と各団体や施設との協定」、「事務局と各団体や施設との協定等」で実施している (以下記述)</p> <table border="1" data-bbox="651 663 1401 781"> <tr> <td>協定等名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>協定の締結者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td></td> </tr> </table> <p>※協定等提供頂ける資料があれば添付下さい</p> <p><input type="checkbox"/> 3. その他 (以下記述)</p> <table border="1" data-bbox="651 860 1401 938"> <tr> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td></td> </tr> </table>	協議会等名称		その内容		協定等名称		協定の締結者		内容		名称		内容					
協議会等名称																			
その内容																			
協定等名称																			
協定の締結者																			
内容																			
名称																			
内容																			
<p>② 災害時の福祉支援体制の稼動開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)、または予定時期を教えてください。</p>	<p>(半角数字を入力) (1つ選択)</p> <p>年 月に</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 開始した</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 開始予定である</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 時期未定</p>																		
<p>③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先の団体を教えてください。 (団体名を記載) ※分類が不明な場合は「-4. その他」にまとめて記載して頂いても結構です。 ※団体リスト等がある場合は、添付頂いても結構です。</p>	<table border="1"> <tr> <td>-1.社協等</td> <td>社会福祉協議会 経営者協議会等</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">-2.種別協 (事業者団体)</td> <td>高齢者福祉等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害児・者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童・母子等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-3.職能団体</td> <td>専門職の団体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-4.その他</td> <td>他職種の団体</td> <td></td> </tr> </table>	-1.社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等		-2.種別協 (事業者団体)	高齢者福祉等		障害児・者等		児童・母子等		その他		-3.職能団体	専門職の団体		-4.その他	他職種の団体	
-1.社協等	社会福祉協議会 経営者協議会等																		
-2.種別協 (事業者団体)	高齢者福祉等																		
	障害児・者等																		
	児童・母子等																		
	その他																		
-3.職能団体	専門職の団体																		
-4.その他	他職種の団体																		
<p>④ 現在、体制に未参加で、今後、参加・連携を想定している団体があれば教えてください。</p>	<p>【記述】</p>																		
<p>⑤ 災害時の福祉支援体制の事務局を担うのはどちらですか。</p>	<p>(1つ選択)</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 都道府県が担う</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 都道府県と団体が共に担う (以下記述)</p> <table border="1" data-bbox="651 1800 1401 1841"> <tr> <td>団体名</td> <td></td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 3. 団体が担う (以下記載)</p> <table border="1" data-bbox="651 1890 1401 1930"> <tr> <td>団体名</td> <td></td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 4. その他【記述】( )</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 未定</p>	団体名		団体名															
団体名																			
団体名																			

<p>⑥ 災害発生時には「事務局」が「本部」となることが想定されますが、そのバックアップ機能を確保していますか。</p>	<p>(1つ選択)</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 確保している (以下記述)</p> <table border="1" data-bbox="651 277 1417 344"> <tr> <td data-bbox="651 277 810 344">バックアップの方法</td> <td data-bbox="810 277 1417 344"></td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 2. 確保していない</p>	バックアップの方法	
バックアップの方法			
<p>⑦ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制の担当部署を教えてください。</p>	<p>【記述】</p> <p>※複数部署が関わっている場合、主担当の部署名</p>		
<p>⑧ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制の担当部署以外の部署(例:庁内の他の福祉部署、防災部署等)との間での福祉支援体制に関する連携や検討状況等について教えてください。</p>	<p>【記述】</p>		
<p>⑨ 災害時の福祉支援体制の構築に現在未参加で、今後、参加・連携を想定している団体があれば教えてください。</p>	<p>【記述】</p>		
<p>⑩ 災害時の福祉体制による支援の主な対象と対象者、理由を教えてください。</p> <p>※なお、「災害時の福祉支援体制の整備について」(厚生労働省 平成30年5月31日社援発0531第1号)では、対象先については一般避難所(注:指定避難所のうち、福祉避難所を除く一般的な避難所)で福祉支援を行うチームの派遣を想定し、災害時要配慮者についても高齢者や障害者、子ども等を例に挙げています。</p>	<p>⑩-1 支援の主な対象先 (複数選択可能) 【その理由・記述】</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 一般避難所</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 福祉避難所等</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 社会福祉施設等</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 要配慮者の居宅</p> <p><input type="checkbox"/> 5. その他【記述】( )</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 未定・検討中</p> <hr/> <p>⑩-2 支援の主な対象者 (複数選択可能) 【その理由・記述】</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 高齢者</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 障害者・児</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 乳幼児</p> <p><input type="checkbox"/> 4. その他【記述】( )</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 未定・検討中</p>		
<p>⑪ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制では、災害時に派遣する人員の確保や育成をされていますか。</p>	<p>(1つ選択)</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 開始している →設問⑩-1・-2へ</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 開始予定【記述】 →設問⑫へ( 年 月頃)</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 開始していない →設問⑫へ</p>		

⑪-1 人員確保の方法と登録条件等（複数選択可能）

1. 団体との協定や呼びかけ等で、チーム員として派遣できる人数のみを確保している（※個人を特定していない）（以下記述）

協定の締結先 例：団体、施設等	
確保した人員数	名
登録条件 (職種・経験年数等)	

2. 団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している（※個人を特定している）（以下記述）

協定の締結先 例：団体、施設、 登録者個人等	
確保した人員数	名
登録条件 (職種・経験年数等)	

3. 個人による応募も受け付けている（以下記述）

確保した人員数	名
登録条件 (職種・経験年数等)	

4. その他【記述】  
( )

⑫ -2 研修や訓練の実施状況（1つ選択）

1. 今年度実施した  
(今年度実施した場合は、研修・訓練について以下記述・4つまで)

<b>研修1</b>	<b>※可能であれば次第を提供ください</b>
1) 研修・訓練の名称	
2) 対象者	
3) 実施時期	
4) 内容	
<b>研修2</b>	<b>※可能であれば次第を提供ください</b>
1) 研修・訓練の名称	
2) 対象者	
3) 実施時期	
4) 内容	
<b>研修3</b>	<b>※可能であれば次第を提供ください</b>
1) 研修・訓練の名称	
2) 対象者	
3) 実施時期	
4) 内容	
<b>研修4</b>	<b>※可能であれば次第を提供ください</b>
1) 研修・訓練の名称	
2) 対象者	
3) 実施時期	
4) 内容	

2. 今年度は実施していないが、昨年度は実施した
3. 今後実施予定

<p>⑬ 活動に際し、資機材等は確保していますか。</p>	<p>(1つ選択)</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 確保している (次のうち該当するものを選択・複数回答可能)</p> <table border="1" data-bbox="630 268 1404 436"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. ビブス</td> <td><input type="checkbox"/> 2. モバイルパソコン</td> <td><input type="checkbox"/> 3. プリンタ</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4. 携帯電話</td> <td><input type="checkbox"/> 5. 衛星電話</td> <td><input type="checkbox"/> 6. トランシーブ</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7. デジタルカメラ</td> <td><input type="checkbox"/> 8. 車両</td> <td><input type="checkbox"/> 9. 自家発電機</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><input type="checkbox"/> 10. その他【記述】 ( )</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 2. 確保していない</p>	<input type="checkbox"/> 1. ビブス	<input type="checkbox"/> 2. モバイルパソコン	<input type="checkbox"/> 3. プリンタ	<input type="checkbox"/> 4. 携帯電話	<input type="checkbox"/> 5. 衛星電話	<input type="checkbox"/> 6. トランシーブ	<input type="checkbox"/> 7. デジタルカメラ	<input type="checkbox"/> 8. 車両	<input type="checkbox"/> 9. 自家発電機	<input type="checkbox"/> 10. その他【記述】 ( )		
<input type="checkbox"/> 1. ビブス	<input type="checkbox"/> 2. モバイルパソコン	<input type="checkbox"/> 3. プリンタ											
<input type="checkbox"/> 4. 携帯電話	<input type="checkbox"/> 5. 衛星電話	<input type="checkbox"/> 6. トランシーブ											
<input type="checkbox"/> 7. デジタルカメラ	<input type="checkbox"/> 8. 車両	<input type="checkbox"/> 9. 自家発電機											
<input type="checkbox"/> 10. その他【記述】 ( )													
<p>⑭ 災害時の福祉支援体制で想定している「災害」の種類について教えてください。</p>	<p>(複数選択可)</p> <table data-bbox="566 526 1396 716"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. 暴風</td> <td><input type="checkbox"/> 2. 豪雨</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3. 豪雪</td> <td><input type="checkbox"/> 4. 洪水</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5. 高潮</td> <td><input type="checkbox"/> 6. 地震</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7. 津波</td> <td><input type="checkbox"/> 8. 噴火</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 9. 原子力災害</td> <td><input type="checkbox"/> 10. その他【記述】 ( )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 1. 暴風	<input type="checkbox"/> 2. 豪雨	<input type="checkbox"/> 3. 豪雪	<input type="checkbox"/> 4. 洪水	<input type="checkbox"/> 5. 高潮	<input type="checkbox"/> 6. 地震	<input type="checkbox"/> 7. 津波	<input type="checkbox"/> 8. 噴火	<input type="checkbox"/> 9. 原子力災害	<input type="checkbox"/> 10. その他【記述】 ( )		
<input type="checkbox"/> 1. 暴風	<input type="checkbox"/> 2. 豪雨												
<input type="checkbox"/> 3. 豪雪	<input type="checkbox"/> 4. 洪水												
<input type="checkbox"/> 5. 高潮	<input type="checkbox"/> 6. 地震												
<input type="checkbox"/> 7. 津波	<input type="checkbox"/> 8. 噴火												
<input type="checkbox"/> 9. 原子力災害	<input type="checkbox"/> 10. その他【記述】 ( )												
<p>⑮ 貴都道府県の地域防災計画に、この災害時の福祉支援体制は位置づけをされていますか。</p>	<p>(1つ選択)</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 位置付けられている</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 位置付けられていないが、今後位置付ける予定</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 未定</p> <p><input type="checkbox"/> 4. その他【記述】 ( )</p>												
<p>⑯ 貴都道府県内の各市区町村に対する災害時の福祉支援体制についての働きかけ等の状況を教えてください。</p> <p>例) 市区町村地域防災計画への反映、災害救助法担当者会議での説明の実施、市区町村の検討支援、訓練支援等</p>	<p>【記述】</p>												
<p>⑰ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発や周知等への取組み状況を教えてください。</p> <p>例) 住民向けパンフレットやセミナー開催等</p>	<p>【記述】</p>												

→問3へ進む

問2-2. 問1で「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」、「4.未定」と回答した都道府県にうかがいます。

<p>① 災害時の福祉支援体制構築検討の開始予定時期を教えてください。</p>	<p>(1つ選択)</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 開始時期は決定している【年度記述】( 年度)</p> <p><input type="checkbox"/> 2. おおよその開始時期は想定している【年度記述】( 年頃)</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 未定</p>
<p>② その時期とした理由を教えてください。</p>	<p>【記述】</p>

③ 災害時の福祉支援体制の事務局として想定できる者はいますか。	(1つ選択) <input type="checkbox"/> 1. いない <input type="checkbox"/> 2. いる【記述】※貴都道府県が直接行う場合は部署名) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 150px; margin: 2px 0;">団体名</div> <input type="checkbox"/> 3. わからない
④ 貴都道府県の地域防災計画と災害時の福祉支援体制はどのような関係となると思われますか。	【記述】
⑤ 災害時の福祉支援体制を構築していく上で、課題があれば教えてください。	【記述】
⑥ 災害時の福祉支援体制を構築していく上で、あると望ましい支援があれば教えてください。	【記述】

**→問3へ進む**

問2-3. 問1で「5.予定はない」と回答した都道府県にうかがいます。

① 災害時の福祉支援体制の構築を予定していない理由を教えてください。	【記述】
② 災害時の福祉支援体制の事務局として想定できる者はいますか。	(1つ選択) <input type="checkbox"/> 1. いない <input type="checkbox"/> 2. いる【記述】※貴都道府県が直接行う場合は部署名) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 150px; margin: 2px 0;">団体名</div> <input type="checkbox"/> 3. わからない
③ 貴都道府県の地域防災計画の中に、災害時の福祉支援体制のような機能はどのように確保されていますか。	【記述】
④ 災害時の福祉支援体制を構築していく上で、課題があれば教えてください。	【記述】
⑤ 災害時の福祉支援体制を構築していく上で、あると望ましい支援があれば教えてください。	【記述】

**→問3へ進む**

**Ⅱ. 貴都道府県以外の都道府県との広域的な災害時の福祉支援体制の構築状況についてうかがいます。**

東日本大震災では同一県内での相互支援も困難となり、都道府県を越えた広域間による支援が必要となりました。また、熊本地震では、熊本DCATと連携して岩手県・京都府の災害派遣福祉チームが、平成30年7月豪雨災害では、岡山県において岡山DWATと連携して青森県、岩手県、群馬県、静岡県、京都府が避難所で支援活動を行い、あらためて災害時にも福祉支援が提供されることの重要性が確認されたところです。  
先般のガイドライン発出を受け、現在、都道府県内に災害時の福祉支援体制の構築が進んでいますが、同時にそれらが都道府県間等の広域支援時にも機能するよう、体制を構築していくことも重要であると考えられます。

問3. 全ての都道府県にうかがいます。 貴都道府県では、大規模災害下でも要配慮者支援を実施できるよう、貴都道府県と他都道府県のような広域間での体制を構築されていますか。

※なお、

「1.既に構築している」は、「庁内調整や実施方針が整う等、既に都道府県内の関係者の合意が得られている状態」、

「2.現在構築中である」は「実施に向けて、庁内調整の実施、関係団体と検討をしている状態」、

「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」は、「実施を考えているものの、具体的な検討には至っていない状態」 …とします。

(1つ選択)

<input type="checkbox"/>	1. 既に構築している	----->	問4-1へ進む
<input type="checkbox"/>	2. 現在構築中である	----->	問4-1へ進む
<input type="checkbox"/>	3. 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない	---->	問4-2へ進む
<input type="checkbox"/>	4. 未定	----->	問4-2へ進む
<input type="checkbox"/>	5. 予定はない	----->	問4-3へ進む
<input type="checkbox"/>	6. その他	----->	問4-3へ進む

問4-1. 問3で「1.既に構築している」「2.現在構築中である」と回答した都道府県にうかがいます。 既に貴都道府県と他都道府県間で災害時に人員派遣ができる支援体制を構築している場合はその内容を、現在構築中の場合は、予定の内容について記載し、今後検討する内容等については、「未定」としてください。

① それは、問2でお聞きした災害時の福祉支援体制によるものを想定されていますか。	(1つ選択)		
	<input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ (以下記述)	どのような体制でしょうか	
		貴都道府県における担当部署	複数の部署が関わっている場合の主担当部署
② 貴都道府県と一緒にそれらの検討を行っている都道府県があれば教えてください。	(1つ選択)		
	<input type="checkbox"/> 1. ある (以下記述)	都道府県名	
		会議体等の名称	
③ また、そのための会議体等があれば、教えてください。	<input type="checkbox"/> 2. ない		

④ 広域での災害時の福祉支援体制の構築を行う上で、課題があれば教えてください。	【記述】
⑤ 広域での災害時の福祉支援体制の構築を行う上で、あると望ましい支援があれば教えてください。	【記述】

**→問5へ進む**

問4-2. 問3で「3.今後実施の予定だが、未だ取りかかっていない」、「4.未定」と回答した都道府県にうかがいます。

① 広域での災害時の福祉支援体制の構築の検討開始予定時期を教えてください。	(1つ選択) <input type="checkbox"/> 1. 開始時期は決定している【年度記述】( 年度) <input type="checkbox"/> 2. おおよその開始時期は想定している【年度記述】( 年頃) <input type="checkbox"/> 3. 未定
② その時期とされた理由を教えてください。	【記述】
③ それは、問2でお聞きした災害時の福祉支援体制によって行うことを想定されていますか。	(1つ選択) <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ <input type="checkbox"/> 3. 未定
④ 広域での災害時の福祉支援体制の構築を行う上で、課題があれば教えてください。	【記述】
⑤ 広域での災害時の福祉支援体制の構築を行う上で、あると望ましい支援があれば教えてください。	【記述】

**→問5へ進む**

問4-3. 問3で「5.予定はない」、「6.その他」と回答した都道府県にうかがいます。

① 広域での災害時の福祉支援体制の構築を予定していない理由を教えてください。	【記述】
② 広域での災害時の福祉支援体制の構築を行う上で、課題があれば教えてください。	【記述】
③ 広域での災害時の福祉支援体制の構築を行っていく上で、あると望ましい支援があれば教えてください。	【記述】

**→問5へ進む**

### Ⅲ. 災害時の福祉支援体制全般についてうかがいます。

問5. 全ての都道府県にうかがいます。災害時の福祉支援体制の構築に際し、どのような支援が必要とお考えになりますか。

(あてはまるもの全て選択)

- 1. 共通ガイドラインの提示
- 2. 共通マニュアル案（活動フロー含む）の提示
- 3. 災害派遣福祉チーム等活動する人員向けの共通研修ツールの提供
- 4. 庁内向け講習会や研修の開催支援
- 5. 市町村等向け講習会や研修の開催支援
- 6. 住民組織等向け講習会や研修の開催支援
- 7. 研修講師等の派遣
- 8. 都道府県や都道府県と団体との協議体等へのアドバイザー
- 9. 資材・備品等の購入に際しての助成
- 10. その他【記述】( )
- 11. わからない
- 12. 特になし

問6. 全ての都道府県にうかがいます。災害時の福祉支援体制の構築について、ご意見等があればお書きください。【記述】

その他、御希望や質問がございましたら下にご記入ください。【記述】

質問は以上になります。ご回答ありがとうございました。



平成 30 年度 災害福祉広域支援ネットワークの推進方策に関する調査研究事業（データ版）  
（平成 30 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業）

発行月 平成 31（2019）年 3 月

発行者 株式会社 富士通総研

〒105-0022 東京都港区海岸 1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー

tel. 03（5401）8396

fax. 03（5401）8439

<http://jp.fujitsu.com/group/fri/>

禁無断転載